JOSHRC

2004 6

安全センター情報

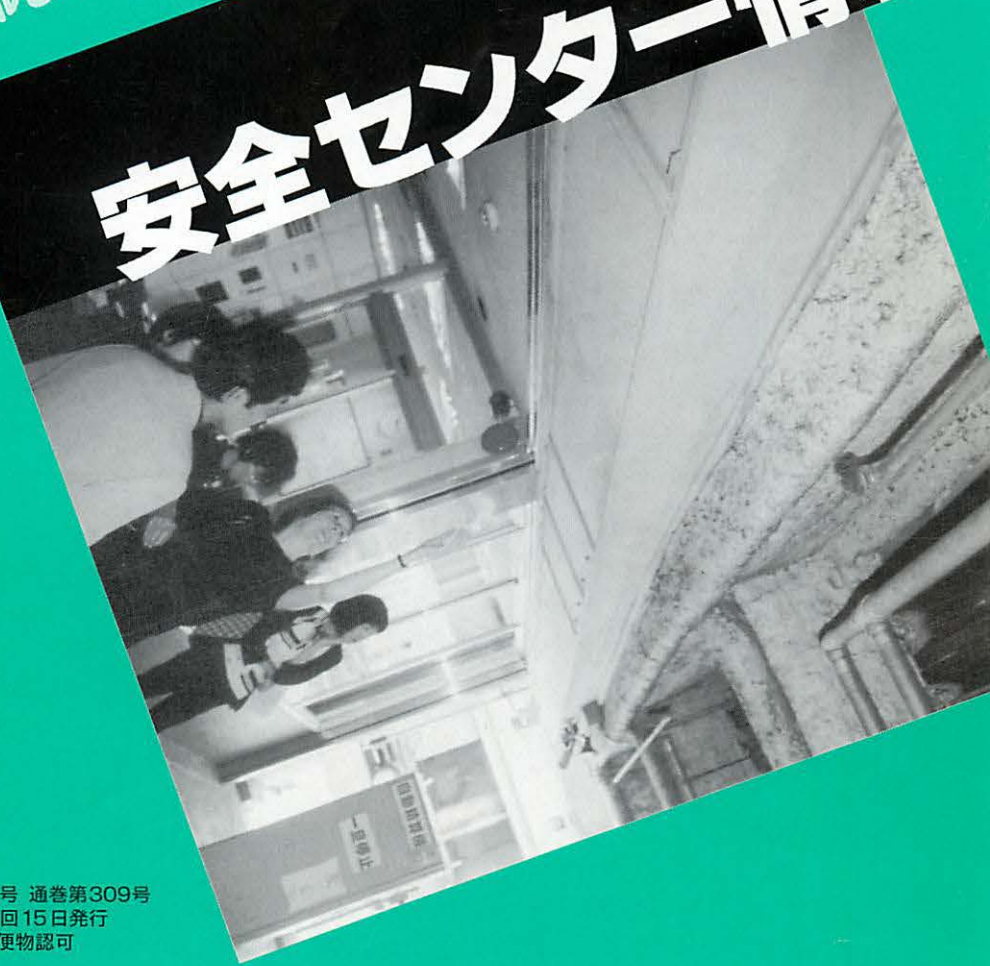

安全センター情報2004年6月号 通巻第309号
2004年5月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● GAC2004プレイベント

写真：横須賀市公共建築物のアスベストを視察するカザンアレンさん

全国労働安全衛生センター連絡会議

第15回総会は 7.24-25 福岡

★宿泊希望の会員の方は、お手数ですが、同封の返信用葉書で7月5日(月)までにお申し込みください。総会議案は7月号に掲載の予定です。書面表決をされる会員の方は、同封の葉書を保存しておいていただいたうえで、議案をご覧になってから送付してください。

全国安全センターの第15回総会は、2004年7月24日(土)14:00-25日(日)12:00、福岡県福岡市の「ホテルレガロ福岡」で開催いたします。

一日目(7月24日午後)は記念学習会を開催し、二日目(7月25日午前)に通常の総会議事を行いたいと考えています。記念学習会の講師には、以下の方々を予定しています。

天明佳臣氏(全国安全センター議長、神奈川県勤労者医療生協港町診療所所長)
「これからの労働安全衛生活動と安全センターの役割」
井上浩氏(全国安全センター顧問、元労働基準監督署長)
「労災保険の民営化をめぐる諸問題」
織田晋平氏(全国脊髄損傷者連合会九州ブロック会長)
「被災者の立場からの提起(仮題)」

会場は、福岡空港から車で15分、JR博多駅から車または地下鉄で約10分、最寄りの地下鉄駅は「千代県庁口駅」(4番出口徒歩4分)となります。

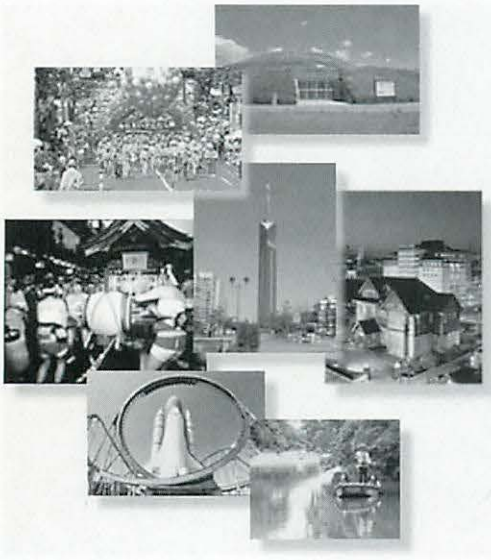

- 福岡空港より車で15分
- JR「博多駅」より車で10分、または地下鉄で約10分
- 地下鉄「千代県庁口駅」下車4番出口より徒歩4分
- 西鉄バス「千代町」バス停下車徒歩4分
- JR「吉塚駅」より徒歩11分

日時: 2004年7月24日(土)14:00～7月25日(日)12:00
会場: ホテルレガロ福岡
〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1-20-31 TEL(092)651-7611/FAX(092)651-9567
参加費: 20,000円(資料代・宿泊費・食費込み、宿泊なしの場合はお問い合わせください。)

安全センター情報2004年6月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第309号　2004年5月15日発行］

特集／GAC2004プレイベント

新たなことを成し遂げるため一緒に活動しよう

全国6か所でアスベスト・セミナーを開催 …… 2

ローリー・カザンアレン
アスベストのない世界へ …… 7
公共建築物におけるアスベスト …… 14

バリー・キャッスルマン
アスベストに対する世界の闘い …… 19

アジア・ネットワークの広がりとヴェトナムのアスベスト事情

OSH効果の促進に関するハノイ国際セミナー

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 22

連載27―塩沢美代子
語りつぎたいこと 28

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

アスベスト被害：健康への脅威はいつまでも …… 32

2004年度監督指導・労災補償業務運営通達 …… 35
筑豊じん肺最高裁判決（時効・国の責任） …… 48

各地の便り

ISO他●腰痛・肩こり予防マニュアル等のツール …… 54
広島●船員初の石綿曝露による中皮腫認定 …… 55
愛媛・神奈川●不払い残業代で審査官の採決 …… 57
沖縄●22年目の元ハツリ工のじん肺労災認定 …… 58
神奈川●外国人労災で責任無自覚な大企業 …… 59

表紙写真／横須賀市公共建築物のアスベストを視察するローリー・カザンアレンさん

新たなことを成し遂げるため一緒に活動しよう

全国6か所でアスベスト・セミナーを開催

ふたりの海外ゲスト

11月19-21日に東京・早稲田大学国際会議場で開催される「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」の準備が精力的に進められている。

4月16～23日、アスベスト・リスクのない世界と被災者に対する正義の実現のために献身的に活躍されてきたおふたりの海外ゲストを迎えて、全国6か所（東京、横須賀、名古屋、大阪、松山、鹿児島）でアスベスト・セミナーが開催された（4月号巻末に集会案内を掲載）。

来日されたのは、以下のおふたり。いずれも、GAC2004の国際委員でもあり、初来日。

・**ローリー・カザンアレン**（Laurie Kazan-Allen）さん（次頁左写真：横須賀セミナー）

イギリス。長年、British Asbestos Newsletter（http://www.lkaz.demon.co.uk/）を発行。現在は、アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーターとして、世界中のアスベスト被災者やアスベスト禁止を求める人々の取り組みを支援している。2000年9月にブラジル・オザスコで開催された、初めての世界アスベスト会議をはじめ、国際的・学際的なアスベスト問題に関する会議やキャンペーンをコーディネートしてきている。IBASのホームページ（http://www.btinternet.com/~ibas/）は、アスベスト問題に関する世界中の最新情報を得るための宝庫になっている。

彼女は、日本からの帰国後、ポーランドとオランダで国際アスベスト会議を開催、さらに建築物のアスベスト管理規制に新天地を開く、改正アスベスト作業管理規則（CARW）の5月21日施行に当たってイギリス国内で2つの大きなイベントをこなすという超人的な活躍をしている。ローリーの足跡を追うように、海外からのGAC2004への参加申込もまた増えている。一連の取り組みの報告は、間もなくIBASのウエブサイトに掲載されると思う。

・**バリー・キャッスルマン**（Barry Castleman）さん（次頁右写真：鹿児島セミナー）

アメリカ・環境コンサルタント。世界中でアスベスト問題のバイブルとして活用され、すでに4版を重ねている『アスベスト：医学的・法的側面』（Asbestos: Medical and Legal Aspects）の著者。アメリカ国内及び世界中の、アスベスト被災者やアスベスト禁止を求める人々の取り組みを支援している。カナダが、フランスのアスベスト禁止導入を「非関税貿易障壁」だとしてWTO（世界貿易機関）に訴えて争った国際貿易紛争では、EU（欧州

連合）の法律顧問も務めた。2001年3月にWTOの上訴機関は最終的に、自国民の健康と環境を守るためにアスベストを禁止する国家の主権を確認して、その後の世界的な禁止の潮流を確実なものにした。

バリーも、その著書の第5版の原稿を書き上げてすぐの来日という忙しさ。11月の世界会議に、出版が間に合うことを期待したい。

乗り継ぎの飛行機トラブルのため、東京シンポジウムに間に合わず、懇親会から合流となったが、今回は従兄のステファン・バーガー氏が同行。スティーブは、カリフォルニア州環境保護庁（EPA）の水質管理の仕事を引退したばかり。バリーとは長年、様々な問題に一緒に取り組み、バリーの著書の第6章「石綿断熱材の代替品」を執筆しているとのこと。

全国6か所で400名が参加

ともあれ無事合流した17日の翌日には、3名とも東京を早朝に立ち、ローリーは、東京→名古屋→大阪→横須賀→東京と、バリーとスティーブは、松山→京都（観光）→鹿児島→東京と、地方巡業に旅たち、ようやく再会できた26日午前中も、連合本部とILO駐日事務所訪問。バリーとスティーブはほぼそのまま成田空港に向かい、帰国の途へという強行スケジュールだった。

ローリーは、16日に来日して、17日午前中は世界会議会場―早稲田大学国際会議場を下見、26日にバリーらと別れた後は、全国安全センター事務所で、主だったGAC2004組織委員メンバーと、プログラム編成やら資金調達計画やらの打ち合わせ。27日早朝に帰国。観光ゼロという日程であった。

何をさておき、紙面を借りて、海外ゲストに御礼申し上げたい。

全国6か所でのセミナーは、以下の日程で、合計約400名の参加を得ることができた。

4月17日（土）	東京シンポジウム	80名参加
4月18日（日）	名古屋セミナー	30名参加
	松山セミナー	90名参加
4月19日（月）	大阪セミナー	100名参加
4月20日（火）	鹿児島セミナー	30名参加
4月21日（水）	横須賀セミナー	70名参加

世界会議の準備作業自体は、東京中心に進んでいるかのように見られざるを得ないが、今回のプレイベントが、GAC2004の開催を全国に知らせ、その成功めざしてともに取り組む気運を醸造するという、直接的な目的を果たしたことも疑いない。各会場ではGAC2004への寄付を呼びかけていただいたが、合計約30万円の寄付が寄せられている。

それ以上にうれしかったことは、集会やその後の懇親会等に参加した方々が皆、海外ゲストの人柄にふれ、世界会議の成功とアスベストリスクのない世界をめざして、一緒に行動しようという信頼感を抱いてくれたことが何よりの成果である。

横須賀セミナーの実行委員会から、学校など公共建築物におけるアスベスト対策について報告してほしいという要請があったため、ローリーは2本の報告（パワーポイントと原稿）を用意してくれたが、バリーが間に合わなかったために、東京シンポジウムでは2つの報告をしていただいた。事前に送っても

らった原稿を翻訳して、7頁以下に紹介する。

バリーは、発表用原稿は間に合わなかったが、「アスベストに対する世界の闘い」、「アスベストの健康への危険に対する企業の対応」というパワーポイントと、「WTO（世界貿易機関）アスベスト紛争」、「アスベストの"管理使用"というレジュメを送ってくれた。本誌では、鹿児島集会での発表を要約したものを14頁に紹介する。ふたりから送られた資料はいずれも、GAC2004組織委員会事務局次長の安間武さんに翻訳していただいて、参加者に配布した。

なお、6会場のすべてで、熱心な質疑討論が行われたことも、今回のプレイベントの特徴のひとつとして特筆しておきたい。

被災者・遺族の初めての集まり

各地域とも、海外ゲストの報告を柱にしながら、趣向を凝らした取り組みが行われた。

東京シンポジウムでは、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（大森華恵子さんと斉藤美恵さん）、全建総連東京都連合会、横須賀じん肺被災者の会、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、石綿対策全国連絡会議の代表から、取り組みの報告や行動の呼びかけが行われた。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長の永倉冬史さんは、東京シンポジウムだけでなく、松山、大阪、横須賀セミナーでも、東京都練馬区、文京区の実例等を報告しながら、学校・公共建築物のアスベスト問題に取り組み必要性を訴えた。横須賀セミナーでは、練馬区議会議員の池尻成二さんも、自らの体験を通じて、「リスクコミュニケーションの教訓」について語った。

鹿児島では、名取雄司医師（中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長）が、「日本のアスベスト問題とアスベスト関連疾患について」報告し、セミナー翌日に鹿児島労働安全衛生センターが実施した「アスベスト・ホットライン」を応援した。

何より注目されるのは、名古屋と大阪で、セミナーの前に、地域における初めてのアスベスト被災者と家族のささやかな集まりが持たれたことである。

今年2月7日の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の設立以来、全国の被災者・家族の交流が一層進むとともに、新たな健康被害の相談も相次いでいる。各地のセミナーも、残念ながらNHKラジオを除き全国メディアはふれなかったが、ローカルの新聞やテレビには取り上げられ、相談事例の増加につながっている。各地域における相談体制の充実と被災者・家族の結び付きの強化に、今回のプレイベントが貢献したことは間違いない。

大阪では、メイン会場の向かいの小部屋に、カメラマン今井明さんの撮影したアスベスト被災者・家族等の写真も展示された（写真）。横須賀や東京での写真展にかざられた写真に加えて、元船員・笠原昭雄さんご夫妻、元国鉄職員Tさんとご家族の2組の新たなポートレートも含まれていた。

大阪セミナーのトリは、全国からかけつけた中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族のメンバー――宮美恵子（北海道）さん、大森華恵子（埼玉）さん、宗像力男（千葉）さん、そして進行役の古川和子（大阪）さんの語りだった。古川さんは、名古屋での被災者・家族の集まりにも、かけつけてくれた。

横須賀市副市長と交渉

横須賀では、ローリーがセミナーの前日に横須賀入りして観音崎で被災者、家族、支援者ら交流、21日当日午前中には、横須賀市に対する吹き付けアスベストの早期調査の要請に同行した。

過去2回にわたる交渉で、横須賀市からは、「市有施設の吹き付けアスベストの調査をする」との回答を得ていたが、その後は、「調査の進捗状況を報

告する段階ではない」、「要請団体のメンバーを現場に案内する必要はない」等、問題の緊急性に照らし後退した対応であった。そこで、新ためてこの機会に横須賀市長に要請することにしたものである。

市側は、市長の代わりに副市長と教育委管理部長が出席。要請団体側は、横須賀市職労書記長や横須賀じん肺被災者の会のメンバーが多数参加した。要請の目的は、調査を「早期に実施すること」にあったが、副市長の回答は、「設計図書の調査で1年、さらにアスベストが含まれているかどうかの分析でさらに1年」と、調査の結果が出るまでに2年もかかるということだった。「緊急対策が必要な事態は出ていない」と言うが、現場調査もしていない段階でどうしてそういうことが言えるのか。事態が緊急を要することを認識しない市側の態度に非難が集中した。

ローリーは、イギリスの深刻なアスベスト被害の実状を踏まえ、「アスベストの危険性という子供たちが直面している緊急課題に対し、(副市長らは)認識が欠けているように思われます。教師の皆さんもアスベストの危険にさらされています。イギリスではアスベストの病気で先生方が亡くなっています。こんな状況なら学校が閉鎖されているところです」と、横須賀市の姿勢を批判した(左写真)。

ローリーの発言は、翌日の新聞(横須賀版)3紙に取り上げられ、注目を集めた。地元の関係団体は、この機会に早期再調査と具体的対策への着手を強く迫っていきたいとしている。

連合・ILO駐日事務所訪問

ローリー、バリー、スティーブが束の間の再会を

果たした22日午前中は、GAC2004組織員会委員長の天明佳臣医師、古谷杉郎事務局長、安間武事務局次長とともに、後援の御礼も兼ねて連合本部とILO駐日事務所を表敬訪問した。

連合では、久保田泰雄・副事務局長、須賀恭孝・総合局長、熊谷謙一・国際局長、中桐孝郎・雇用法制対策局部長が出迎えてくれた(右写真)。

今年は12月5-10日に宮崎で、日本で初めて、国際自由労連(ICFTU)の世界大会が開催される。この大会には海外から約千人、国内から約500人の労働組合代議員が出席。12月4日には事前行事として、「貧困撲滅」、「労働市場の変化とディーセントワーク」、「労働者とアメリカ自由貿易圏」等をテーマにしたワークショップが行われる予定である。

2つの世界会議が、働く者の命と健康を守る国際的な取り組みに、相乗効果を与えられることを希望した。

ILO駐日事務所では、堀内光子・駐日代表と寺本隆信・東京支局次長が対応してくれた(次頁写真)。

ILOにおける進展が、世界の、とりわけアジアを初めとした開発途上国における事態に大きな影響を与えることに留意して、是非駐日事務所のイニシアティブをと要望した。

懇談の時間は短かったが、アジアのなかの日本の役割及びGAC2004開催の重要性は理解していただけたと思う。いずれの団体に対しても、GAC2004当日のオープニングに代表を送っていただくよう要請した。

海外ゲストからは、厚生労働省、環境省、東京都、日本医師会はじめ他の団体にもうかがいたいという要望があったが、なにしろタイトな日程の中で設定

ができなかった。

GAC2004準備作業に拍車

残念ながら海外ゲストと具体的な準備について相談する時間は十分には持てなかったのだが、今回のプレイベントがGAC2004の準備作業に拍車をかけたことは疑いない。

まず、先立つものがなければ始まらないわけだが、世界会議の開催には最低でも約2,500万円必要と見込まれている。意に反して、申請していた助成金等はほぼ全滅状態で、これが日本の実情かと嘆かざるを得ない。しかしながら、草の根の団体・個人からの寄付金が、前述のプレイベント各会場でのカンパも含めて好調で、すでに千万円を突破した。展示ブースの出展料や海外からの資金も含めて、この調子でもう一歩寄付金集めが進めば、開催自体が危ぶまれる事態は回避することができそうというところまできている。皆様方の格別のご協力を、重ねてお願いしたい。

・三井住友銀行亀戸支店（普）1601650
・郵便振替口座 00120-2-444461

口座名はいずれも「GAC（ジーエーシー）2004組織委員会」をご利用下さい。

そして何よりも、内容の充実。プレイベントを前後して、主に海外参加者の登録、演題、抄録等の確認作業が精力的に進められている。海外からの参加者が、50名を超すことはもはや確実で、どこまで増えるか楽しみな状況である。

GAC2004組織委員会では、演題・抄録等申し込みの締め切りを1か月延長して、6月30日とすることを決定した（早期登録（登録料6,000円、締切日後は8,000円。学生は3,000円）の締め切りは7月31日）。全体会議各セッションの発表はかなり埋まりつつあるが、ワークショップ、そしてポスターセッションも用意されているので、できるだけ早めにどしどし応募していただきたい。発表を期待されているのは、研究者や専門家だけに限られているわけではない。アスベスト被災者とその家族、労働者市民の皆さんからの積極的な申し込みと参加が期待されている。

GAC2004の詳しいご案内や各種登録、申し込み等のオンライン受け付けが、ウエブサイトで提供されている（http://park3.wakwak.com/~gac2004/）。

2004年世界アスベスト東京会議

Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo

GAC 2004 TOKYO　2004年11月19-21日　早稲田大学国際会議場

本号に同封した郵便払込用紙は、GAC2004組織委員会の口座のものです（全国安全センターの口座ではありませんのでご注意下さい）。組織委員会では、寄付金を募集しています。皆様方のご協力を心からお願いいたします。銀行口座は、三井住友銀行・亀戸支店（普）1601650「GAC（ジーエーシー）2004組織委員会」をご利用下さい。

ウエブサイト: http://park3.wakwak.com/~gac2004/

「写真展●静かな時限爆弾=アスベスト被害」から 写真：今井明

アスベストのない世界へ

ローリー・カザンアレン
アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーター

アスベストのない世界へ

前世紀の間に、アスベストの使用は爆発的に増え、1975年までに、世界の生産量は年間500万トンに達した。“淑女アスベスト”［図］は、世界のアスベスト権益に莫大な利益をもたらした。アスベスト生産者は、彼らの原材料は“魔法の鉱物”であり、最小の出費で多くの用途に向けることができると主張した。しかし、彼らの計算から一貫して抜け落ちているひとつの生産コストは、アスベストに関する人間のコストであり、それは、鉱山労働者、工場労働者、造船所労働者、その他によって支払われてきた。

アスベスト使用による危険な影響は、20世紀の初頭から知られていたが、巨利を求める事業の継続の方が安全性の問題より優先された。アスベスト権益は、政治家、労働組合、医学界の受身の態度を利用した。アスベスト業界の宣伝は多くの国の言語に翻訳され、世界中いたるところに流布された。アスベスト業界の意図的なキャンペーンは大成功し、世界中の多くの場所で、アスベストが使用され続けることとなった。

誰の責任か？

20世紀のほとんどの間、国際労働機関（ILO）と世界保健機関（WHO）はアスベストについては、無言のままでいた。彼らの無策により空白が生じても、保護措置は不必要であると主張するアスベスト圧力団体から、保護措置をとらぬよう政府は説得された。

各国アスベスト団体の誕生

被害を受けた労働者やその家族たちが、繰り返し、アスベスト曝露の影響についての真実を広めなければならなかった。1970年代以降は、アスベスト被害を直接体験した人々によって行動が起こされた。

1970年代

イギリス

アスベスト肺・職業病予防協会：ナンシー・テイト―未亡人［次頁左上写真］

ハル・アスベスト行動グループ：ディック・ジャクソン―保温工事労働者［次頁右上写真］

オーストラリア

オーストラリア・アスベスト疾病協会 ―アスベスト鉱山労働者［次頁右下写真］

アメリカ

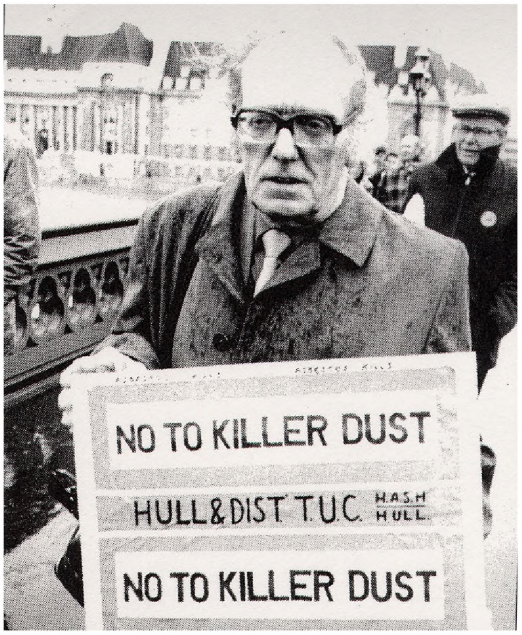

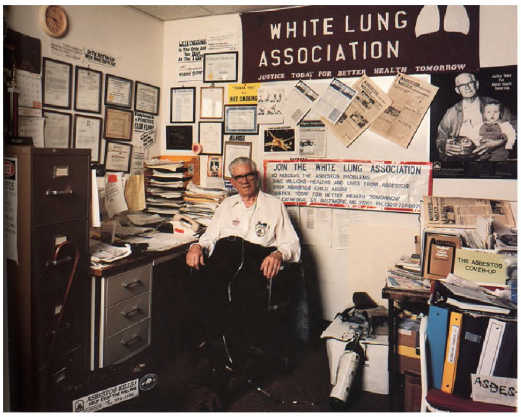

白い肺協会［左下写真］—造船所労働者

1980年代

スコットランド

クライドサイド・アスベスト行動—グラスゴーの造船労働者と保温工事労働者

イタリア

アスベスト曝露者協会—カサレ・モンフェラトのアスベスト工場労働者

日本

石綿対策全国連絡会議（BANJAN）

アスベスト根絶ネットワーク

1990年代

フランス

全国アスベスト被災者団体（ANDEVA）—アスベスト繊維労働者

ニュージーランド

ニュージーランド・アスベスト疾患協会—被災労働者

オランダ

オランダ・アスベスト被害者委員会—アスベスト・セメント工場労働者、地域住民

ブラジル

全国アスベスト曝露者団体（ABREA）［写真］—アスベスト・セメント工場労働者

ニカラグア

ニカリットの元労働者協会―アスベスト・セメント工場労働者

ペルー

反アスベスト協会―アスベスト労働者

国際的連携

団体の数が増加するにつれ、団体間の連携が図られるようになった。1991年6月、運動家たちが欧州議会に集まり、“国際団体の連合体”を結成することを決議した。このようにしてアスベスト禁止ネットワーク(Ban Asbestos Network, BAN)が生まれた。2年で、このネットワークは、1994年の国際セミナー“アスベスト:管理使用か? 禁止か? ブラジル”[1995年6月号参照]の開催で示されたように発展途上国からの参加を得るまでに拡大した。

その後数年間、科学者、医師、労働組合、政治家、生態学者、公益団体、などが議論を続けた。数年にわたる運動で、最終的には、アスベスト問題に関する産業界の支配の一角を崩し始めた。

公衆の動員が長年の産業界の支配をいかに覆すかについての、古典的な事例がフランスで起きた。1990年代初頭、フランスのアスベスト会社は、国のアスベスト問題、彼らの労働団体、アスベスト常任委員会などを牛耳り、アスベストに関する否定的な事実の発見に反論する大量の宣伝キャンペーンを展開した。欧州連合(EU)が白アスベスト禁止の可能性について最初に討議したときに、フランスのアスベスト圧力団体は、その討議をやめさせることに成功した。

1995年、アスベスト禁止ネットワークのフランス人たちは、アスベスト被災者、学者、労働組合と共に、フランス・アスベスト被災者団体、ANDEVAを設立した。ANDEVAは急速に国民の声となり、ANDEVAの代表者たちは、政治家、ジャーナリスト、労働組合に、有害なアスベストが数千人のフランス人労働者に及ぼした被害について知らせた。ANDEVAは短期間のうちに、アスベストは代替不可能であるという国民の認識を覆すことに成功し、1997年にフランスでは、アスベストの使用が禁止された。

このフランスのアスベスト禁止の重要性は、どのように言っても言い過ぎではない。このフランスの禁止がEUの禁止につながったことは間違いない。EUアスベスト指令は、加盟国に対し、2005年1月1日までに全てのタイプのアスベストの使用をやめるよう求めている。現在の15加盟国の中でまだアスベストを禁止していないのは、ポルトガルとギリシャだけである。2004年5月に10カ国が新たに加盟国として加わるが、これらの諸国も全て、2005年1月の期限までにアスベストを禁止しなくてはならない。

世界貿易機関での数年にわたる訴訟などを含む、世界のアスベスト生産者による団結した行動にもかかわらず、このEU禁止令は有効である。アスベストの使用を止めるというヨーロッパ人の決意は、ヨーロッパ諸国以外の政府にも連鎖的な反応を引き起こした。何故わが国の市民が、ヨーロッパ人にとって非常に危険な物質に曝露しなくてはならないのか?

EUのアスベスト禁止に関連し、2001年にチリ政府がアスベスト禁止を決定したことにより、国連はクリソタイル(白)アスベスト貿易の世界的な制限の可能性について調査を実施した。国連の制限物質リストにクリソタイルが加えられることが世界的禁止になるわけではないが、アスベストの有害な特性についてのそのような国際的な認知は、アスベスト消費を抑制するであろう。この措置については、2004年9月にジュネーブ会議で討議される予定である。

アスベスト禁止国際書記局(IBAS)

インターネットの出現により、情報の流れが指数関数的に増大した。急速に増大するネットワークからの情報の洪水に直面して、恒常的な機関の必要性が明らかとなった。

BANメンバーとの協議の結果、アスベスト禁止国際書記局(IBAS)が1999年に設立された。その目的は:

- 全てのアスベストを全世界で禁止すること
- アスベスト含有製品からの曝露を最小にすること
- アスベスト関連疾病の医学的研究と医療についての情報が広く得られるようにすること
- アスベスト被災者が補償を求めることについて支援すること

・反アスベスト運動家に対する攻撃から彼らを守ること

IBASキャンペーン

アスベスト禁止ネットワークの強さは、多様で献身的なメンバーのおかげである。発展途上国の運動家は、多くの人々から無視されている問題について語ることで、アスベストの危険性を知らせることに重要な役割を果たしている。彼らは、自分たち自身を強力な既得権益からの攻撃に身を曝している。これら勇気ある運動家の働きをおとしめるために、様々な手段が用いられたが、そのことが、巨利をもたらす市場を産業界がいかに必死で守ろうとしているかを暴き出している。アスベスト擁護の宣伝を広め、公衆衛生運動家を糾弾することで、産業界は、発展途上国における労働者と消費者の間に、混乱を引き起こしている。このような環境の下で、アスベストの販売は続けられている。IBASの最も重要な成果のひとつは、アスベスト禁止の運動家たちに支援の手を差し伸べてきたことである。これらの運動家たちの中には、産業界や政府の敵対者から猛烈で執拗な攻撃に曝されているTK.ジョシ博士や労働監督官フェルナンダ・ギアナージがいる。

インド

2001年初頭、“インドにおけるアスベスト禁止”という名のシンポジウムを、インド労働衛生学会（IAOH）の全国会議の一部として開催する計画が取りまとめられた。[写真]

2001年1月5日、アスベスト・セメント製品製造協会（インド）は、書留郵便をインド労働衛生学会の科学委員会議長TK.ジョシ博士に送った。この手紙は、もしこの会議を中止しなければ、“上記表題（インドにおけるアスベスト禁止）に関するワークショップをIAOHが開催しないよう求める命令を含む、適切な改善措置をとる”結果になるであろう、と脅迫するものであった。

不幸なことに、博士を黙らせようとするのは産業界だけではなかった。ジョシ博士に対する圧力は、鉱山安全局長からもかけられた。彼は、“IAOHがこの問題に独断で判断を下し、インドでアスベストを禁止するとするワークショップを開催するのは不適切である…”という手紙を出した。ジョシ博士が学会員の仲間から得ようと期待していた支援は実現しなかった。彼らは、ジョシ博士がこの問題をセンセーショナルに取り上げ、アスベストを攻撃することについて、既得の商業的な利権とつながりを持っていると博士を非難した。

われわれアスベスト禁止国際書記局（IBAS）は、ジョシ博士の立場を国際的に支援するために動いた。われわれはジョシ博士やインドの非政府組織（NGOs）と緊密に連絡を取りながら、アスベストに関する公の議論を取り締まろうとする露骨な試みを公表した。IBASネットワークのメンバーは、インド首相、指導的政治家、及びイギリス、アメリカ、ブラジル、イタリアに駐在する各インド大使に、インドにおける言論の自由を守るよう要求した。脅迫命令はその後、出されることはなく、会議は予定どおりに開催された。

それ以来、ジョシ博士は、彼の働きを社会的に葬り去ろうと悪辣な試みを続ける産業界の攻撃目標とされている。彼の“労働環境衛生センター所長”としての給料は、2002年に10か月間、差し押さえられた。2003年には、センターの予算は50%削られた。昨年、彼はベトナム保健省の招きで、“インドにおけるアスベスト問題に関する論文”を発表するためにベトナムへ行こうとしたが、旅行の許可を拒否された。ジョシ博士は、インドのアスベスト問題はボパールの大惨事（訳注*）すら小さく見せるようなものだと述べて、闘志を燃やし続けている。

（訳注*）：1984年にインド・ボパールのユニオン・カーバイドの農薬工場で起きた、農薬の成分である猛毒のメチルイソシアネートのガス漏れ事故。

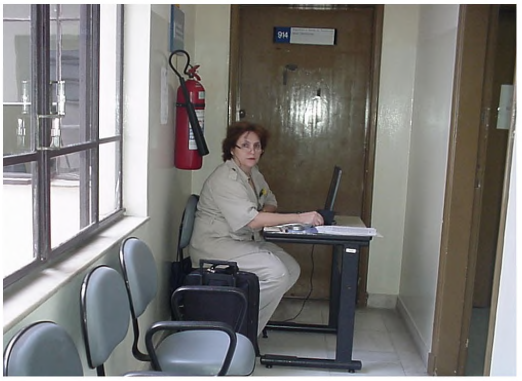

約8,000人が死亡し、約500万人が被害を受けたとされる。

ブラジル

ブラジルでは、労働監督官フェルナンダ・ギアナージが、アスベスト被害者を支援し、ブラジル及びラテンアメリカでアスベストを禁止するキャンペーンで中心的役割を果たしているために、度重なる攻撃を受けている[写真]。1998年、彼女は、ブラジルの主要アスベスト会社であるエターニット社(Eternit)によって、彼女が病気で苦しむ同社の従業員に対する同社の扱いにコメントしたことについて訴えられた。この訴訟は、ギアナージさんを支援する手紙とファックスが洪水のように来た後に、判事により却下された。2年後、監督官ギアナージを黙らせようとする新たな試みが再びなされた。カナダのアスベスト産業の報道担当者がブラジル労働大臣に彼女を訴えた。

「ラテンアメリカでのアスベスト禁止のための市民オンライン・ワークのコーディネータである貴国の監督官、フェルナンダ・ギアナージ女史が立場を利用して、貴国の公式な政策とは相容れない彼女の考えを貴労働省内で広めようとしていることについて、われわれは注意を払うようになった。われわれは、ブラジル政府の公式政策に反対する立場をとるこの人間が、アスベスト関連のことがらに関する報道官として貴省から正式に権限を与えられているのかいぶかしく思う。われわれは、ギアナージ女史が、彼女の個人的活動を推進するために彼女の職業的責務を濫用しないよう適切な措置をとるよう、謹んで貴省に懇願するものである」。

監督官ギアナージに対するこの攻撃が明らかになったときに、アスベスト禁止ネットワークは直ちに行動を起こした。その結果、ギアナージを支援する大きな動きが瞬く間に国際的に広がり、そのことにより、彼女は職務遂行を継続することが容認された。

私は、残念ながら、ギアナージが再度攻撃に曝されていることを皆さんにお知らせしなければならない。現在、彼女は元労働大臣に対する名誉毀損で訴えられている。この告訴は、ブラジル・アスベスト産業界の歴史的分析に関連している。その分析の中で、監督官ギアナージは、1985年にアスベスト会社であるサン・ゴバン社によって不法に設立された労働組合に対する元労働大臣の支援の重要性について言及した。サン・ゴバンの労働組合は、同社の最大工場でストライキを計画していた独立系労働組合に取って替えるものである。ギアナージの審理担当として、昨年任命された連邦裁判事が、汚職と組織的犯罪に連座して、現在獄中にいるということは、偶然の一致ではない。

これは疑いなく、ブラジルの雇用者の怠慢に対する監督官ギアナージの遠慮のない意見が、労働省内の公務員の中に多くの敵をつくったということである。彼らは、こそこそした攻撃と絶え間ない嫌がらせで特徴づけられる隠微な戦いを彼女に対して行った。この裁判を言い訳にして、ギアナージさんが工場の職場監督を行うことを禁じる命令が出された。当面、彼女は労働省のサンパウロ事務所で勤務日を過ごすよう命じられている。

監督官ギアナージの“収監”は、3月15日から始まった。窓のないかび臭い独房サイズの収納部屋

をあてがわれ、監督官ギアナージは、トイレの外の廊下に居を定めた[写真前頁左]。彼女がそこにいるということが、労働省のちゃちな懲罰的措置に対する彼女の信条表明である。アスベスト産業界、労働省、堕落した裁判所、ブラジルの既得権益の一丸となった圧力にもかかわらず、監督官ギアナージは彼女の無実と職場復帰を断固として主張している。

アスベスト会議

仮想のネットワークは成功したが、情報の伝播と新たな触れ合いのための手段として、お互いが直接会って話をすることに勝るものはない。

2000年にブラジルで開催された会議：世界アスベスト会議—過去、現在、未来（GAC2000）は、アスベスト禁止キャンペーンにおけるひとつの画期的な出来事であった[写真]。それ以前には、アスベスト会議は産業側によって、もっと多くのアスベストを売るための世界的取り組みを議論するために開催されていた。ブラジル会議はアスベスト使用による個人及び地域に及ぼす悪影響に目を向けた最初の会議であった。40か国からの100人の代表が、300人以上のブラジルの代表と共に、全体会議、ワークショップ、及び円卓会議に参加した。

この大きな会議は、ブラジル・アスベスト曝露者協会（ABREA）、ブラジルの労働団体、非政府組織（NGOs）、及びIBAS によって組織された。会議の開催地として、50年間、ブラジルのアスベスト・セメント産業の中心であったオザスコ市が選ばれたことは意義深いことであった。会議では、オザスコ市長が、オザスコ市議会がアスベスト禁止を決定したと発表した。アルゼンチンからの代表は、帰国したら同国のアスベスト禁止に向けて活動すると約束した。彼の誓いは、2年後、アルゼンチン政府がアスベストを禁止したことで果たされた。

GAC2000の後、アスベスト会議は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー[2001年10月号参照]、ブラジル、カナダ、イギリス、フランス、ギリシャ[次頁左写真、2003年1・2月号参照]、オランダ、インド、イタリア、マレーシア、スコットランド、シンガポール、スロベニア[次頁右写真]で開催された。これらの会議は国内の問題を討議し、アスベスト問題を浮き彫りにする公開の場となった。

アスベストについての真実を明らかにするために各国の団体と活動をともにすることにより、IBASは、ほとんどの先進国がアスベスト使用を禁止するか、または厳しく制限することとなった、そのもとになる潮流を作ることに貢献した。西欧のアスベスト市場が崩壊したのでアスベスト生産者たちは“キラーダスト（killer dust）”のために発展途上国の市場開拓を積極的に展開した。中国、インド、ロシア、タイでの消費量の増加は、ヨーロッパ及び北アメリカで数百万人の人々を殺したアスベスト疾病の猛威がアジアおよび極東で再現するであろうことを意味している。

アスベストにすでに曝露した人々に対してはほとんど何もできないが、アスベストを禁止することで将来の世代を守ることはできる。アスベストに対し断固とした措置を講じた最初のアジアの政府は、日本であった。日本国内のアスベスト消費量を90%以上削減するという決定は、日本国内のアスベスト禁止団体とその支持者たちによるキャンペーンの成果の証である。国内での成果を背景に、これらの団体は2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）を主催

することを決定した。アスベスト問題を検証するためにアジア諸国からの代表団のためのフォーラムを設けることは、アスベスト問題と闘う世界的な取り組みに弾みをつけるであろう。

2004年世界アスベスト東京会議

GAC2004はアスベスト禁止の世界運動の歴史における分岐点となるであろうことを約束している。GAC2004組織委員会の委員長である天明佳臣博士は、次のように述べておられる。

「世界のアスベスト生産者は、日本の市場を失ったことの代償として、アスベストのリスクを評価する十分な情報を持たない発展途上国でクリソタイルを売る努力を倍加しようとすることは間違いない。国際的な専門家、活動家、学者、政府代表、及び関心を寄せる団体がGAC2004に集まり、アスベストの真実を世界に広げることをわれわれは望んでいる。新たなことを成し遂げるために、一緒に活動しましょう」。

結　論

アスベストのない世界というわれわれの目標を達成するために、世界の反アスベストに関する合意を確立することが重要である。GAC2004は、アスベスト消費国においてアスベストについての知識を広めアスベストに対する抵抗を強める効果を生み出すための、すばらしい取り組みである。各国におけるわれわれの触れ合いを広げると共に、国際連合、国際労働機関、世界保健機関、世界銀行などの国際的機関との共同作業が重要である。何も動きがなかったこの数年間に、国際労働機関（ILO）と世界保健機関（WHO）は、アスベストの世界的影響に取り組む準備ができているように見える。各国政府、労働団体、医療機関は、ILO及びWHOに対し、“アスベストを使用しない”政策に賛意を示し、“管理されたアスベスト使用”に基づく政策はやめるよう説得する重要な役割を持っている。

2001年のインド・グラジャート州の壊滅的な地震の後の再建工事において、アスベスト・セメント建材が使用された。そのとき以来、援助団体のなかで、アスベストの危険性に対する知見のレベルが向上している。2004年1月、国際的な開発機関は、アスベストを含む材料の使用をやめるよう主張する一冊の本が刊行された。『世界銀行グループの勧告のためのソースブック（資料集）（The Sourcebook for the World Bank Group）』は、国際債権銀行と国際開発協会に、下記事項を含むいくつかの勧告を行っている。

- 採鉱、製造、通商、使用を含む全てのアスベスト関連行為に対する支援の中止
- アスベストの安全な除去と処理のための援助の提供、及び最良の解体実施コードの採用
- アスベストから非アスベスト製造技術への移行を促進するための“過渡期対応”政策の実施
- アスベスト被災者の支援、及び金銭補償制度の展開
- 世界銀行グループはアスベストの世界禁止への動きを受け入れ、そのために働くこと

私は、天明博士の言葉を再度、引用して結びの言葉といたしたい。「新たなことを成し遂げるために一緒に活動しましょう」。

公共建築物におけるアスベスト

ローリー・カザンアレン
アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーター

20世紀の間に、世界のアスベスト生産量は150倍増加した。1975年から1985年の年間平均生産量は、450万トン以上に達した。産業化した経済では、耐火、防音及び断熱、結露防止、騒音削減のための新たな製品が要求された。技術者はアスベストの特異的な特性を利用して、セメント建材、パイプ、保温材、吹き付け耐火材、床材、摩擦部材など、3,000種の製品を開発した。アスベスト含有製品は、学校、ホテル、病院、娯楽施設、空港、駐車場、店舗、高層ビル、発電所、製鉄所、化学プラント、鉄道、船舶などに使用された。

クイーン・メリー号やクイーン・エリザベス号などのイギリスの船舶は数千トンのアスベストを使用して建造された。[スライド省略]

1952年に建造された、王室ヨット、ブリタンニア号は、1980年に、アスベスト断熱材を使用していることが発見された。[スライド省略]

アスベストは、多くの著名なプロジェクトで使用されてきた。

ベルギー：バーレイモント、欧州委員会本部、1967－1991年、30,000人が働き、その多くが、アスベストに曝露した。[スライド右上]

イギリス：英国議事堂、1998年、議場のオーク材の天井板が割れて3kgが落下した時に、アスベストシートが発見された[スライド右下]。さらに調査の結果、クロシドライト（青アスベスト）を含む吹き付けアスベスト材が、議場の屋根裏に使用されていることがわかった。換気ダクトは、クリソタイルを含む断熱材で覆われていた。

フランス：ジュシー大学、1990年代、パリのキャンパス内で大量の吹き付けアスベスト断熱材が発

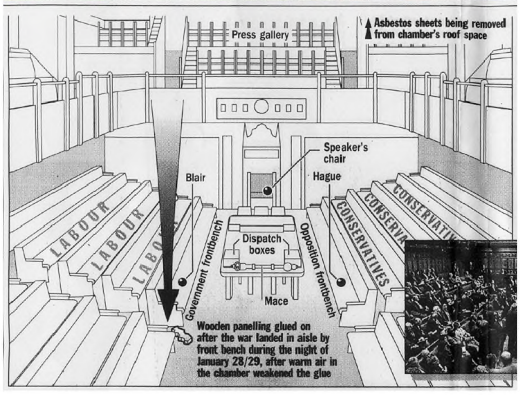

見され、大学と組合の中で大騒ぎとなった。

ギリシャ：ヒルトン・ホテル、アテネ、合計2,500m^{2}の吹きつけLimpetアスベストがメインロビー、休憩室、ナイトクラブ、バーで使用されていた。[スライド省略]

カナダ：オタワのキャピタル・ビルの壁は、アスベストで充満している。除染作業が、数百万ドル（数億円）のコストをかけて、実施されている。[スライド省略]

アメリカ：世界貿易センター、双子タワーの建設

鳩が火事で焼けたアパートの吹きつけアスベストの中に卵を産んでいた。このアパートは1986年以来、この状態のままになっている。(1990年)

A pigeon has laid her egg in a nest of sprayed asbestos in a fire damaged flat at 100 Hermes Point. The flat had been left in this state since 1986 (June 1990)

中、北タワーの40階までが、数千トンのLimpetアスベストで吹き付けられた。アスベストは、9.11攻撃により遊離した、多くの有毒物質の中のひとつであった。2001年11月及び12月に、マンハッタンで測定が行われ、測定したアパートではアスベスト濃度が20％上昇していたことが確認された。

イギリスの建物におけるアスベスト使用

600万トンのアスベスト繊維、その多くがクリソタイル（白アスベスト）、がイギリスに輸入された。クリソタイルは様々な目的に使用されるが、その主な用途は建材である。

1976年に、アスベスト・セメント建材は、年間アスベスト消費量の52％を占めていた。もっと最近の1994年には、5,000トンのクリソタイルが毎年輸入された。アスベスト屋根材の販売高は1993年には25％上昇した。波形シート、屋根材、排水下水配管などのようなアスベスト・セメント製品の使用は、1999年まで続いた。[スライド省略]

[スライド省略]イギリスの建物で使用されていたアスベスト製品を示す図解であり、いかにアスベストがよく使われていたかがわかる。

アスベストが使用されていた典型的な建物は：[以下左上の1枚を除き数枚のスライド省略]

タワーブロックス、レッド・ロード・フラット、グラスゴー、吹きつけアスベスト及びmarinite panels (1967)；

ウォルタートン及びエルギン・イステート、ロンドン1960年代の建築

ピーターバラのユース・コミュニティ・センター、非常に古いアスベスト・セメントのタンク周りのアスベスト保温材から出たクズ破片が中央屋根で発見された。クズ破片はクロシドライト（青アスベスト）を含んでいた。子どもたちが、壊した保温材の外装で遊んでいた。

労働組合会議（TUC）は、“イギリスには10億トン以上のアスベスト屋根材”があると信じており、“アスベストは1960年代以降に建設されたほとんどの学校やその他の公共の建物において、特に壁、天井、防火扉、高温配管、ボイラー、炉の断熱、壁や天井の空間に存在する。産業専門家、アラン・カーネージによれば、1980年代以前に建設された全ての建物はアスベストを含んでいると考えられる。

これはまた、ブライアン・ガードナー博士の意見でもあり、彼は次のように述べている。

> “1980年代中頃以降に建設された建物は、アスベストを含んでいないはずであるが、必ずしもそうではない。著者は1989年に建設されたヘルス・センターを調査したが、窓枠に白アスベストを見出した。”

政府は、もし、建築計画や建築図面やその他からアスベストが存在しないということが示されない限り、アスベストが存在するという前提で、作業を進めるよう勧告している。

事例研究：学校

1980年～1995年の間のイギリスとウェールズにおける学校の老朽化は、マーガレット・サッチャーとジョン・メジャーの保守党政権下における、公共の建物に対する軽視の現われである。

多くの学校では、壁や天井が壊れると、ツギをあてるか、もっとひどくなるまで放置される。

それらの壁や天井の多くはアスベスト断熱材や被覆が用いられている。生徒による施設の破壊や、日々の少しずつの汚損が問題になる。

ある学校では、ネズミがアスベストを含む保温材や羽目板をかじることがある。

経年劣化も問題となる。例えば、天井は、数年経過すると剥離し始めるようなアスベスト塗料で塗られ

ているかも知れない。

ある学校はアスベスト・セメントで建てられていたり、床材にアスベストが使われている。

アスベスト材を移動したり、触ったり、ときには手荒く扱ったりすると、アスベストが壊れて作業者の周囲の空気中に浮遊する。

経年劣化も問題となる。例えば、天井は、数年経過すると剥離し始めるようなアスベスト塗料で塗られているかも知れない。ある学校はアスベストセメントで建てられていたり、床材にアスベストが使われている。アスベスト材を移動したり、触ったり、時には手荒く扱ったりすると、アスベストが壊れて作業者の周囲の空気中に浮遊する。ある調査によれば、空気中のアスベストの量は、アスベスト材を揺すったり、たたいたりすると、5～10倍、増えることが示されている。

労働安全衛生に関する問題を監督する政府の責任部署である安全衛生庁（HSE）は、イギリスの学校でよく見出される下記の高リスク製品への曝露について懸念している。

［以下、本頁の2枚を除き数枚のスライド省略］

配管又はボイラーでのアスベスト成形又は事前成形断熱材

断熱、延焼防止、仕切り、ダクトに使用された吹きつけアスベスト

延焼防止、断熱、仕切り、ダクトに使用されたアスベスト板

天井タイル

その他の危険であることが示される製品

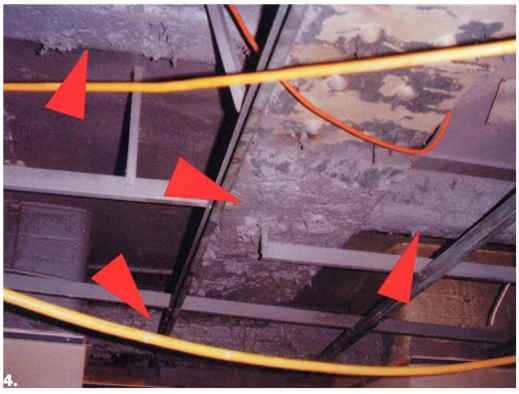
4.

12.
13.

アスベスト含有床タイル

アスベストセメント屋根材

編組被覆

これらの製品が乱されたり損傷を与えられると、アスベスト繊維が空気中に浮遊する。アスベストへの職業的曝露は、大工、配管工、電工及びその他の作業者など、公共の建物に隠されたアスベスト含有製品にしばしば接触する建築労働者のアスベストによる疾病増加の原因となる。

汚染された学校にしばしば出入りする教師や子どもたちは言うに及ばず、建物管理者、保守作業者、学校用務員もまた、アスベスト関連疾病にかかるリスクが高い。

アスベストの危険性に対する政府の措置

隠されているアスベストによって脅かされるリスクを認め、安全衛生庁（HSE）は、人々に知らせるために多くの文献、ビデオ、講習用教材を用意している。HSEのアスベスト・キャンペーンに関する情報は、ウェブサイトwww.hse.gov.ukから入手できる。

長年にわたるイギリス産業界、労働組合、施設所有者、アスベスト被災者団体、及び政府機関との協議の後に、2002年、HSEは、新たに"アスベスト管理義務"を導入することを勧告した。

2004年5月21日をもって、イギリスの会社は、居住用以外の建物でアスベスト含有製品を取り扱う場合に、予防的取り組みを採用することが法的に義務付けられる。アスベスト作業規制管理規則2002（CAWR 2002）は、従来の規制の制度から大きく変化したわけではないが、組織に対し効果的なアスベスト管理を法的に義務付けたことが新しいことである。さらに、HSEの強化とアスベスト規制違反に対する罰則の強化が、企業に対する強制力を高める。

CAWR 2002 規制4
責務保有者に対する要求

- 商業用、公共用、産業用の家屋、及び公共施設内において、アスベストが使われていないかどうかはっきりさせること。この検証は全ての関連する情報の下に行い、結果は記録されなくてならない。
- 定期的に状況を点検し、報告しなければならない。
- もし、アスベストが存在したら、広範なアスベストに関するリスク評価の実施、注釈付の図面作成、及び、アスベストの保守、及び/または、除去のための詳細な管理計画立案を行わなくてはならない。
- 全ての情報は、施工業者、及び/または救急隊が容易に入手できるようにしておかなくてはならない。

実施状況を見ると、実際には問題もあり、一般的には大企業の方が小企業よりもよく実施している。ある地方当局は進取的である。スコットランド地方自治体協議会（COSLA）は、詳細なアスベスト政策を採択した。2002年6月、COSLAアスベスト作業グループの報告書が発行されたが、113頁にわたって、健全なアスベスト管理政策、アスベスト緊急手順、及び安全衛生規制などに関する論点を挙げている。報告書は、アスベスト問題がスコットランドの学校の予算に与える影響についても分析している。

10の学校における損傷したアスベストの除去にかかったコストは、最低のケースで1万5,000ポンドから最高のケースで300万ポンドまで幅があった。これら10の学校のアスベスト除去プロジェクトに要した金額は、800万ポンド以下であった。

このスコットランドの報告書は、アスベストに関する講習と指針を勧告している：

> "職務の期間中、アスベストに接触する可能性がある全ての地方当局の職員に対し、講習を実施しなくてはならない。対象者には、議会の施設の日々の管理に責任ある、保守要員、見習い、訓練生、校長、用務員、設備管理人、守衛、その他、該当する地方当局職員、など、議会の雇用員も含まれる。"

よ重要な分野における、最良の実施の例としては、地方当自治体が引き合い業者について確認すべきこととして、下記をあげている。

- 計画中の仕事について、適切な免許を保有していること
- 雇用者保険及び公共責務保険を付保していること
- 同業者組合の会員であること
- 下請け業者を評価する手順を確立していること
- 安全衛生訴追、禁止通告、改善命令の詳細を作成すること
- 契約義務を遂行するために必要な実際的な技能と財政的裏づけを実証すること

現在、実施中の運用を監視するために、予告なしに現地立入をすることが、安全衛生の遵守状況を確認するための方法として示唆されている。地方議会は、施工業者に関する情報を、他のスコットランド地方当局と共有することが勧告された。

COSALによってなされている包括的な取り組みは印象的であるが、南部の地方自治体（LGA）の取り組みはあまりなされていない。LGAのウェブサイトのキーワード検索で"アスベスト"を検索しても、結果はゼロである。LGAの実施状況ははかばかし

くないが、イングランド及びウェールズのいくつかの議会は、積極的に活動している。

デルベントサイド地区議会のマイク・スミスは、次のように報告している。

"公共の建物からほとんどアスベストがなくなって10年以上経つ。…多くの金がかかったが、その利益は数年経てば分かると私は信じている。議会の居住用以外の建物は、アスベスト製品の所在に関する概要調査を行った。その報告書は繊維のタイプ、場所、条件、リスクの程度などの論点をカバーしている。施工業者にその報告書と建物の図面を見せ、その仕事が人々に対しリスクを及ぼすかどうかを確認することは、建築管理者の職務である。"

昨年来、レッドカードとクリーブランド議会は、GMB労働組合と緊密に協力しながら、通商産業省からの25,000ポンドの共同基金を受けて、地方自治体のアスベスト管理戦略のプロトタイプを開発した。議会の安全部長レナ・ホッグは、アスベスト登録は現在、議会の全ての建物について実施されていると報告している。作業を進める前に、施工業者は、アスベスト登録の検査を伴う"作業許可用紙"の必要事項を全て埋めなくてはならない。

議会の建物の全ての管理者は、アスベスト登録とその更新をいかに行うかについての講習を受けた。最終的には、学校長がコンピュータで学校アスベスト登録にアクセスすることができるようになるであろうが、データを修正することはできない。議会の監督者だけが、登録データを修正することができる。議会保守要員と清掃員に対するアスベスト講習会を実施中である。最終的には、議会とそのパートナーの全従業員7,000人が、アスベスト取り扱いに対する議会の手順についての講習を受けることになるだろう。

ウェールズにおける単一議会として三番目に大きなカマーゼンシア州議会は、1999年以来、以下のことを実施している。

"アスベスト講習は特定の個人/役割を目標としている。当初、この講習はアスベスト管理に責任ある個人を目標として設計されていたが、後に、保守管理者、設計者、建築家、作業監督者などその他の人々にも、数日間の知識習得コースを受講させることとなった。

地方自治体当局は現在、3人の有資格アスベスト検査官を雇っており、彼らは直接、アスベスト・コーディネーターに報告する。さらに、現在は、校長、施設管理者、施設に責任ある全ての人々に、知識習得のための講習を行っている。現在までに、様々な背景を持つ500人以上の職員が受講している。"

多様な居住用以外の学校、デイ・センター、憩いの場所、図書館、娯楽センター、博物館、庁舎、デポ、農場、商業用及び産業用施設に関し、議会は、包括的なアスベスト政策の必要性を認めた。

『カマーゼンシア州評議会の家屋におけるアスベスト管理のためのプロセスと手順』という文書が、2001年に議会によって採択されたが、これはHSEのウェブサイトで見ることができる。

結論

建物におけるアスベスト問題の解決に魔法などない。イギリスの経験から判断して、建物におけるアスベストの危険性は、以下の場合にのみ管理することができる:

- 建物所有者、管理者、責務保有者に対し、アスベストを重要事項とする法律上の要求が定められている。
- "アスベスト管理義務"のための詳細な手順が実施されている。
- 政府機関は遵守を確実にするための権限と要員を与えられている。
- アスベストの施工業者及び除去業者は免許を与えられている。

"アスベスト管理義務"への遵守の期限5月21日は、数週間後に迫っている。この日をもって、イギリスで多くの疾病と死をもたらした、極めて有害なアスベスト曝露が終わりとなることを皆で望みたいと思っています。

アスベストに対する世界の闘い

バリー・キャッスルマン
環境コンサルタント(アメリカ)

アスベストの問題は世界中の問題でありながら、それぞれの国は、それぞれの問題を抱えています。それぞれの国民が関心を持つことが、大事なことだと思います。

私は、30年前からアスベストの問題を研究しており、本も書いています。企業もこの問題について多くのことを書いてきています。多くの国でアスベストによる病気が起こっています。どうしてこういうことが起こってきたのか、個々に考えていきたいと思います。

● 貧しい国へ輸出されるアスベスト

アスベストは、昔、魔法のモノ、火を防ぐモノとして言われてきました。ロシア、カナダ、ブラジル、カザフスタン、中国、ジンバブエなどで産出されている、繊維性鉱物です。カナダでは、多くの鉱山でアスベストを採鉱しています。自国で使うのではなく、多くが貧しい国へ輸出されていますし、日本など貧しくない国にも売ってきています。

ペルーで使われている50～90%のアスベストが、年度によって違いがありますが、カナダから輸入されています[図省略]。カナダの言い分は、使用が管理されているから安全だというのです。これは、最近の写真です[写真右上]。どう見ても管理されていません。これも建築材として使われているところです[写真省略]。

どう見ても人をアスベストから守ろうとしている対策は何もありません。同じことがカザフスタンでも言えます。これは、アスベストの廃棄物です[写真右中]。このように普通の容器に捨てられ、扱われています。これは、アスベストの粉砕器です[写真省略]。非常に古いモノが今でも使われています。外にアスベストが漏れてきています。

これは、アスベストのセメントシートです。すぐ出荷できる状態で待機しています[次頁左上写真]。アスベスト廃棄物が至る所に捨てられています。市の境や境界内にも捨てられています。工場長が「何を心配しているの?」とニコッと笑っています[同前左下]。

● インド―日常生活中にあるアスベスト

今度は、インドです。屋根に使われる建築材をノコギリで切っている写真です[次頁右写真]。髪の毛にアスベストがついているのが見えます。まわりには子どももいます。いたるところに破片が散在して

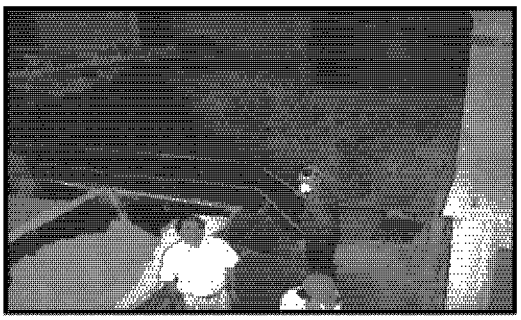

います。次の写真も屋根に使われる建築材です。トラックが通ってアスベストの粉が舞い上がり、人が吸い込んだりしています。屋根材を運んでいる回りには子どもたちがいます。特に、何の注意も払われていません。これがインドの現実です。[写真省略]

インドのアーマダバード(Ahmedabad)という町には、ジョンズ・マンビル(Johns-Manville)というアメリカの大きな会社が、アスベストの製造工場を持っています。1981年に大きな問題となり、その後、インドの会社に移りましたが、全然条件は変わっていません。同じくひどい状態にあります。インドでは、いっさい労災補償がされていません。

至るところでアスベストが使われ、生活の一部となってきています。写真のように、どこにでもアスベストがあります[写真省略]。

● パキスタン―野積みのアスベスト

今度は、パキスタンです。パキスタンでこの問題に取り組もうとしている科学者がいます。パキスタンではやらなければならない仕事は山ほどあります。ノール・ジーハン助教授を11月の東京の世界会議に是非呼びたいと思っています。(パキスタン、モーマンド営業所のアスベスト、タルク、粘土の粉砕ユニットにあ

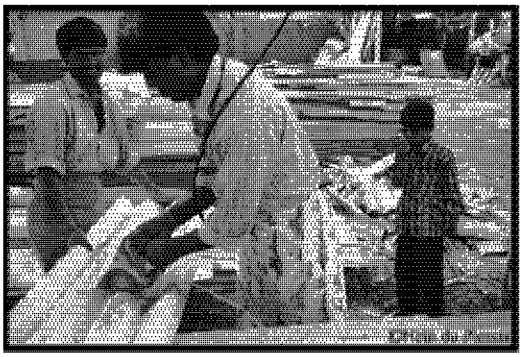

るアスベストのごみの山の前に労働者と立つノール・ジーハン助教授)[次頁左写真]

インドと同じように、表通りで、ノコギリで切っているところです[次頁右写真]。粉じんが舞い上がっています。綿布を巻いていますが、防護にはなっていません。粉じんが細かくて、そのまま通って肺に入ってしまいます。この建物の内部は小麦製粉工場で、外部は、アスベスト粉砕場とアスベストゴミ捨て場です。写真の人は、この粉砕場で8年間働いていますが、アスベストまたはアスベストと建物内部で生成される小麦粉との混合物を吸入することによる危険性について信じていません。22階の建物から落ちるようなものですが、落ちていることを信じていないようなものです。[写真省略]

● 30か国以上がアスベスト禁止

EUでは、25か国がアスベストの輸入を禁止しています。今年の末までには30か国になる予定です。アメリカの場合、法律で禁止されていますが、また使われるようになっています。30年前に比べたら1%くらいまで量が減少しています。裁判や訴訟により企業は減らしてきています。

ILOによると、年間10万人の人がアスベストで死んでいます。アスベストの9割が建築材として使われ、特に断熱材として使用されています。他にも自動車のブレーキ、ランニングにも使われています。アスベストを使っている人をその危険から守るということは、非現実的で、無理なことです。

● カナダの異議申立、WTOにより却下

1999年に、カナダは、WTO(世界貿易機関)に対

し、フランスのアスベスト禁止について異議申し立てをしました。そのとき、WTOは、フランス側を支持しました。WTOがカナダの異議申し立てを却下した理由は、“アスベストの管理使用”はあり得ないということ、また、アスベストの代替物がある、ということでした。フランスのアスベスト禁止が認められ、他の国も禁止するようになりました。

アスベスト業界は、以前と違って多国籍企業でなくなってきており、アスベストを製造している工場はその国内の企業です。アスベスト企業が労災補償しないとやっていけなくなります。

● 世界・各国のアスベスト・キャンペーン

アスベスト健康被害から守ろうという運動が広がってきています。

ブラジルでは、フェルナンダ・ギアナージという人が禁止を求めるリーダーになっています。労働安全衛生監督官で、アスベスト被災者の団体と一緒になって運動を行っており、労働組合からも尊敬されています。2000年に23か国が参加したアスベスト世界会議をブラジルで仕掛けた人でもあります。アスベスト業界は、あらゆる手を使って彼女をつぶそうとしてきました。裁判に持ち込まれているものもあります。彼女が労働安全衛生監督官としての仕事ができるように、世界中の支援者がブラジル政府に圧力をかけています。今のところ、圧力をかけることに成功しています。

インドでも、似たように運動のリーダーでソシャ・カン・ジョシという産業衛生を専門にしている方がいます。発展途上国でアスベスト禁止運動をしている人たちを支え、自国で運動ができるように働きかけています。

カナダは、国連に対してアスベストの危険を強調することを控えめにするように圧力をかけてきました。そういうカナダでさえも、アスベストの危険のキャンペーンをやってきています。いまカナダでは、労働組合、NGOなど様々な団体が、アスベスト鉱山を閉山し、アスベストの害を地球上の至るところに広がらないように運動しています。

● 石綿部品輸出する日本の自動車産業

2004年からは、アスベストキャンペーンの矛先をアジアに向けています。それは、この地域でアスベストの危険が最も高いからです。タイでは、アスベストの問題が全く知られていません。そういうタイからも11月の会議に参加できるよう期待しています。

日本で世界会議を開くことの関連では、日本の自動車会社がアスベストを使っていることがあります。禁止されている国には輸出していませんが、そうでない国に売りつけています。自動車メーカーがいっさいアスベスト部品を売らない、作らせないようにしたい。修理の際にも、アスベスト部品を使わないように働きかけていきたいと思っています。

スウェーデンの場合は、1887年から自動車部品であっても使用禁止になっています。修理の際もアスベスト入りの部品は禁止されています。他のヨーロッパの国でも、そういうような動きになってきています。日本の自動車メーカーが、グローバル企業としてアスベストを使わないことを決めてほしいと思います。私は、前からアメリカの自動車メーカーに対して働きかけをしています。

報告はこれくらいにして、後は、質問をしていただければ、喜んでお答えしたます。ありがとうございました。

アジア・ネットワークの広がりとヴェトナムのアスベスト事情

OSH効果の促進に関する国際セミナー

古谷杉郎
全国安全センター事務局長

ハノイOSHセミナー

2004年5月4-6日、ヴェトナム・ハノイ市内のトレードユニオン・ホテルにおいて、「労働安全衛生（OSH）のプロモーションに関する国際セミナー」が開催され、日本から私が参加してきた。

香港にベースを置くアジア・モニター・リソースセンター（AMRC、http://www.amrc.org.hk/）とヴェトナムの国立労働保護研究所（NILP）の主催。

ここ数年、毎年5月の連休明けに、タイ・バンコクで労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROAV）の年次総会が開催されてきたが、昨年、ケーダー玩具工場火災事件の10周年を迎え、今年はタイ以外での開催が予定されていた。昨年のANROAV会議（2003年11月号参照）には、初めてヴェトナムからNILP副所長のDr. Vu Manh Hungが参加。今回のハノイ・セミナーは、ANROAV年次会議の性格も兼ねたものだった。

セミナーの日程は、以下のとおり。

■第1日目（5月4日）

・歓迎挨拶—Prof.Dr. Le Van Trinh（NILP所長）
・開会—Mr. Apo Leuong（AMRCディレクター）
・「中国の炭鉱における労働安全衛生問題」（中国人民大学のDr. Sun Shuhanが参加できなかったため、Mr. Apo Leuongが代わって紹介）
・Dr. Nguyen Trinh Huong（NILP科学・技術・環境センター環境技術部長）「衣料産業における労働条件の評価と改善手段」
・Mr. Vijay Kanhere（インド・ムンバイ労働安全衛生センター（OSHC））「被災者のエンパワーメント：インドの経験」
・Prof.Dr. Le Van Trinh（NILP所長）「現在のヴェトナムにおける労働安全衛生・環境保護のアウトライン」
・Mr. Sanjiv Pandita（AMRC/ANROAV）「インド・ジャルスグダ、ダーンバードの炭鉱におけるOSHニーズ・アセスメント」
・Mr.Chan Kam Hong（香港・労工傷亡権益会（ARIAV））「被災者の組織化：香港の経験」

■第2日目（5月5日）

・古谷杉郎（日本・全国安全センター（JOSHRC））「アジアにおけるアスベスト問題と2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」
・Dr. Nguy Ngoc Toan（NILP科学・技術・環境センター環境管理部副部長）「アスベスト・セメント屋根材製造工場における現実の環境の状態」
・Ms. Melody Kemp（オーストラリア・OSHリサーチャー/トレーナー）「女性問題：女性のOSHに影響を与える要因に関する考察」
・Dr. Voravidh Charoenloet（タイ・チュラルンコン大学）「ケーダー火災事故とタイにおける労働安全衛生状況」
・Mr. Ku Chin-Ou・Ms. Ku Yu-Ling（台湾工作傷

害受害人協会（TAVOI））「台湾における被災労働者記念碑（モニュメント）建立に向けた4.28キャンペーン」
・「アジア・ネットワーク及びそれを強化する戦略」

■第3日目（5月6日）

工場訪問
・アスベスト・セメント屋根材製造工場（ニンビン）
・衣料工場（ハノイ）

取り立てて工夫は見受けられないものの、ゆとりを持った日程で、討論にかなりの時間が割けた。

ヴェトナムのOSH組織

主催者のAMRCは、アジア太平洋地域における労働問題全般をリーサーチしているNGOであるが、ARIAV、CIC（キリスト教産業委員会）とともに、香港をベースに、労災職業病被災者の権利擁護、労働安全衛生問題のアジア・ネットワークづくりにも熱心なおなじみの団体だが、NILPとの交流どころか、ヴェトナム訪問自体が、私にとっては初体験。

国立労働保護研究所（NILP）は、労働安全衛生分野の研究と対策の推進を図るための機関として、1971年に政府の決定に基づいて設立された。組織的にはヴェトナム労働総連合（VGCL）のもとに設置されているが、研究に関しては科学・技術・研究省（MOSTE）の管理下に置かれ、財政的には大蔵省による国の予算で運営されているという。ヴェトナムには公的な研究機関が三百以上あると言われ、首相指令によって国立研究機関が指定されているが、NILPは1998年にリストに加えられている。

NILP自体の組織体制は以下のとおり。研究部門―科学・技術・環境センター、労働衛生・人間工学局、安全工学局、個人用保護具局。機能部門―労働保護技術・科学応用センター、労働保護科学情報・宣伝・トレーニングセンター、管理部門―企画調整局、人事・管理サービス局、附属部門―ホーチミン市労働保護副研究所、ダナン市労働保護科学・技術応用センター。もともとは今回のセミナー会場になったホテルの敷地にあったものが、2000年末にハノイ近郊の新しい建物に移転し、ホテルの裏側にトレーニングセンター等一部施設が残っている（次頁左写真）。

1996年には、労働・傷病兵・社会省（MOLISA）、MOH（保健省）とVGCLとの協議の結果を踏まえて、全国労働安全衛生情報ネットワークが設立されているが、このウエブサイト（http://www.osh.net nam.vn）は、NILPが管理している。

アジア太平洋労働安全衛生機関（APOSHO、http://www.aposho.org/、日本からは中央労働災害防止協会（JISHA）が加盟）には、1994年以降NILPが加盟しているが、昨年3月には、MOLISAとヴェトナム科学連合-技術協会（VUSTA）との協定に基づいて、ヴェトナム労働安全衛生科学技術協会（VOSHA）が設立され、また、APOSHOの第18回年次会議がハノイで開かれている。

ヴェトナムの労働安全衛生関連組織の全体像を理解したわけではないが（国際安全情報センター・ウエブサイト（http://www.jicosh.gr.jp/）の国別情報も参考にはなる）、これらの組織が少なくとも人間的に絡み合っていることはよくわかった。VOSHA会長のProf.Dr. Nguyen An Luong（25頁右写真）は、今回セミナー初日の熱心な討論参加者のひとりであったが、NILPの前所長で現NILP科学委員会議長、VGCL副常任議長。現NILP所長のProf.Dr. Le Van Trinh（25頁左写真）は、VOSHAの常任副議長かつVGCL執行委員といった具合である。なお、

今回のセミナーには、NILPとVGCLのスタッフやMOLISA、MOH、MOSTEの代表らが多数参加していた。

なお、NILPは旧ソ連の支援を受けて設置されたと言われ、旧ソ連や東欧留学組のスタッフも多いように見受けられたが、現在では、海外からの訪問者のトップは圧倒的に日本からとのことで、日本でJISHAコース等を受講したスタッフも多い。

ヴェトナムのOSH状況と課題

1986年から、市場経済化、対外開放化などを大胆に押し進めるドイモイ(刷新)政策を採用して以降、急激な経済成長とともに、労働安全衛生を含め様々な分野の法令の整備も進められている。しかし、そうした成果や、あらゆるレベルにおける政労使等の努力にもかかわらず、労働災害・職業病の状況は、今なお重要な関心事である。

Prof.Dr. Le Van Trinhは、解決策として、以下のような提案を行った。

—労働安全衛生マネジメントシステムを確立するとともに、経済発展の各ステージに対応した行動計画を策定すること。

—ステップ・バイ・ステップで、労働安全衛生・環境保護に関する法令システム、政策、基準及び規範を漸進的に完備すること。

—新規投資に利用する現代的な技術の収集と既存技術の改善・更新により、ステップ・バイ・ステップで生産技術を現代化すること。

—事務所及び製造部門における科学的リサーチ、安全技術、労働安全衛生・環境保護をスピードアップさせること。科学的リサーチは、受動的な解決策(生産において現出した危険・有害要因への対処)にだけ注意を注ぐのではなく、学習、提案技術、より安全かつ衛生的な機械(生産の本質及び技術、機械がより安全な解決策や環境保護を有するように)にも焦点をあてること。

—労働安全衛生・環境の保護において、社会組織、とりわけ労働組合の幅広い可能性と役割を発展させること。広さと奥行きの双方においてよりよい効果を持った運動を発展させるために、1996年

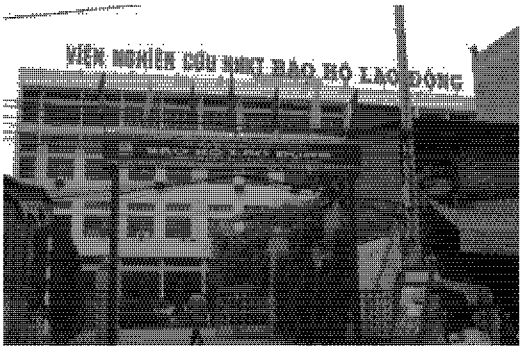

にヴェトナム労働総同盟が開始した「緑と清潔と美—労働安全衛生の確保」キャンペーンを強化し、定期的に見直すこと。

非常に示唆に富むとともに、労働安全衛生・環境関係者の理想・意欲と現実とのギャップに、一方で苦悩しつつも、精力的、実際的に取り組もうとしている姿勢を感じたのだが、いかがだろうか。

不十分な統計数字によっても、毎年およそ、400件の死亡災害を含む4千件程度の労働災害が報告されているという。この間に、生産性は20%上昇したが、労働災害の増加率は2%という数字(どう評価する?)や、労働監督は3つの機関(MOLISA、MOH、MOSTE?)に分かれていて、全部合わせても監督官の数は少ない。一方、安全衛生委員はかなり設置されているようで、職場の労働安全衛生代表(労働者代表)の数は30万人という数字も紹介された。また、たしかマスクだったと思うのだが、ある個人用保護具(PPE)が、輸入の日本製は90ドル、国産のものだと25ドルだが、生産量も十分ではないという話が、一般的状況を象徴する例のひとつとして語られた。

法令上はアスベスト禁止済み

今回のセミナーでは、上記の一般的事情を、アスベスト問題を通じてより理解できたような気がする。

そもそもセミナーのトピックスのひとつにアスベストが取り上げられたのは、AMRCサイドが私に配慮したもので、ヴェトナム側の関心は低いかもしれないと思っていたのだが、蓋を開けてみると正反対。

海外からの発表が、主に被災者の組織化・エン

パワーメントであったが、こちらのテーマの方がむしろ馴染みがないような感じで、アスベスト問題に対するヴェトナムの参加者の関心は非常に高かった。VGCLのあるスタッフからは、「翻訳されて配布されていたお前の資料（日本の現状と経過・課題に関する英文レポート）はつまらなかったが、実際の発表の内容は全然違った（演題どおりにアジア・世界の現状と課題を発表）。発表内容は重要だし、われわれにとって非常に役に立つ。こちらの方の資料がほしい」などと言われた。

一昨年来、ヴェトナムに関して、（建材に対する）アスベスト禁止の方針を決めた、いや禁止は延期になった、等々の情報が錯綜していたが、以下の事実が確認できた。

- 1998年10月17日付けで、建設省（MOS）及び科学・技術・研究省（MOSTE）が、アンフィボール系アスベストの開発・生産・輸入を禁止して、クリソタイル・アスベストのみを使用可能とする、省間通達（Inter-ministerial Circular、命令（ordinance）としているものも）No. 1529/1998/TTLB/BKHCNMT-BXDを発行し、また、繊維数が大気中の1f/cc（8時間平均）及び2f/cc（1時間平均）を超えないようにという安全限界が設定された。
- 2001年8月1日、首相が、「2004年からの建材製品へのアスベスト使用禁止」に関する決定（Decision）No. 115/QD-TTgを発出。
- 建設省規則（Standards）「労働現場の空気環境―アスベスト・セメント製品における粉じん及び有毒ガス基準」―TCXDVN 282：2002は、クリソタイルに係る許容曝露限界を0.15f/cc（1作業シフト・サンプリング）及び1.0f/cc（短時間サンプリング）に引き下げることを要求。この新しい基準では、労働現場におけるアスベスト濃度を許容限界未満に最小化するための、工学的及び技術的措置を適用する、使用者の義務も規定した。
- 保健省（MOH）の労働安全衛生規則（OSH Standards）3733/2002/QD-BYTは、クリソタイル繊維粉じんに係る職業曝露限界を0.1f/cc（8時間超平均）及び0.5f/cc（1時間平均）に引き下げることを要求。

すなわち、法令上は、ベトナムはすでに今（2004）年から、（より厳密には、「建材に関する」あるいは「原則禁止」と言ってもよいが）すでに、アスベストを禁止しているわけであるわけである。これは日本よりも早く、アジアで初めてということになる。

現実上の問題点

しかし、現実にはこれは守られていない。ヴェトナムで使用されるアスベスト（クリソタイル）は、ロシア、カナダ、中国、カザフスタン等から輸入され、ほとんど全てがアスベスト・セメント建材＝屋根材＝波形スレート板に使用される。この波形アスベスト・セメント・スレート板は、主に田舎の住居の屋根用に使用され（工場などよりも多いとのこと）、一部はカンボジア、ラオスに輸出されているという。ドイモイ政策のもとで建設が増加した結果でもあり、製造工場自体が、30年の歴史を有するものが2つと15年の工場以外のほとんどが、改革・開放の期間につくられたもので、操業期間は10年に満たない。

法令上の禁止導入にもかかわらず、現在ヴェトナムには、約40のアスベスト・スレート製造工場が

存在し、約1万人の労働者を雇用しているとのこと。

NILPはもちろん、政府も労働組合（VGCL）も代替化の促進、禁止実現の方針では一致しており、現に各製造工場レベルでもポリビニルアルコール（PVA）やセルロースへの代替化の指導・支援をしているのだが、この数字は禁止の施行前と代わっていないという。その理由としてあげられたのは、主として経済的要因であるが、具体的には、代替化のための設備投資の不足、代替製品が割高なこと、貿易政策など。貿易政策とは何なのかと思ったら、PVAは中国から輸入したものを使っていて、関税の分割高になっているので、関税を引き下げさせたいとのことであった。前述のマスクの価格のこともここで出たのだったかもしれないが、国産体制を整備する必要性も話された。

アスベスト建材製造工場の作業環境や労働者の健康影響調査が実施されるようになったのは、最近のことである。2002年にMOSTEが工業地区・都市環境技術センターに対して、national report NVCB-09「セメント・アスベスト屋根材製造工場における現実の環境状況及び労働者の健康に対するアスベストの影響に関する調査及び評価」を実行することを許可した。Dr. Nguy Ngoc Toanは、この運営委員会の主要メンバーのひとりとして、実施した調査の結果を紹介してくれた。

作業環境測定の結果は、前述の3733/2002/QD-BYTで設定された許容曝露限界と比較されているが、基準を満たしていたのは23工場中わずか5工場、最高は基準の15倍であった。労働者の健康調査では、対象が在職労働者に限られていて、また、労働者の入れ替わりがかなりあることを、発表者も認めていた。それでも、わずか10年前後の職歴の、石綿肺罹患者が認められていることは、アスベスト曝露が高レベルであることを物語っている。

アスベスト工場訪問

3日目に、ハノイ市内から車で約2時間の古都（だと思うのだが）、ニンビン（Ninh Binh）市ホアルー（Hoa Lu）にある「He Duong」セメント工場を訪問した。

マネージャーから説明を受けたが、この工場では

3交替で約100名が働いている（工場敷地内に宿舎あり）。波形アスベスト・セメント・スレート板の年間生産量は140万m^2。2002年にMOCとNILPの協力で、代替繊維としてPVAを使用する設備と新しい技術を導入したが、アスベスト製品と比べて25%も割高で、注文はわずかしかない状態だという（彼も「PVAの関税を引き下げてほしい」と言っていた）。ただし、実際に工場に入ると製造ラインは1本しかなく、そこでアスベスト製品を製造している。代替品の注文があったら、同じラインで製造するということのようなので、工場労働者のアスベスト曝露防止対策としては、全く効を奏していない。工場に入るのにマスクの支給もないことにも驚いたが、私はSARS対策用（?）に持っていた簡易マスクを着けて入った。労働者は、簡易マスクまたは手ぬぐいを巻いている者、何も着けていない者、夫々である。

二重のビニール袋に詰められたアスベスト（ロシア産とカザフスタン産を確認）を開袋・開綿した後、セメント等と混合・混練、製板（この工場ではプレスで波形に成形（次頁左上下写真））、養生、検査（次頁右上写真）の後に製品は工場敷地内に野積みされ

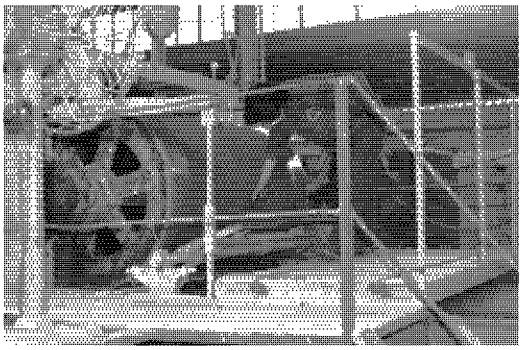

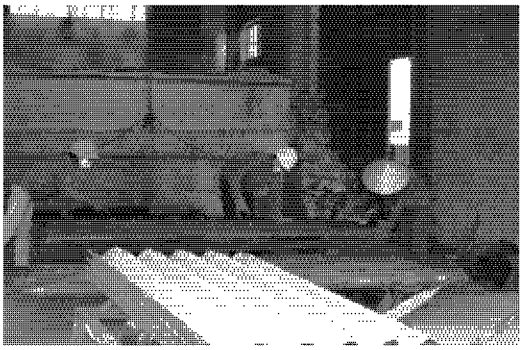

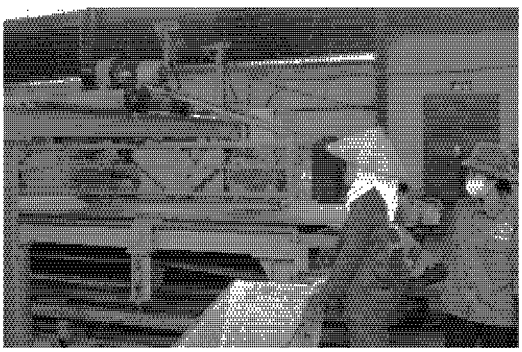

ていた（次頁右下写真）。一連の工程が行われる工場内には仕切りはなく、吹き抜けの状態。暑さ対策のためと思われる扇風機が置いてあったが、これではアスベスト粉じんを攪拌しているだけだろう。

最も高曝露と考えられる開袋場には、3名の男性がいたが、簡易マスクをしているのが1名だけで、他は何も着けておらず、全員がはだしにサンダル履き（前頁上下写真）。マネージャーから、見学者がいる間は作業を中断しているよう指示されているようで、座って談笑しながら、時折短い箒で床のアスベストを履いたりしていたが、道具を見せながら、ナイフで袋を切り裂き、木製の大ハンマーで叩いてほぐすのだと、身振りで説明してくれた。「やってみてくれ」と頼んでも、手を振って「ダメダメ」という仕草。私たちが車に乗り込むと作業を再開した気配がしたので、去り際に覗いてみると、そのとおりに作業していた。もうもうたる粉じんが発生することは疑いない。

こうしたらよい、ああしたらよいと口で言うのは簡単だが、どこから手をつけていくか簡単ではない。

今回のセミナーで話をした人々は皆、ヴェトナムでアスベスト禁止を早期に実現させたいと切望していた。発表をしてくれたDr. Nguy Ngoc Toanのペーパーの他に、衣料産業の労働条件の報告をしたNguyen Trinh Huong女史の「クリソタイルの人間の健康に対するリスクに関する意見―代替化」という英語論文も提出されていたが、このような機会もとらえて合意形成を促進しようという意欲が感じられた。

Dr. Nguy Ngoc Toanは、「2004-5年にさらに調査研究を実施し（説得材料を増やし?）、2006年には禁止が実行に移されるのではないかと期待している」と語った。ハノイ滞在中に、私からNILPのProf. Dr. Le Van Trinh所長他と何度も話もしたが、帰国後、私の報告も受けて、GAC2004組織委員会として、NILPに11月の世界アスベスト会議に代表を送るよう正式な招待状を発送したところである。

今回の報告はアスベスト問題が中心になってしまったが、プレイベントとハノイの間には、4月26-27日に台湾・台北で過労死問題に関する国際会議も開催されている。こちらには、全国安全センターからは天明佳臣議長が参加し、さらに香港にまで足を伸ばしてGAC2004の案内等をしていただいている。そちらの報告も楽しみにしていただきたい。

連載第28回

語りつぎたいこと
――日本・アジアの片隅から――

これぞあるべき労働組合

塩沢美代子

“ひどい会社”という意味

大洋漁業という会社の内情について、全く予備知識はなく、大手の有名企業としか思わないで、その企業内組合である労働組合で働きはじめた私が、最初に意外に思ったことがある。それは組合事務所によく出入りする人たちが、大洋はひどい会社で、心ある社員は、やめていくか、労働組合に結集するかのどちらかだと、口々に話すことだった。たしかに、専従の組合役員たちがみな優秀で粒ぞろいだなと感じていたが、そういう事情だったのかと思った。“ひどい会社”という意味はだんだんわかってきたのだが、同族会社のもつ問題が、企業運営に極端にあらわれていたらしい。社長はじめ企業のトップは一族で占め、いかに優秀な人材でも、トップの意向に異を唱えると排除され、側近は、“イエスマン”だけになってしまったという。後にわかったことだが、一族で重役のポストにある人物が、ゴルフ雑誌の表紙をかざるほどのゴルファーで、会社の仕事などしていないのに、高額のサラリーをもらっていた例もある。したがって中間管理職の心ある人々は、内心では組合のシンパだったことも、私がおどろくほどの活発な組合活動が可能だった理由のひとつらしい。

私が委員長夫人のSさんから、大洋労組の話をきいたとき、ありきたりの御用組合を、彼が革命的に民主化したのかと思ったが、それは私の早とちりだった。

戦後この会社には、職員と工員と別々に、従業員組合がつくられていた。これはおかしいということで、1950年代に二者が合同して、大洋漁業労働組合ができたが、組合員に職・工の身分差の感覚は、なかなか消えなかったという。それまでの工員組合は、加工々場など陸上で働く者だけの組合だった。ところが漁業会

社で、もっとも重要な働き手である、船上で肉体労働をする労働者は、組織化されていなかった。この人たちは事業員と呼ばれていたが、なぜそう呼ばれるのかは、私は労組本部で働きはじめてからわかった。

立ち上がった“事業員”

大洋漁業では毎年、南氷洋に捕鯨船団、北洋には鮭・鱒船団を出すが、それを第○次捕鯨事業というように、一つひとつを独立した事業として扱う。それでその船団に乗って、もっとも厳しい作業をする労働者は、大洋漁業に雇用されるわけではなく、各事業が、その都度やとい、船が帰港した時点で雇用関係は終るという事情なのである。捕鯨船団は秋から春にかけて半年は出航しており、夏場は北洋に数か月は鮭・鱒船団が出航している。各事業にやとわれて働く者は、大洋の船に毎年乗っている者が多いから、捕鯨船で半年働き、帰ると北洋の船に乗るというように、1年のうち10か月も大洋の船で働くことになる。それを15年も20年もくり返していても、大洋漁業本体との雇用関係ではないから、社会保険も身分保障もなく、したがって退職金もない。

このような矛盾を、もっともよく知っているのは、同じ船団で働いている、大洋労組の組合員である。それを長年の慣行なので、当り前と見過ごしている人もいたのだろう。しかし私を大洋労組にリクルートしたSさんは、捕鯨船で働いていたヒューマニストで、この状態を看過できなかった。それで1962（昭和37）年から、組合の中央執行委員（専従）になり、3年後に委員長になると、事業員労働組合の結成をリードし、私が働きはじめたときは、労組が結成されており、大洋労組と兄弟組合のような関係だった。

Sさんは頭脳明晰で行動力があり、カリスマ性もある強力なリーダーだった。それだけに彼だけが突出していたら、大洋労組のなかで浮いてしまって、民主的な活動をつづけることはできなかっただろう。幸いなことに、彼自身が組合活動に誘い、私が働いた時期に書記長だったMさんの存在があって、大洋労組の民主的な運営が、長続きしたのだと思う。Mさんは一等航海士で、ずっと船で働いていた人で、たいへん優秀でかつ豊かな人間性の持主だった。私はSさんと話しあうチャンスはほとんどなかったが、Mさんは漁業について何も知らない私に、折りにふれて彼の海上生活について、いろいろな事実を話してくれた。それをきいて、繊維労働が“女工哀史”の延長線上にあったのと同じく、事業員の海上労働も、“蟹工船”の延長線上にあったのだと知った。今も心に残っている彼の話を紹介しよう。

“蟹工船”の延長線の実態

捕鯨船団の、南氷洋の寒風吹きすさぶデッキで、鯨の解体をするのが事業員だが、あるときひとりが海に落ちた。その知らせで、航海上の彼はすぐ船をとめた。するとブリッジと呼ぶ最高司令部から、“船を止めるな”と指示された。水温は1～2度しかない。だから落ちた人が救い上げられたとしても、救助作業に時間もかかるから、命が助かるかどうかはわからない。しかし船を止めて救出しようとするのは、人間として当然のことである。しかしブリッジからは、“鯨1頭5～6百万円するんだぞ、事業員ひとりやふたりの命にかえられるか”と叱咤の声が伝わる。やむなく船を動かすときの、悲痛な思いは忘れられないという。その後で勤務交替してから、船室で落ち込んでいると、上司に“そんなことで一人前になれるか”と、また叱咤激励されたそうである。

あるとき、ものすごく海が荒れて、もう駄口

かもしれないという状況になり、全員が救命胴衣を着けて甲板に集合となった。そのとき事業員たちが、以前に支給されていた、羊羹とか小豆の缶詰とかを、慌てて食べている光景に出合ったという。重労働をする彼らの、間食用に配られていたものだが、それを食べないで、家にお土産に持ち帰るつもりで、とっておいたのだろう。しかしもう死んでしまうのだと思ったとき、もったいなくなって自分で食べていたのだという。彼はその様子をみて、事業員たちの家は貧しいのだなあーと胸が痛んだそうだ。

そもそも船団は出航するときの積荷に、お線香もあるときいておどろいた。出航したら半年くらいは帰ってこないから、その間に労災死、病死があることを、想定してのことである。母船に船医がひとり乗るが、いかなる病気や外傷にも対応できるわけではない。笑い話として、あるときは産婦人科医が乗っていたという事実も語られていた。

船団出航拒否のたたかい

私が出航直前の船の様子をこの眼で見たのは、出航拒否というたたかいの最中だった。

捕鯨船団の出航に当たって、出航中の労働条件について、会社と団体交渉をする。これは大洋労組と事業員労組が共に行う。交渉事項は事業員の賃金や労働時間その他もろもろだが、このとき私は船団特有の要求を知った。

南氷洋での操業期間が長いから、中積船といって、操業中に、日本から食料品や新聞・週刊誌をはじめ、家族・友人などの手紙を運んでいく船を、何回出すかが重要な交渉事項となる。回数が多いほど、操業中の食事もよくなるし、家族の様子も知ることができる。なにしろ1960年代のことだから、Eメールもないし、遠隔地の映像を家庭のテレビでみることなどできない。中積船の運ぶ手書きの手紙とその返事とが、家族を結ぶ唯一の絆である。

船団は出航予定日には、横須賀の沖合で諸準備を整え、出発の指令を持っている。しかし交渉が妥結するまでは、両労組とも出港拒否のたたかいに突入する。

この闘争中に、役員が交渉経過を、船上の組合員に報告するため、小さな船に乗って船団に行く。そのさい私は、アコーディオンをかついでお供する。役員の話や質疑応答の後で、みんなで労働歌などを歌うとき、伴奏をする役割だった。船の様子を知りたいという私の希望もあってのことだった。

全員が集合するのは冷凍船だった。空っぽの冷凍庫は、体育館よりもずっと広い。集まってくる組合員は事業員が多かった。漁業会社の第一線で働く事業員は、労組ができるまでは、臨時工扱いされていた労働者なのである。

私はそのさい母船も見学させてもらったが、長い海上生活を送る生活空間は、正社員と事業員とでは大きく違っていた。前者の食堂や船室は、ここで暮らすのなら快適ではないかと感じたが、後者の寝室は、かいこ棚式のベットで、おおぜいの雑居だった。これでも大幅に改善されたという説明だったが、階級差が歴然としていた。船室の構造まで変えることは、急にはできないのであろう。

委員長のSさんも書記長のMさんも、こういう船上で働いていたから、労働組合の活動によって、企業の姿勢をただし、事業員の労働条件も改善しようと考え、陸に上って組合専従になったのである。その態度は、私の在職中に起った、いくつかの闘争に示されていた。例えばパートの女性の解雇問題についてだった。

全労働者の問題に取り組む姿勢

私が働きはじめた1965年頃、大阪にアイスクリームの製造工場があった。関西方面だけ

で販売していたそうで、私は見たこともなかったが、漁業会社のアイスクリームなんて、生臭い感じがして売れないのではないかと思った。鯨をはじめとして、日本企業の乱獲がたたり、国際的に捕獲の制限が強まってきたから、冷凍庫のスペースに空きが生じたので、思いついた事業なのだろう。すでに乳業や製菓の会社が、市場のシェアを占めていただろうから、売れなかったらしく、事業中止となった。製造現場では、臨時工として採用していた女性が働いていたらしい。それで雇用時点で明らかにしていた期限切れで、臨時工は全員解雇となった。

これに対し、大洋労組は解雇反対闘争をはじめた。委員長が書いた組合員向けのアピールには、正規採用者も期間限定で雇用された臨時工も、その人権に変わりはない。だから労組として解雇反対にたたかわなければならないという趣旨が記されていた。彼女らが組合員だったかどうかは、覚えていないが、組合に加盟していなくても、彼は同じ行動をとっただろう。私自身も彼のいうことに異存がないのはもちろんだが、"ここまでやられては、会社も大変だろうな"と感じたのは事実である。

労組としても、アイスクリーム工場の閉鎖はやむをえないことと考えていたようだが、労組あげての解雇反対闘争のおかげで、彼女らの退職条件は大幅によくなった。

またある日の夕方、私ははじめて会う組合員が、アラスカに転勤になり、あさって出発すると言って、委員長に別れの挨拶にきた。

委員長は、この転勤にかかわる諸条件に、納得しているのかときいていた。彼の声は大きいので私にも聞こえたが、答える組合員の話は聞こえなかった。そのうち委員長の話ぶりが真剣になってきて、"出発延期だ、とりあえず航空券をキャンセルしろ"といっていた。

この人は、転勤に関する苦情をいいにきたわけではなく、出発直前に挨拶にきたに過ぎない。しかし問題はないのかときかれると、行先はアラスカだから、いろいろあったのだろう。それを委員長は見過ごせなかったらしい。彼はすぐ労務部に電話していたが、部長は帰宅した後だった。私も間もなく帰ってしまったから、その顛末は翌日に書記長が話してくれた。彼曰く「労務部長も気の毒に。帰宅してひと風呂浴びて、これからビールを飲もうというときに、委員長に電話でつかまってしまって、また出社させられた」と。昨夜はその転勤者に関する件で、おそくまで交渉したらしい。たぶん当事者の上司など、彼の属する部門の関係者も、呼びつけられたのだろう。その夜のうちに一件落着となったらしい。出発が迫っていたという事情もあったからだろうが、こんな労使関係もあるのかと驚嘆した。

職場で何が起っても、すぐ労組本部に伝わっていた。ある日、東京支部の役員が、慌だしく部屋に飛び込んできた。「三崎で労災が起こった。マグロを足に落とした。」という。反射的に本部役員が、「安全靴を履いていたのか?」とたずねた。聞いていた私は、マグロといえばお刺身の姿しか浮かんでこないから、"マグロで労災?"と訝った。後日、三浦三崎にある冷凍庫を見せてもらって、なるほどと思った。電信柱のもっと太いようなマグロが、かちんかちんに凍っている。これを運搬する者は、足の甲のところが金属板でおおわれた、安全靴を履かなければならない。しかしこれを履くと動きにくいのか、履かないで作業する場合もあるらしい。そしてこの労災について、会社と交渉するさい、この点が問題になるのだろう。

私にとっては、これこそ労働組合のあるべき姿と感じる日常のなかで、名古屋時代におちいっていたうつ病は、いつの間にかなおっていた。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

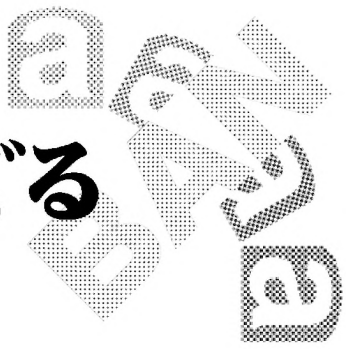

アスベスト被害：健康への脅威はいつまでも

Environment News Service, U.S.A., 2004.3.5

WASHINGTON, DC, March5, 2004（ENS）

アスベストによって引き起こされる病気によって、アメリカでは少なくと毎日27人が死んでおり、その数はほとんど銃火器による殺害件数と同じであることが、環境研究グループによる政府のデータの新たな検証により判明した。

エンバイロンメンタル・ワーキング・グループ（EWG）行動基金が、2日に発表した政府の死亡記録の詳細な分析及び疫学的調査によれば、毎年9,907人のアメリカ人がアスベストによって引き起こされるがんやその他の病気で死んでいる。

同研究の報告書によれば、犠牲者は、ほとんど、20～40年前にアスベストが最も多く使用されていた時期に曝露した50歳以上の男性である。

アスベストへの曝露は、中皮種や肺がん、アスベスト肺や胸膜肥厚班など様々な病気に関連する。

EWGの研究報告“アスベスト：もう一度考えてみよう（Asbestos：Think Again）”は、初めて、州及び郡毎の死者数を調査したが、それによれば、ロサンゼルス郡が、全国で最もアスベスト関連の死者数が多かった。この研究報告書の主著者であるEWGの上席副理事長リチャード・ワイルは、「われわれは古い主題を新しい目で眺めた。アスベストは経済的問題ではなく、人の健康の危機であり、まだその最悪の頂点に達していない」と述べた。

ワイルは、EWGのアスベストに対する取り組みは、6年前、EWGが情報公開法に基づき、労働安全衛生庁からアメリカの労働者に及ぼす主要な環境曝露によるリスクに関する情報を得て検証を始めたことに端を発すると述べた。入手したリストの中で、アスベスト曝露とそのリスクが第一位であった。

さらに多くの情報がEWGの化学産業公文書プロジェクトを通じて収集され、それにより、「アスベスト産業界および保険会社から得た、重大な内部文書を分析してウェブで公表し、さらに、有毒物質管理法（Toxic Substances Control Act）の不備を検証することができた」とワイルは書いている。

過去5年間、化学産業公文書プロジェクトを通じてEWGが検証した数十の産業汚染の事例記録の中で、アスベスト産業界および保険会社から得たメモ、書簡、及び研究報告書から判明した、冷たく、打算的で人の命に無頓着な話ほど、われわれを驚かせ、憤慨させたものは他になかった」。

同報告書によれば、3,000万ポンド（約13,620トン）

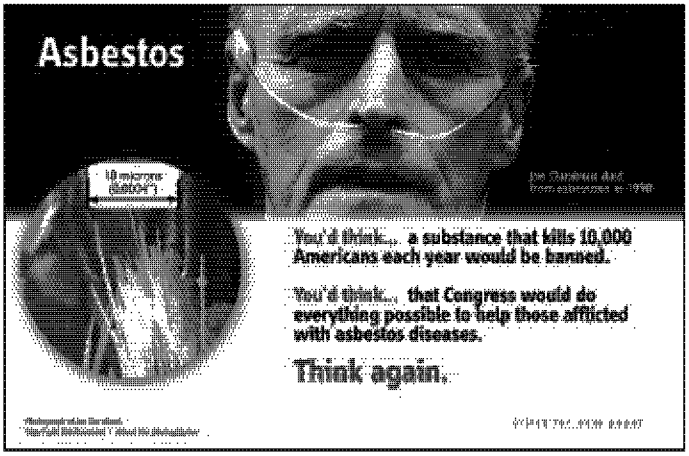

のアスベストが毎年、アメリカでいまだに使用されており、毎年100万人以上の労働者がアスベストに曝露している。

アスベスト曝露は通常、アスベストを製造しているあるいは使用している職場で汚染された空気を吸うことで起きる。アスベストを含む建物が取り壊されたり、改修される時にも、空気中に見出される。

アスベストは、6つの異なる繊維性鉱物類の名称であり、環境中に自然に存在する。アスベスト鉱物は分離可能な長い繊維であり、紡いで布にすると強くて柔軟性があり耐熱性にも優れている。そこにあるだけなら比較的無害であるが、空気中から吸入されると肺とその周りを取り囲む胸膜に損傷を与える。飲料水も天然のアスベスト又はアスベストを含むセメントパイプからのアスベストを含むかもしれない。

喫煙とアスベストが重なると、肺がんになる可能性が著しく高くなる、と同報告書は述べている。

EWG行動基金のウェブサイトは、アメリカ人がいかにアスベストが出荷されたり処理されている場所の近くに住んでいるかということを示している。この報告書は、全米において最も緊急にアスベスト浄化が必要な場所をリストするとともに、10万人以上の人々が危険な地点から半マイル(約800メートル)以内に住んでいることを示している。

アスベスト曝露は、全米及び州の裁判所に約8,400社に対する訴訟の洪水を引き起こしている。アメリカ最高裁はこれらを、"通常の司法手続を無視した、国家の新たな立法措置が必要な、象のように巨大な塊"の裁判と呼んだ。

これらのコメントは現在、上院に提出されている法案の中に引用された。アスベスト要求基準と保障法(Asbestos Claims Criteria and Compensation Act of 2003(S. 413))であり、全てのアスベスト被害者を救済する特別の基金を設立するためと、共和党の提案者が主張する議案である。

オクラホマ州選出上院議員ドン・ニクレス、同ジャームス・インホフ、及びミズーリ州選出上院議員ジム・タレントにより提案された法案の目的は、"将来、身体的被害を受けるかもしれない人々に対する、同様な補償に対する権利を確保しつつ、がん犠牲者とアスベストへの曝露により身体的に被害を受けた人々の補償を可能とするために、被告側の限られたリソースを守り破産を防ぐこと"、であるとしている。

しかし、EWGは、アスベスト関連疾病は、それが現われるまでに50年かかるので、たとえ、現在病気の全ての人々が救済されたとしても、その基金は、今後病気になるであろう数十万人の人々に対する公平さを拒むであろうと述べている。

EWG行動基金の研究者たちは、連邦政府が直ちにアスベストを禁止し、現在及び将来の全ての犠牲者を救済する、政策的解決方法を模索すべきであると勧告している。

EWG行動基金の研究者たちは、アスベストに曝露した労働者の2%以下しか、医療費の支払い請求を求めていないこと、及び、アスベスト訴訟で破産に追い込まれたと主張する会社が、株主に対し彼らの最低線までは損害を被らなかったと告げているとしている。

EWGは、これらの被告(会社)は、アスベストがきわめて有害であること知っていたが、利益のためにその作業者と一般の人々を曝露させ続けたと述べている。

EWGのウェブサイトに、"アスベスト: もう一度考えてみよう(Asbestos: Think Again)"の一部として掲載されたマンビル・トラストの1988年の訴訟記録

は、「…会社は1934年までさかのぼって、アスベストに関連する危険性を知っていたことを示している。さらに、原告は、その書類がアスベスト作業者がアスベストへの曝露が死をもたらすということを知るのを妨げるための会社の陰謀であることを示す証拠であると主張するであろう」と記述している。

1989年、EPAは、アスベストの全ての新たな使用を禁止したが、その時以前に使用されたものは、現在でも許されている。EPAの規制は、学校施設の損傷を受けたアスベストを検査し、そのアスベストを除去することにより、又は覆いをすることにより曝露を排除又は削減することを求めている。

EPAは、工場からの排出、及び、建物の解体又は修繕により、アスベストが環境中に放出されることを防止するよう規制している。

労働安全衛生庁は、労働時間が8時間シフト、週40時間の職場の、空気1立方メートル当たりの許容アスベスト濃度の制限値を設定している。

EWG報告書は、いまだにアスベストを含む広く使用されている数十の消費者製品のリストを挙げているが、その大部分は建材である。それらには下記のようなものがある。

防音壁、接着剤、アスファルト床タイル、base flash-ing、吹きつけ断熱、ボイラー断熱、ブリーチング断熱、コーキング／パテ、天井タイル、はめ込みタイル、セメント管、側壁、壁板、黒板、床タイル貼り付け用の建築用接着剤、じゅうたん、冷却塔、装飾用漆喰、ダクト、可とう繊維製継ぎ手、電線絶縁材、電気布、電気的パネル仕切り、エレベータ・ブレーキシュー及び機器パネル、耐火布、カーテン及びドア、耐火材、床裏材、加熱及び電気ダクト、高熱ガスケット、HVACダクト断熱材、継ぎ手コンパウンド、実験室用手袋、フード及びテーブルトップ、パッキン材、パイプ保温材、屋根フェルト材及びシングル材、スパックル・コンパウンド、散布断熱材、耐熱テープ、織物ペイント及びコーティング、感熱紙製品、バーミキュライト断熱材、ビニル床タイル、ビニルシート床材、ビニル壁材

"アスベスト:もう一度考えてみよう(Asbestos: Think Again)"中の全てのデータと文書は、下記ウェブサイトで見ることができる。

http://www.ewg.org/reports/asbestos/

翻訳:安間武(化学物質問題市民研究会)

※原文は、http://www.ens-newswire.com/ens/mar2004/2004-03-05-03.asp

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●購読会費:1部年額10,000円 (複数割引あり)
●見本誌を請求してください。

安全センター情報

2004年度
監督指導・労災補償業務運営通達

[秘]指定者：厚生労働省労働基準局監督課長
平成16年2月17日～平成26年2月16日

基発第0217001号
平成16年2月17日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成16年度における監督指導業務の運営に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

1　監督指導業務を推進するに当たっての基本的認識について

現下の経済情勢下において、引き続き申告・相談件数は高水準で推移するとともに、賃金不払残業や過重労働等の問題が社会的に関心を集めており、また、労働災害は長期的にみれば減少傾向にあるものの、最近においては大規模製造業において爆発・火災等の死亡・重大災害が多発する憂慮すべき事態が発生するなど、労働者を取り巻く労働環境には依然として厳しい状況がみられる。このような中にあって、労働基準監督機関（以下「監督機関」という。）としては、国民の期待を踏まえ、重点として取り組むべき行政課題を的確にとらえ、積極的な行政運営に努めてきており、その成果は着実に上がっているところである。しかしながら、労働者の置かれている現状をみると、未だ解消すべき問題点は多数存在しており、監督機関としては、これまでの成果の上に立って、今後とも時代の要請に的確に応える行政運営に努めていく必要がある。

このためには、以下の点を踏まえ、積極的な業務運営に当たることが必要である。

ア　監督行政においては、限られた主体的能力の中で、多様な行政課題のうちから、特に力点を置いて取り組むべき重点課題を的確に選定し、重点指向に徹した監督指導業務の運営を図ることが重要である。このため、平成16年度においては、引き続き、①申告・相談に対する懇切丁寧かつ迅速・的確な対応、②賃金不払残業の解消を始めとする一般労働条件の確保・改善対策、③大規模製造業における労働災害防止対策等の死亡・重大災害防止対策、④過重労働による健康障害防止対策（以下「過重労働対策」という。）、を重点課題として監督指導業務の運営を図ること。

イ　年間監督指導計画は、監督行政を最も効果的、効率的に推進するため、監督指導、集団指導、自主点検等各種行政手法の有機的連携などについて組織的に十分に検討を尽くした上で策定されるものである。

このため、同計画に基づき組織的かつ着実に監督指導業務を実施することが監督機関として必要不可欠であることを、労働基準監督官（以下「監督官」という。）一人一人が深く自覚し、与えられた職責を着実に全うすること。

ウ　監督行政においては、都道府県労働局（以下「局」という。）と労働基準監督署（以下「署」という。）の監督担当部署が連携を密にすることはもとより、安全衛生担当部署や労災補償担当部署等とも相互に必要な連携を図り、組織の力を最大限発揮した業務運営に努めることが重要である。このため、各部署の管理者は関係部署との必要な連携に努めるとともに、局署幹部は、管理下にある部署間で日頃からこれらの相互連携が的確に図られているかどうかを把握し、必要な指導調整を積極的に行うこと。

2　年間監督指導計画の策定について

上記1の基本的認識及び以下の点を踏まえ、年間監督指導計画の策定について適切な指示及び指導調整を行うこと。

(1) 臨検監督は、監督指導業務の中でも中核をなすべきものであり、年間監督指導計画の策定に当たっては、臨検監督に投入する業務量を最大限確保するよう努めること。

このため、年間監督指導計画の策定に当たっては、新たに実施を予定している業務であって、受動的要素

が強いなどのため、実際に必要となる業務量が不明確なものについては、同計画策定段階では必要最小限と考えられる業務量のみを念頭に置くこと。

また、当該業務に必要な業務量については、各業務の重要性を踏まえ、他の庁内業務も含めた業務の全般的な見直しを慎重に検討した上で確保することとし、これによって臨検監督業務量の最大限の確保に努めること。

なお、実際の当該業務の状況を一定程度見極めた後に、必要な場合には、年間監督指導計画の調整を図ること。

さらに、平成16年度から別途指示するところにより、一定規模の署に「就業規則等点検指導員（仮称）」を配置する予定であり、本指導員を活用し、解雇事由に関する規定の適正化などについて、より的確な就業規則の点検指導等に努めるとともに、本指導員によって代替される分野に投入していた業務量を活用し、臨検監督業務の一層の充実に努めること。

(2) 年間監督指導計画は、一般労働条件の確保・改善対策と労働災害防止対策の課題に対して、適切な業務量配分が重要であるが、この前提として、労働災害防止対策の推進に当たって、監督指導業務と安全衛生業務とが役割分担を的確に行い、有機的連携をもって推進されるものとなっていることなどが必要である。

このため、同計画の策定に当たっては、監督担当部署が安全衛生担当部署と、①労働災害防止対策上の重点対象の選定、②当該重点対象に対し講ずべき行政手法とその業務量及びこれらの有機的連携、③集団指導を行う場合において、当該集団指導を主催する以外の部署が所管する事項について必要な指導を行うことが効率的と判断される場合における部署間の連携、などについて十分に協議を行うこと。

この場合、特に個別事業場に対する労働災害の防止を目的とした監督指導と個別指導の役割分担をできる限り明確にし、労働安全衛生法等の遵守徹底に重点を置くよりも、技術的・専門的な観点からの指導に重点を置く方がより効果的であると考えられる対象、例えば、法違反が認められない不安全行動を原因とする労働災害が多発する食料品製造業、統括管理状況等報告から自主的安全衛生管理活動が不十分と認められるため、これを改善させることが必要な大規模建設工事業などについては、まず監督指導で対応するのではなく、個別指導を優先した対応ができないかについて協議すること。

(3) 【3行分墨塗り】

3 一般労働条件の確保・改善対策について

(1) 一般労働条件の確保・改善対策については、平成11年2月17日付け基発第70号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」等に基づき推進しているところであるが、本対策においては、各種情報に基づく特定の問題事業場に対する積極的な監督指導等を実施するほか、対象とすべき事業場数は膨大であり、その解消すべき問題点も多岐にわたるものであることから、問題が多いと考えられる対象を業種等によって幅広くとらえ、中長期的展望を持って計画的かつ効率的に推進することが不可欠である。

【5行分墨塗り】

(2) 一般労働条件の確保・改善対策を効率的に推進するためには、自主点検の積極的な活用が重要である。このため、平成16年度から別途指示するところにより、局監督課に「労働条件改善アドバイザー（仮称）」を配置する予定であり、本アドバイザーを活用し、賃金不払残業の解消等一般労働条件の確保・改善のための自主点検などを実施することとしているので、その有効な活用を図ること。

4 労働時間に係る監督指導等について

(1) 労働時間管理の適正化対策

ア 労働時間管理の適正化については、未だ賃金不払残業が多くみられることから、引き続き、労働時間適正把握基準及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（以下「賃金不払残業解消指針」という。）について、リーフレットを活用するなどにより広く周知・指導を行うとともに、監督指導において労働時間適正把握基準の遵守徹底を図ること。

また、賃金不払残業に係る虚偽の是正報告を行うなど、改善意欲が認められない悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処すること。

イ 賃金不払残業の解消を主眼とする監督指導においては、賃金台帳やタイムカード等通常臨検時に確認する関係書類に正確な労働時間が記録されていない場合が多いため、賃金不払残業の有無等を確認するためには、通常の監督指導の場合よりも入念な事実関係把握のための調査が必要となる。

このため、監督指導に当たっては、労働時間の実態をできる限り正確に把握できるよう、事案に応じて、事前に、夜間臨検等の監督手法、投入すべき人数と役割分担、調査の重点とすべき部署、調査方法、調査手費項、確認すべき資料等を組織的に検討した上で、実効ある監督指導に努めること。

ウ 【7行分墨塗り】

エ 本年11月の「ゆとり創造月間」と併せて、「賃金不払

残業総合対策要綱」に基づき、別途指示するところをこより、「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を実施することとしていること。

(2) 時間外労働協定の適正化

本年4月1日から労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準第3条ただし書及び第4条第2項に基づく時間外労働についての特別の事情（以下「特別の事情」という。）は臨時的なものに限ることが明確にされることから、別途指示するところにより、時間外労働協定の適正化を図ること。

なお、本年4月1日前に締結された時間外労働協定を締結している事業場のうち、当該協定における特別の事情が臨時的なものとなっていないものに対しては、リーフレットを活用するなどをこより、次回の協定締結に当たっては、特別の事情を臨時的なものとするよう指導を行うこと。

(3) 裁量労働制導入事業場への対応

ア　企画業務型裁量労働制については、本制度を導入できる事業場要件の廃止など一部要件が緩和されたことを受け、これを導入する事業場が増加することが考えられるため、同制度の下で働く労働者の健康の確保等労働条件を的確に確保していくことが重要である。

【4行半分墨塗り】なお、監督指導における、企画業務型裁量労働制の対象労働者に係る健康及び福祉を確保するための措置等の指導については、別途指示するところをこより行うこと。

【4行分墨塗り】

イ　専門業務型裁量労働制については、本年1月から労使協定において定めるべき事項として、新たに健康及び福祉を確保するための措置並びに苦情の処理に関する措置が追加されたことから、協定届の受付時及び監督指導時に、これらの事項が定められているかを必ず確認し、当該事項が定められていない場合には、両措置について定められた協定を締結し、届け出るよう指導すること。

5　過重労働対策について

(1) 過重労働対策については、過労死等の業務上認定事案が増加傾向にあることから、引き続き、平成14年2月12日付け基発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」等に基づき、所要の指導文書の交付を確実に行うなど的確な監督指導に努めること。【4行分墨塗り】

なお、労働者数が50人未満の事業場への指導に当たっては、過重労働を行った労働者に対する保健指導等が適切に行われるよう、必要に応じ、地域産業保健センターの活用を勧奨すること。

さらに、過重労働を原因とする重篤な業務上災害が発生したにもかかわらず、使用者に過重労働解消の意欲が認められないものなど悪質な事案については、司法処分も含め厳正に対処すること。

(2) 【8行分墨塗り】

6　労働者の安全と健康確保のための監督指導について

(1) 労働災害を防止するための監督指導の基本的対応

労働災害の防止については、従来から重点的な監督指導等を実施し、その推進に努めているところであり、労働災害は着実に減少しているところである。

しかしながら、重大災害については減少傾向が認められず、鉄鋼業、石油□石炭製品工業及びゴム製品工業などむこおける我が国を代表する企業において、爆発・火災災害が多発したところであり、事業の再構築が進められ、生産活動が堅調に推移している業種における労働災害の発生が懸念されるところである。

このような状況を踏まえ、本監督指導に当たっては、労働災害発生状況の分析に加え、産業動向や管内の企業の生産動向等も加味した上で、労働災害の発生が懸念される業種を的確に労働災害防止対策の重点対象として選定し、これに対し総合的に労働災害防止対策を推進する観点から、安全衛生担当部署と連携を図り、その実効ある実施に努めること。

(2) 大規模製造業に対する監督指導

【9行分墨塗り】

なお、本監督指導に当たっては、法定労働条件の履行確保はもとより、自主点検の結果又は当該点検項目を活用し、事業場の安全衛生管理体制や安全衛生管理活動の実情を的確に把握し、必要な指導を行うこと。

(3) 健康障害防止対策の推進

健康障害防止対策については、引き続き、平成13年3月30日付け基発第224号「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について」に基づき、積極的な推進性を図ること。

また、粉じん障害防止対策に係る監督指導については、第6次粉じん障害防止総合対策に基づき推進すること。【3行分墨塗り】

さらに、化学物質等を取り扱う事業者等に対し監督指導を実施する場合には、化学物質等による眼又は皮膚への障害が、化学物質等による職業性疾病全体の約半数を占めていることから、平成15年8月11日付け基発第0811001号「化学物質等による目・皮膚障害防止対策の徹底について」等に基づき、眼又は皮膚への障害防止対策の徹底が図られているかについても確認すること。

このほか、建材等を製造する事業場への監督指導に当

たっては、本年10月1日より、石綿含有製品の製造等を禁止する改正労働安全衛生法施行令が施行されることから、その履行確保を図ること。

7 特定分野における労働条件確保・改善のための監督指導等について

(1) 自動車運転者

ア 自動車運転者については、長時間労働を背景として、トラック関係事業場において重大な交通労働災害が続発し、また、自動車運転者に係る過労死等の業務上認定事案が多数認められる状況となっており、労働時間の改善等自動車運転者に係る労働条件の確保を図ることが重要となっている。このような中で、大型トラックに最高速度を90km/h以下とするスピードリミッターの取付け義務が平成15年9月1日から順次施行されることとなったことに伴い、運転時間の長時間化が懸念されるなど、自動車運転者を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

このため、自動車運転者を使用する事業場に対しては、引き続き、平成11年4月1日付け基発第191号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」等に基づき、昨年実施した自主点検結果等も参考に、問題のある事業場に対して積極的に監督指導を実施すること。

また、タクシー運転者を使用する事業場に対して「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守徹底を主眼とする監督指導を実施する場合には、タクシー運転者の最低賃金違反の例が散見されることから、最低賃金法の遵守状況についても確認すること。

イ 管内で社会的に問題となる重大な交通労働災害が発生した場合には、迅速に情報を収集し、関係労働者の所属する事業場が管外に所在する場合には、当該事業場を管轄する局へ必要な情報を連絡すること。連絡を受けた局においては、事案の内容に応じ、当該事業場に対して、迅速に災害時監督等を実施することにより自動車運転者の労働時間、健康管理等の状況を把握し、重大な法違反が認められる場合には、司法処分も含め厳正に対処すること。

ウ 陸運関係機関への通報については、引き続き確実に行うとともに、通報を受けた事案については適切な時機に監督指導を実施し、その結果を漏れなく回報すること。

なお、陸運関係機関において、通報事案に対する対応が低調である状況が続いている場合には、引き続き、当該機関にその理由を確認し、必要に応じ監50号にて本省に報告を行うこと。

また、警察機関からの通報が低調である場合には、各都道府県警察本部に対し、通報が確実に行われるよう要請を行うなど、制度の適正な運営に努めること。なお、警察機関からの通報については、速やかに回報を行うこと。

(2) 医療機関における宿日直勤務者等

【4行分墨塗り】

また、医療機関における宿日直勤務者又は臨床研修医に係る労働条件について問題となった事案について、監督復命書の写し等の関係資料を監50号により随時本省あて報告すること。

(3) 派遣労働者

本年3月1日から新たに物の製造の業務等への労働者派遣事業が認められることとなることに伴い、当該業務に係る派遣元及び派遣先における労働基準法等労働基準関係法令の履行確保を図るほか、請負等を偽装した労働者派遣事業（以下「偽装請負」という。）で働く労働者の安全衛生の確保や請負事業における労働基準法等労働基準関係法令の遵守についての懸念が高まっているため、この点について遵守徹底を図っていくことがより一層重要となる。

このため、製造業に対する監督指導を実施する場合には、監督対象事業場の構内に他の事業場の労働者が混在している否かを確認し、これを認めた場合には、事業場間の契約関係や当該労働者に対する実際の指揮命令等の就労実態を確認した上で、労働基準法等関係法令に係る使用者の責任区分に応じて必要な措置を講ずること。

なお、事業場間の契約関係、労働者の就労実態等から判断して偽装請負と疑われる事案等を確認した場合における職業安定行政との連携を含めた必要な対応については、別途指示するところによること。

(4) 外国人労働者

平成16年12月に政府決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、「不法滞在者を、今後5年間で半減」させることが重点課題とされており、不法滞在者の多くは不法就労者であることから、昭和63年1月26日付け基発第50号、職発第31号「外国人の不法就労等に係る対応について」等により指示しているところに基づき、出入国管理機関へ情報提供することとされている事案を把握した場合には、確実に情報提供すること。

また、技能実習生については、労働基準法第24条に基づく賃金控除協定を締結することなく賃金から寮費、食費等を控除しているもの、実際の賃金を技能実習生の在留資格認定証明書の申請書に添付する労働契約書等で決めている賃金額に満たない額で支払っているものなど、労働基準法や最低賃金法違反を発生させている事例が散見されるので、技能実習生受入れ事業場に対する監督指導を実施する場合には、同種法違反が存在していない

か注意深く確認すること。

(5) 介護労働者

近年その事業場数が急速に増加している痴呆対応型共同生活介護事業場(グループホーム)に対しては、夜間勤務の適正化を図る観点から、別途指示するところにより、監督指導を実施すること。

(6) 障害者である労働者

障害者である労働者の労働条件の確保・改善については、平成15年4月8日付け基発第0408001号「知的障害者である労働者の労働条件の確保・改善について」等に基づき的確に対応すること。

なお、障害者である労働者に係る申告り相談が、当該本人又は親権者等からなされた場合には、障害者に対しては、健常者に期待されると同程度の対応等を求めることが困難な場合が多いことに留意し、十分に実情を確認の上、相手の置かれている状況に配慮したした対応に心掛けること。

8 最低賃金の履行確保に係る監督指導について

最低賃金の履行確保に係る監督指導については、最低賃金の最近の金額改定状況を踏まえ、【15文字行分墨塗り】監督指導結果等を十分に分析・検討した上で、その履行確保上問題のある地域、業種に限定して実施すること。

9 監督指導業務の運営について

監督指導業務の運営については、厳正かつ公平な運営に心掛けることはもとより、事業主等に法令に対する理解度等を踏まえ、改善すべき事項についても必要な説明を行うなど、丁寧な対応に努めるほか、以下により適切な監督指導業務の運営に努めること。

(1) 監督機関の業務遂行の最高責任者である局署幹部は、年間監督指導計画にのっとり業務を着実に推進する責任を有していることから、その確実な実行について特段の努力が求められるところである。

ア 署管理者は、同計画策定段階において、前提とした状況に大きな変化が認められないにもかかわらず、監督実施状況が低調になっている場合には、監督官会議において、その原因と解決策を話し合うことによって、職員全員が共通の認識をもって、その解消に取り組むことができるようにするなどの措置を講じること。

また、署管理者は、同計画に基づく着実な監督指導の実施の重要性について日頃から監督官一人一人と十分に対話を行い、その自覚を促し、意欲の向上を図るとともに、リーダーシップを発揮し、処理に困難な司法事件や申告事件などについては、チームを組んで組織的な対応を指揮することなどによって、署全体としてこれら業務を組織的に推進していくという機運を積極的に醸成するよう努めること。

イ 署管理者は、各監督官が実施する監督指導を適切かつ実効あるものとするため、常に監督指導の状況を把握し、教育的観点も含めた必要な指導を行うよう努めること。

具体的には、①監督実施後、監督復命書の作成及び決裁手続が迅速に行われているか、②是正勧告の内容等から、重点に即した監督指導が実施されているが、③監督復命書の参考事項等意見欄の記載内容等から、対象事業場の遵法水準等が確認できるものとなっているか、④担当官が是正勧告後の改善状況を的確に把握し、必要な指導を行っているか、⑤重措置事案が未完結のまま放置されていないか、⑥再監督は的確な時期に実施されているか、⑦完結とした事案は法違反が適切に是正されたものとなっているか、などの基本的な業務処理に問題のある事例が散見されたので、署管理者は決裁等の各種機会を利用して、監督官から十分事情を聞いた上で、適切な指導を行うこと。

(2) 【11行分墨塗り】

(3) 【6行分墨塗り】

(4) 最近、報道機関等外部の者から個別事業場に対する監督指導結果を明らかにするよう求められることがあるが、その具体的な対応に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律上の取扱いにおいて、事業場を特定してなされた監督指導結果の開示請求においては、監督実施の有無及び法違反の有無のみを開示し、それ以外の例えば、具体的な法違反の内容、定期監督・申告監督等監督の種別などについては不開示としていることから、慎重に対応すること。

10 司法処理について

(1) 厳正かつ積極的な司法処理

司法処理については、労災かくしや賃金不払残業など司法処理基準に該当しない事案であっても、悪質なものについては、積極的に司法処分に付しており、また、賃金不払残業に係る証拠収集のための強制捜査などが活発に実施されている状況がみられるところであり、引き続き、積極的な司法処理に努めること。

しかしながら一方では、司法処理に対する取組状況については、なお局間で差がみられ、未だ司法処理件数が監督官一人当たり年間1件に満たない局が少なからずみられる。

このため、より一層厳格な司法処理基準の運用を図るとともに、上記のように、労災かくし事案や賃金不払残業事案などで悪質なものについては、積極的に司法処理を行うこと。

(2) 捜査方針の早期決定

司法事件の迅速処理については、これまでも繰り返し指示してきたところであるが、実況見分調書が早期に作成されなかったことから、これを基にして的確な捜査ができず、司法処理に長期間を要している事例がみられる。

このため、事件が発生した場合には、被疑条文とその構成要件に係る立証事項、聴取すべき対象者の範囲とその要点、収集すべき必要な証拠物の範囲などの捜査方針について、早期に組織的な検討を行い、この結果を踏まえて迅速かつ集中的な捜査を実施すること。

(3) 特別司法監督官による積極的な司法処理

特別司法監督官は、捜査に特別の知識を必要とする事件、社会的に影響の大きな事件を割について自ら積極的に司法処理を行うことを本務としていることを踏まえ、事案に応じて、自らが捜査主任となり事件処理を行い、また、署の事件処理の一部を担当するなど積極的な対応に努めること。加えて、特別司法監督官は、署が処理している司法事件については、事件ごとに具体的な問題点の所在を積極的に把握し、これに対する事件処理上の留意点について的確に署に指導するよう努めること。

11 申告事件への対応について

申告事件については、労働者の権利救済を図るため、迅速・的確な処理が強く求められるところである。このため、署管理者は、自らの責任において、各申告事件について、適切な時期にその処理状況を確認し、必要に応じ具体的な処理方針等について指導を行うとともに、長期未完結事案、複雑困難な事案などについては、その処理方針を組織的に検討する場を設けるなどにより的確な対応を図ること。なお、この組織的な検討の場においては、申告事件の解決に向けて担当官が信頼を置いて相談できるよう、担当官の処理内容の問題点を追求することに終始することなく、担当官の行政経験等をも踏まえ、具体的な処理方針や組織全体としての対応を検討するなど、適切な指導を行うこと。

12 判決に係る実務上の取扱いについて

(1) 解雇予告除外認定

労働基準法第20条に基づく解雇予告の法的性格を巡る最近の東京高裁判決（平成14年7月30日細出雲商会事件）の判断理由の中において、「使用者は不認定行為を受けながら労働者を即時解雇した場合であっても、客観的にみて解雇予告除外事由が存在するときは、上記（注：労働基準法第20条違反）の刑事責任を負わないと解すべきである。」旨の解釈が示されたところであるが、「この客観的にみて解雇予告除外事由が存在するとき」とは、裁判所が当該解雇を巡り提起された訴訟において審理を尽くし、判決においてその事由の存在を認定した場合をいうものと考えられ、また、本判決は解雇予告除外認定申請が行われた事案についてその法的解釈を示したものであることから、解雇予告除外認定申請を行うことなく即時解雇を行った場合については、従来どおり、労働基準法第20条違反として所要の措置を講ずること。

なお、解雇予告除外認定の申請がなされ不認定となった場合において、即時解雇を行った場合においても、当面、従来どおりの解釈に基づき対応すること。

(2) 労働基準法第39条第4項ただし書に基づく使用者の時季変更権の行使の方法

年次有給休暇に係る時季変更権の行使を巡る最近の東京高裁判決（平成12年8月31日JR東日本（高崎車掌区の年休）事件）の判断理由の中において、使用者が年次有給休暇に係る時季変更権の行使を行う場合については、「労働者側からしても、いつでも別の日を年休日として指定すれば足りるのであるから、使用者の側から他日を指定しなければならないと解する理由はない。」旨の解釈が示されたところであるので、時季変更権の行使に係る指導を行う場合には、本判決を踏まえ、適切な指導を行うこと。

13 その他

(1) 労働基準法第18条の2に係る相談の対応について

改正労働基準法の施行については、平成15年10月22日付け基第1022001号「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」により指示しているところであるが、労働基準法第18条の2については、使用者に対して何らの義務を課したものではないため、同法第104条に定める申告の対象とはならないものであること。なお、本条に係る相談があった場合においては、解雇の効力に関する判例等を説明するとともに、必要に応じ、個別労働紛争解決制度等を紹介すること。

(2) 労働基準法第104条の2に基づく報告等の命令

労働基準法第104条の2に基づき出頭命令を行う場合には、行政不服審査法第57条に基づき、不服申立てに関する教示等が必要となるので適切に対応すること。

(3) 許認可等の申請の処理における労働者等からの聴取の記録

許認可等の申請の処理における労働者等からの事実関係等の聴取に際し、司法警察職員捜査書類基本書式例の供述調書（様式第9号）を用いている例が散見されるが、本書式は刑事事件の捜査に用いるものであるので、無用な誤解を受けることのないよう、司法事件以外の事案の処理には使用しないこと。

(4) 申請・届出等手続に係るオンライン化

局及び署への各種申請・届出等手続については、新た

に開発する「申請・届出等処理支援システム」により、本年3月29日からその全手続についてインターネット等を利用した受付の処理を開始する予定であるので、別途指示するところにより的確な対応をること。

(5) その他

ア　報告例規に定めるもののほか、平成16年における監督指導活動について、次により、各報告様式に記載して報告期日までに報告すること。

なお、各報告様式については、システムの掲示板に掲載することとしているので、これにより電子的に報告すること。

(ア) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(別紙1)

(イ) 外国人労働者に係る申告処理状況(別紙2)

(ウ) 外国人労働者相談コーナー」における相談状況(別紙3)

(エ) 技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果(別紙4)

イ　人事関係書類の適正化指導結果(別紙5)については、平成16年度から本省への報告は要しないこととするが、なお同和問題解決のためには重要な指導事項であることから、引き続き的確な指導を行うとともに、必要に応じ、その実績の報告を求める場合もあるので、当該指導の実績は適切に整備しておくこと。なお、本様式についてはシステムの掲示板に掲載することとしているので活用すること。

[以下タイトルのみで省略]

別紙1　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

別紙2　外国人労働者に係る申告処理状況

別紙3　外国人労働者相談コーナーにおける相談状況

別紙4　技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

別紙5　人事関係書類適正化指導結果

ここに紹介する平成16(2004)年度の監督指導・労災補償各業務の運営に当たって留意すべき事項に関する通達は、例年どおり、情報公開法に基づく開示請求手続によって公開されたものである。

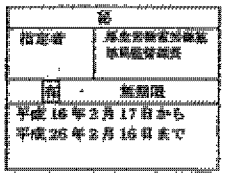

前者については、今回初めて図のような表記がなされていた(「秘」の記載のみは過去もあった)。平成13年1月6日に策定された「厚生労働省文書管理規程では、第6章で「秘密文書の取扱い」について、以下のように記載されており、この表記は、(規程制定から3年目にしてようやく)同規定に従ったものと考えられる。

同規定に基づき課長が「秘密文書の指定」をした文書であっても、情報公開法のもとでは文書全体が秘密とされるというわけではないということであり、「秘密文書の指定」のあり方もたえず見直される必要があろう。

(秘密文書)

第55条　その内容について秘密保全を要する文書(以下「秘密文書」という。)は、その内容の秘密保全の必要度に応じて、次のように区分するものとする。

(1) 極秘　秘密保全の必要度が高く、その漏えいが国の安全又は利益に損害を与えるおそれのあるもの

(2) 秘　極秘に次ぐ程度の秘密保全が必要であって、関係者以外には知らせてはならないもの

(秘密文書の指定等)

第56条　秘密文書の指定は、前条第1号の極秘については官房長又は部局長が、前条第2号の秘については課長が行うものとする。

2　前項の指定は、これを慎重に行い、かつ、必要最小限にとどめるものとする。

3　第1項の指定を行う場合においては、極秘又は秘の取扱いを要する期間(以下「秘密取扱期間」という。)を定めるものとし、秘密取扱期間が経過したときは、当該秘密文書に係る指定は解除されたものとする。

4　第1項の規定により秘密文書の指定を行った者(以下「指定者」という。)は、当該秘密文書の内容について秘密保全の必要がなくなったときは、当該秘密文書に係る指定を解除するものとする。

5　指定者は、当該秘密文書に係る秘密取扱期間が満了する前に、その秘密取扱期間を変更する必要があると認めるときは、その秘密取扱期間を変更することができる。

6　指定者は、第4項の規定による解除及び前項の規定による変更をしたときは、当該秘密文書に関係する者にその旨を通知するものとする。

(秘密文書の表示)

第57条　秘密文書には、極秘又は秘の区分、秘密取扱期間及び作成課名を表示するものとする。

2　極秘の文書には文書番号、配布先等を記録して、その所在を明らかにしておくものとする。

2004年度 労災補償業務運営上の留意事項

基発第0304001号
平成16年3月4日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部長

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成16年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第1　労災補償行政を推進するに当たっての基本的認識

労災補償行政に対しては、個別労災事案の決定について、あるいは認定基準の改正について、大きく報道されるようになっている等、国民の関心が高くなってきており、特に、迅速性と公正性の確保に関しては、厳しい目が向けられている。

一方、労災請求件数は、災害発生件数の減少に伴って、漸次、減少傾向を示しているものの、近年においては、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に代表されるような、事実調査に膨大な事務量を要し、かつ、判断に当たって高度に専門的な知識、経験を要する事案が急激に増加する状況にあること、労災補償行政に携わる行政定員や行政経費に係る予算の極めて厳しい状況が続いていること等、行政を円滑に推進するための問題は少なくない。

また、脳・心臓疾患及び精神障害等事案が、企業の労働時間管理の問題、健康管理の問題等と密接に関係してくること等の現状を踏まえ、労災補償行政が、監督・安全衛生行政と一体的に運営されることにより、効果的な再発防止対策の実施が可能となることを念頭に置きつつ、連携の重要性を認識し、的確に対応する必要がある。

このような状況の中、労災補償行政の基本的使命である、迅速かつ適正な保険給付の実施について最大限の努力を払いつつ、管内事情や主体的能力を見極めた上で、その他の各種の施策に積極的に取り組む必要がある。

第2　的確な業務実施計画の策定

第1で述べたように、多くの行政課題がある中、限られた行政資源により最大の効果を発揮するためには、各署の請求件数や請求事案の傾向、主体的能力等を勘案した的確な業務実施計画を策定することが極めて重要である。

このため、局においては、局内及び各署の状況を踏まえた局の業務実施計画を策定するとともに、各署の業務実施計画が的確に策定されるよう、指導を行うこと。

なお、局署の業務実施計画には、局内の労災請求事案の傾向、担当職員の経験年数等の分析を踏まえた研修の計画を盛り込むこと。

第3　迅速な労災保険給付の実施

1　労災請求事案の組織的対応

迅速な労災保険給付の実現のための長期未処理事案の解消については、平成13年度より労災補償業務の最重点課題として取り組んでいるところである。

この間、請求受付後2年以上を経過する事案は確実に解消し、同じく1年以上を超える事案についても大幅に減少している。

長期未処理事案を発生させないためには、担当職員が事案の処理に時間を要している問題点について、署長をはじめとした署の管理者が処理状況を把握し、状況に応じた適正な進行管理を行うことが最も重要であることから、特に平成15年度においては、請求受付後6か月経過した事案を署長管理事案、同じく1年を経過した事案を局管理事案とし、局署の管理者を主体とした組織的な取り組みに特に重点的に取り組んだところである。

しかしながら、平成15年度の中央労災補償業務監察においては、必ずしも的確な進行管理がなされていないとの報告がなされている。このような状況は、局管理事案や署長管理事案を設定して処理する手法が浸透しえなかったことが一因と考えられる。

このため、平成16年度においても、引き続き次のとおり対応することとする。

(1) 請求受付後6か月以上経過した長期未処理事案

新たに請求受付後1年以上経過する長期未処理事案を発生させないため、署長管理事案として署長(又は労災担当次長)が直接指揮して処理に当たるものとする。

(2) 請求受付後1年以上経過した長期未処理事案

局管理事案として局主導のもと、局・署が一体となって事案処理に当たるものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案の状況を的確に管理するため、局の管理者は、毎月配信される被災者別長期未処理事案リストにより、局内の長期未処理事案の処理状況を把握し、適宜、適切な指示をすること。

2　効率的な調査の実施

労災請求事案を迅速に処理するためには、的確な調査計画に基づき効率的に調査を実施することが肝要である。

このため、脳・心臓疾患及び精神障害等事案など、調査事項が膨大となる事案については、管理者も含めた組織的な検討により、的確な調査計画を策定した上で、この調査計画に従った調査を実施すること。

なお、調査計画には、①資料の提出により認定できる事実、②聴取によらなければ認定できない事実、③医学的意見を必要とする事項等を整理した上で、①資料提出依頼の対象、時期等、②聴取の対象、時期等、③医学的意見を求める医師、時期等をできるだけ詳細に盛り込むようにすること。

第4　適正な労災保険給付の実施

1　認定基準等の改正等

(1) 障害等級に係る改正等

整形外科の領域については、「整形外科の障害認定に関する専門検討会報告書」を踏まえ、労働者災害補償保険法施行規則別表第一（障害等級表）の一部を改正し、平成16年3月に公布するとともに、改正障害等級認定基準を発出することとしているので、これらに基づく適正な障害認定に努めること。

特に、今回の改正については、その改正項目が多岐にわたるものであることから、周知期間を十分確保することとしたので、関係者への周知活動を徹底すること。

なお、胸腹部臓器の領域については、平成15年度より医学専門家による専門検討会を設置、検討を行っているところであり、平成16年度中を目途に障害等級認定基準を改正する予定である。

(2) 介護(補償)給付の引き下げ

介護(補償)給付の最高限度額及び親族介護時の最低保障額については、平成16年4月から引き下げることから、その的確な運用に努めること。

(3) 石綿による疾病の認定基準の周知徹底について

石綿ばく露労働者に発生した肺がん、中皮腫等の労災補償上の取扱いについては、平成15年9月19日付け基発第0919001号「石綿による疾病の認定基準について」に基づき的確な補償に努めるとともに、医療機関を中心に引き続き周知徹底を図ること。

(4) 人身傷害補償保険と労災保険の調整について

人身傷害補償保険該当事案に係る第三者行為災害の取扱いについては、「第三者行為災害の事務処理における人身傷害補償保険の取扱いについて」を平成16年3月に指示する予定であるので、これに基づき適正な事務処理に努めること。

2　不正受給の防止対策

不正受給は、労災保険の公正性を確保する観点から許されないものであるとともに、刑法の詐欺罪に該当するものであることから、その未然防止に努めるとともに、不正受給を認知した場合には厳正に対応する必要がある。

労災保険における不正受給は、①災害発生状況を偽るもの、②就労していながら休業していると偽るもの、③同一災害について複数監督署に請求するもの等が主であるが監督署に提出される請求書の形式要件はすべて具備している等、その手口は巧妙となっており、容易には発見しにくいものが多くなってきている。

しかしながら、不正受給が発見された請求書には何かしらの不審箇所が存在しているものであり、完璧に偽造されたものは多くはない。

したがって、支給決定の審査を適正に行うことはもちろん、各決裁者が多角的に請求書の審査・点検を行い、疑問点を残さず確認するよう心がけることが重要である。

また、不正受給防止については、発覚した場合の制裁措置の大きさが周知されていることも有効なことであることから、不正受給を発見した場合には刑事告発することは当然であるが、そのマスコミ発表についても積極的に対応すること。

なお、最近多発している特別加入者の不正受給に対処するため、一人親方等の労災請求事案については、①労災加入後3か月以内の事故で、②給付基礎日額が高額なものについては、必ず実地調査や聴き取り調査を行うなどにより適正な保険給付に努めること。

3　請求書処理事務の徹底

平成15年度の中央労災補償業務監察において、特段の理由がないにもかかわらず保険給付請求書等のOCR入力が遅延していることや、保険給付請求書の不備返戻に決裁を受けていない等の指摘がなされたところである。

これらの事務処理は基本的事項であるとともに、これらが適正に行われない場合には不正事故にも繋がりかねない問題でもあることから、各担当職員に対して改めて適正な事務処理を徹底するとともに、監察等により履行の確認を徹底すること。

第5　労災診療費の適正払いの推進

1　平成16年度診療費改定に伴う的確な審査の実施

平成16年4月の健康保険診療報酬の改正に伴い、労災診療費算定基準の改定も予定されていることから、改定後は速やかに医療機関及び(財)労災保険情報センター地方事務所(以下「RIC地方事務所」という。)に対して改

定内容の周知を図るとともに、改定後の労災診療費算定基準に基づき的確な審査を行うこと。

また、労災診療費改定に引き続き、柔道整復師施術料金並びにあん摩マッサージ師、指圧師、はり師及びきゅう師施術料金についても改定が予定されていることから、労災診療費と同様に、改定内容を周知するとともに改定後の施術料金の審査についても的確に実施すること。

2　重点審査等による適正払いの推進

平成15年度における会計検査院の指摘額をみると、手術料及び入院料の2項目で指摘額全体の約8割を占めていることから、平成16年度はこれらの項目について重点的に審査を実施し、労災診療費の不適正払いの解消に努めること。

また、不適正払いを解消するためには、医療機関からの誤請求の件数を減らすことが不可欠であることから、医療機関に対する労災診療費等に係る説明会の開催、誤請求の多い医療機関に対する個別指導の実施等により誤請求の再発防止に努めること。

3　RIC地方事務所との連携及び点検効果を促進するための支援の強化

労災診療費点検業務の適正・円滑な実施を図るため、誤りの多い項目について事前点検が的確に行われるようRIC地方事務所との連絡会議、研修会等において具体的に指導すること。

また、適正払いの推進には、RIC地方事務所の事前点検の精度を確保することが重要であることから、必要に応じ、RICの点検が終了したレセプトを抽出し再確認を行い、点検漏れが有る場合については、その内容を踏まえた上で、指導を行うなどの措置をとること。

4　柔道整復師に係る療養の費用の支給等について

(1) 柔道整復師への症状照会について

長期療養者の適正給付対策に関し、調査対象者に係る療養効果や治ゆ見込み等の医学的事項についての文書照会は、医師に対して行うものであり、柔道整復師に対して行うことのないよう徹底すること。

(2) 開設者以外の柔道整復師が担当した施術の費用に係る受任者払の取扱いについて

柔道整復師が担当した施術の費用に係る受任者払については、従来、自ら施術所を開設する柔道整復師にのみ受任者払を認めてきたところであるが、平成16年1月21日付け基発第0121007号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」により、施術所の開設者でない柔道整復師(いわゆる勤務柔整師)が行った施術の費用についても、受任者払の取扱いを認めることとしたので通達に従い適正に取り扱うこと。

5　短期給付一元管理システムによる「治ゆ年月日」の登記の徹底

労災診療費の治ゆ後請求に係る過誤払は、毎年、診療費債権の発生原因の中で大きな割合を占めていることから、「治ゆ年月日」の登記の徹底を図ること。

登記は、「療養の費用決議書」、「休業決議書」又は「基本情報修正帳票」で行うことができるので、提出された休業(補償)給付請求書、障害(補償)給付請求書等により「治ゆ年月日」を把握した際には、速やかに短期給付一元管理システムへ登記すること。

なお、平成15年10月から「治ゆ・死亡年月日未登記リスト」を局署に配信しているので参考にされたい。

第6　長期療養者に対する適正給付対策の効果的な推進

1　一般傷病に係る適正給付対策

振動障害以外の傷病に係る適正給付対策については、昭和59年8月3日付け基発第391号に基づき推進しているところであり、じん肺を除いた長期療養者数は長期的に減少傾向にあるものの、依然として多数の長期療養者が存在しており、引き続き適正給付対策を着実に推進する必要がある。

このため、各局においては、自局の傷病別長期療養者数、署別長期療養者数及び医療機関別長期療養者数等の状況を分析した上で、それぞれの実情に応じ、重点とする傷病や調査対象者を確実に選定し、効率的に、また、必要に応じて中長期的な計画も策定しながら、適正給付対策を推進すること。

2　振動障害に係る適正給付対策

振動障害に係る適正給付対策については、平成14年度を初年度とする第6次3か年計画により対策を推進しているところであり、平成16年度はその最終年度にあたるので、局において本計画のこれまでの実施状況と問題点を検討した上で、必要があれば最終年度の計画の見直しを行う等により対策の推進を図ること。

また、症状調査の実施に際しては、主治医及び症状調査対象者に対し経過観察の考え方を十分に説明するとともに、治療を止めても症状が悪化しないと思われる者については、主治医の意見を踏まえ経過観察の必要性を判断すること。

第7　行政争訟に対する的確な対応

1　審査請求事件の迅速・適正な審理

近年、審査請求事件の件数が増加傾向にあり、それに伴って審査官の事務も増加しているところである。他方、審査請求事件については審査請求の受理から3か月以内に決定を行うことを目標としており、より一層の効率的な審理を図ることが求められている。

このため、労災補償課長は、毎月必ず審査請求事件の審理状況を把握し、審理が遅延していると判断される事件については、遅延している原因を明確にし、その解消方法について審査官に対し助言することにより、迅速・適正な決定に向けた支援に努めること。

特に、下記の(1)～(3)の点を考慮して助言を行うこと。

なお、審査請求事案の中には、不支給となった理由が不明であることを理由とするものもあることから、処分決定の理由を丁寧に説明するよう改めて監督署長に指示すること。

(1)　一人の審査官が複数の事件を審理する際には、並行処理を行うことが必要となるため、綿密な計画を立てて審理を行うことに努め、効率的な審理を心がけること。

(2) 審査官が行う医証の収集については、漫然と医師に依頼するのではなく、次の点に留意して行うこと。

ア　新たな医証の収集が必要であるか否かを十分検討すること。

イ　意見を聞く事項を明確にすること。

ウ　適切な提出期限を設定し、医師に協力を求めること。

(3) 審査官に対して審査請求人又は請求代理人から資料等の提出意思が示されている場合であっても、提出期限が経過してもなお提出が行われない場合は、その他の資料等に基づき決定すること。

なお、そのことについては審査請求人又は請求代理人に対して事前に十分説明すること。

2　行政事件訴訟の的確な追行

行政事件訴訟に関しては、次の点に留意して、的確に追行すること。

(1) 第一審の審理に対する迅速かつ的確な対応

最近においては、控訴審の審理期間の短縮、上告受理申立て要件の厳格化等により、上級審での逆転勝訴はかなり困難な状況となってきている。また、このような状況に加え、昨年7月には、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ早期に終局させること等を目的とした「裁判の迅速化に関する法律」が公布・施行されたこともあって、従来にも増して、第一審判決の重要性が高くなっている。

このため、第一審の段階から随時訟務対策会議を開催するなどをにより、原処分の妥当性に関する主張・立証が的確であるか、相手方の主張に対する反論が的確であるか等についての検討を十分に、かつ、迅速に行うこと。

(2) 分かりやすく丁寧な主張、客観的な根拠による立証の必要性

医学的事項について裁判官の十分な理解を得るため、準備書面はもとより、医学的意見書や医学証人によって立証を行うに当たっては、医学専門家の理解と協力を得つつ、専門的表現をできるだけ避け、基本的なことから平易かつ丁寧に記載・説明するよう留意すること。

さらに、国の主張及びそれを裏付ける証拠が信用に足りるものであることについて、主張の内容が学会等で広く認められていることや証拠が高度に信頼性を有することを客観的な証拠をもって示すことにより、裁判官の心証形成を図ること。

また、図、表、グラフ等視覚に訴える手法によるなど、理解しやすくするための創意工夫を行うこと。

(3) 脳・心臓疾患、精神障害等事案の対応

脳・心臓疾患の業務上外に関する事件については、持ち帰り残業、出張業務等の負荷要因及び治療機会の喪失といった労働時間以外の争点についても十分な主張立・証を求められるため、関係資料の収集・確保に万全を期すこと。また、「統一的準備書面」等を活用し、原処分が妥当であることについての主張を明確に行うこと。

精神障害等の業務上外に関する事件については、いまだ判断指針に基づく精神的負荷の評価方法等について、裁判所に十分理解されているとはいえない状況にあるため、専門検討会報告等の医学的知見に基づいた妥当な処分であることの理解を求める丁寧な主張を行うこと。

(4) 法務当局との連携

日頃から法務局等との連携を密接にし、認定基準の内容等の情報提供を行うと共に、訴訟技術の向上のための研修等を実施する際には、相互の積極的な連携の下に実施すること。

第8　年金関係業務の適正処理

1　定期報告書の審査における事務処理

被災労働者及び遺族年金受給権者の生年月日誤りによる基本権取消事案が多く見受けられるところであるが、特に、平成15年度より障害(補償)年金受給者全員が定期報告書に住民票の写し等を添付することとなったことにより、生年月日等を偽っていた事実が判明する事案が増加している。

定期報告書の審査に当たっては、単に住民票等の添付書類による生存確認にとどまらず、氏名、生年月日、続柄等の照合も確実に行うこと。

また、定期報告書未提出者に対する「支払差止」処理を支払期の人力締切日までに行わず、継続して年金を給

付したため、死亡等による過払額を更に増やすこととなった事案が見受けられるので、未提出者に対しては速やかに督促を行い、提出がないままいたずらに長期間処理を保留することなく、入力締切日までに確実に「支払差止」を行うとともみこ、所在不明者についてはその所在確認に努めること。

2　厚生年金等との調整における事務処理

遺族(補償)年金受給権者が、子の18歳到達により既に国民年金の遺族基礎年金が失権しているにもかかわらず、遺族厚生・基礎年金の両方が支給されている状態の調整率のままになっており、遡って「追給」される事例が数多く見受けられることから、支給調整に当たっては、厚生年金等の年金証書、変更決定通知書又は最新の振込通知書等の提出を求め、厚生年金等の年金額等について現在の受給状況を正確に把握すること。なお、指定年齢到達予定者リストを活用し、事前に基礎年金の失権情報を把握するよう努めること。

また、労災年金との調整が不要である共済年金及び旧厚生年金の通算遺族年金等について調整を行っていた事例も見受けられるので、的確な処理を行うこと。

第9　申請・届出手続に係るオンライン化

局及び署への各種申請・届出等手続については、新たに開発する「申請・届出等支援処理システム」により、平成16年3月29日からインターネット等を利用した受付の処理を開始するので、別途発出される通達により的確な対応を図ること。

第10 関係各課との連携の強化

1　過重労働対策等における連携

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成14年2月12日付け基発第0212001号)においては、過重労働の排除、健康管理対策の強化及び業務疾病の再発防止の観点から、監督担当部署及び安全衛生担当部署(以下「関係部署」という。)において、司法処分等の措置や指導を実施することとされているが、これらを実施する端緒として労災請求の情報が極めて有益なものであることから、労災担当部署においては、局・署における関係部署との確実な連携を行うため、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る労災請求等がなされた場合には、早期に、署長に報告するとともに、関係部署との連携が図られるよう以下の措置を行うこと。

(1) 署における連携

ア　労災請求等がなされたときの対応

(ア) 請求書、申立書、事前相談における関係書類等の写しを回付する等により、関係部署に情報を提供する。

(イ) マスコミからの取材内容や陳情の内容等の情報を提供する。

イ　調査中における対応

労災請求事案の調査において事業場から入手した、①所定・所定外労働時間の状況、②割増賃金支払状況、⑧健康診断実施状況、④産業医の選任状況・活動状況等の情報を適宜提供する。

ウ　労災請求事案の支給・不支給決定時の対応

労災請求事案の支給・不支給決定時には、①支給・不支給決定(予定)日、②支給・不支給の判断理由について、関係部署に情報を提供することとし、マスコミ対応が必要と考えられる場合には、共同で対処方針(想定問答等)を作成するとともに、取材等に共同して対応する必要性も検討すること。

(2) 局における連携

局労災補償課においては、脳・心臓疾患及び精神障害等事案の処理経過簿様式の電子化を図ったことから、これにより、局関係各課に対し、署において連携が必要とされる事案について情報提供(労働基準行政情報システム共有ドライブの処理経過簿の閲覧等)を行い、局関係各課の指導、分析等に資することとする。

なお、脳・心臓疾患及び精神障害等の事案以外であっても、社会的に関心が高く、関係部署にも関連すると考えられる事案については上記に準じた取扱いを行うこと。

2　労災かくしの排除の連携

労災かくしの問題は、基本的には労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出しない又は虚偽の報告をするという問題であるが、多くの場合、労災保険の不正受給を伴う問題である。このため、労災部門においても労災かくしの排除に向けた積極的な対応が必要である。

労災かくし発覚の端緒は労災保険の請求であることが少なくないことから、労災保険給付に係る調査において、虚偽の被災事実・保険関係に基づく請求であることが疑われる場合には、速やかに労災担当部署から関係部署に情報を提供し、事実関係の解明のため連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合は、関係部署に情報を提供すること。

第11 広報活動及び周知活動について

1　報道機関に対する的確な対応

労災補償に関する社会的関心は高く、報道機関から取材される機会も多いものであるが、労災保険給付の支給・不支給決定等の情報は個人情報に関わることから、報道

機関への対応については、請求人等関係者の権利利益を侵すことがないよう十分な配慮を必要とするものである。しかしながら、第4の2にも示すとおり、不正受給事件や労災保険制度の悪用等社会正義に反するようなものについては、社会に警鐘を鳴らし、同種事件を抑制する観点からも積極的に公表するべきであること。

2　労災特別介護施設への入居促進等について

全国8カ所において設置・運営している労災特別介護施設（以下「ケアプラザ」という。）への入居状況については、平成15年12月末現在において、平均9割の入居率であるが、中国・四国地方の施設においては、入居率の上昇はみられるものの、6割程度の入居率にとどまっている状況にあることから、ケアプラザの設置目的等を踏まえ、設置局のみならず、近接する局においては、年金支給決定時に十分な説明を行うとともに労災年金相談所との連携を強化することによって入居希望者の情報の把握に努め、ケアプラザへの情報提供を積極的に行うよう努めること。

また、平成15年4月より、主治医の診断書等から障害若しくは傷病等級1～3級に該当すると確実に見込まれる者については、等級認定前であっても必要に応じケアプラザに入居可能となったことにも留意し、入居促進に係る活動が円滑に行われるよう配慮すること。

3　二次健康診断等給付の周知

二次健康診断等給付については、脳・心臓疾患の発生の予防に資するという観点からより一層の制度の活用促進を図っていく必要があり、他課室が主催する説明会等の際にもパンフレットを配付するなど、引き続きあらゆる機会を通じて、労働者、事業主及び医療機関等に対して制度の周知啓発を行うこと。

第12　補504労災保険の情報の速報について

労働基準局報告例規に基づく随時報告である補504について、本来報告されるべきものについて報告がなされていない事案が見受けられるので、報告を徹底すること。

また、各課連携して対応した事案について、補504による報告を行うに当たっては、可能な限り、各課の対応状況を付記すること。

第13　地方労災補償監察制度の活用

労災補償業務を適切に運営するためには、地方労災補償業務監察（以下「地方監察」という。）において、各署の行政運営の現状分析と問題点の把握を行い、その結果に基づき、的確な対策を講ずることが重要である。

そのため、地方監察の実施に当たっては、署における事務処理状況を的確に把握した上で問題点の分析を行うとともに、地方監察の結果、是正改善を要する事項については、その原因、理由等を明らかにし、署に対し具体的な指示・指導を行うことにより業務に携わる職員の事務処理能力の一層の向上を図ることはもとより、その後の措置状況を確実に把握すること。

第14　事務簡素合理化の推進について

厳しい定員事情の下、迅速・適正な労災保険給付を実現するためには、一層の事務簡素合理化に努める必要がある。

平成15年度においては、特別加入に係る事務の効率化を図るための特別加入情報検索システムの導入、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿及び報告に係る様式の電子化による統合等の措置を行ったところであり、更に、障害（補償）給付請求書裏面等の診断書料について、診断書を作成した医療機関の領収書が添付されている場合には療養の費用請求書の医師の証明を省略できる旨指示する予定である。

各局においてはこれら事務簡素合理化事項を的確に実施するとともに、各局において定める事務処理方法についての事務簡素合理化を積極的に検討すること。

第15　労災保険給付に係る相談等に対する懇切丁寧な対応について

労災保険給付請求に係る諸手続のために署の窓口に訪れる相談者は、労災保険の制度が分からずに不安を抱いて訪れる場合が多いものであり、職員の対応により相談者に反感を与え、労災補償行政に関する信頼を失うことのないよう、相談者の置かれている立場を考慮し、相談についてはパンフレット等を活用し、労災保険の制度、認定の考え方について十分に説明すること。

第16　職員の資質の向上について

労災補償業務の適正な運営のためには、個々の職員の実践的な判断力、処理能力を養成することが不可欠であることから、職員に対し必要な知識、能力、技術を付与し、資質を向上するための研修は重要な意味を持つものである。

研修の実施については、平成16年2月6日付け地発第0206001号「地方研修計画要綱の策定について」が示されたところであるが、労災補償行政においては、①聴取書作成要領、②医学意見書の求め方、③相談の受け方と説明の方法、④疾病ごとの認定の留意点、など関係職員に不足している内容に絞った専門的研修に力を入れることとし、その一層の充実を図ることにより、職員の事務処理能力の向上に努めること。

資料：筑豊じん肺最高裁判決

消滅時効

要旨：

雇用者の安全配慮義務違反によりり患したじん肺によって死亡したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は，死亡の時から進行する

内容：

件名　損害賠償，民訴法260条2項による仮執行の原状回復請求事件（最高裁判所 平成13年（判例平成16年04月27日 第三小法廷判決 棄却）

原審　福岡高等裁判所（平成7年（ネ）第643号、936号、平成8年（ネ）第513号）

主　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理　由

1　上告人は，筑豊地区に所在する二瀬炭鉱，嘉穂炭鉱等を経営していた会社であり，被上告人らは，これらの炭鉱で粉じん作業に従事したことによりじん肺にり患したと主張する者又はその承継人である。本件は，被上告人らが，上告人は，雇用者として，坑内作業場における適切な粉じん対策を講ずるなどして従業員がじん肺にり患し又は増悪させることのないように配慮すべき義務があるのにこれを怠ったと主張して，上告人に対し，安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を求める事案である。

2　上告代理人山口定男，同関孝友，同三浦啓作，同松崎隆，同伊達健太郎の上告受理申立て理由第2点について

雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺にかかったことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は，じん肺法所定の管理区分についての最終の行政上の決定を受けた時から進行すると解すべきであるが（最高裁平成元年（オ）第1667号同6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441頁），じん肺によって死亡した場合の損害については，死亡の時から損害賠償請求権の消滅時効が進行すると解するのが相当である。なぜなら，その者が，じん肺法所定の管理区分についての行政上の決定を受けている場合であっても，その後，じん肺を原因として死亡するか否か，その蓋然性は医学的にみて不明である上，その損害は，管理二～四に相当する病状に基づく各損害とは質的に異なるものと解されるからである。これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができ，論旨は採用することができない。

3　同第3点について

論旨は，じん肺法所定の管理二の行政上の決定を受けた後，10年以上を経過してからじん肺により死亡した元従業員に関し，管理二に相当する病状に基づく損害賠償請求権は，時効により消滅しているから，認容すべき慰謝料額は，じん肺による死亡に基づく損害の慰謝料相当額から管理二に相当する病状に基づく損害の慰謝料相当額を控除した金額とすべきであるというものである。

そこで，この点について判断するに，原審の確定した事実関係の下で，原審は，当該元従業員の損害を，管理二に相当する病状に基づく損害とは別個のものであるとして，これを，じん肺による死亡それ自体に係る損害として評価し，その額を定めたものであり，このような場合についてまで，上記の消滅時効に係る慰謝料相当額を控除しなければならないものではない。所論の点に関する原審の判断は，正当として是認することができ，論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官・藤田宙靖、裁判官・金谷利廣、裁判官・濱田邦夫、裁判官・上田豊三）

国の責任

要旨：

1　通商産業大臣が石炭鉱山におけるじん肺発生防止のための鉱山保安法上の保安規制権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法とされた事例

2　民法724条後段所定の除斥期間は，不法行為により発生する損害の性質上，加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には，当該損害の全部又は一部が発生した時から進行する

内容:
件名　損害賠償，民訴法260条2項による仮執行の原状回復請求事件（最高裁判所 平成13年（受）第1760号 平成16年04月27日 第三小法廷判決 棄却）
原審　福岡高等裁判所（平成7年（ネ）第643号、936号、平成8年（ネ）第513号）

主　文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理　由

第1 事案の概要

1　被上告人らは，筑豊地区に存在した炭鉱で粉じん作業に従事したことによりじん肺にり患したと主張する者（1審判決別表1－5「原告ら相続関係一覧表」の原告番号（元番）104～106，115，118，138，150，155，161，162，165，166，170，172，184，190，195，210，212，215，229，313，316，319，323，324，328，332，408及び414に対応する死亡従業員名欄記載の者，原判決別紙1「当事者目録」の番号109，112，113，117，136，146，175，189，216，217，306，314，322及び403記載の者並びに原判決別紙4「相続関係一覧表」の元番148，149，177，218，219及び226に対応する被承継者欄記載の者。以下「本件元従業員ら」という。）又はその承継人である。本件は，被上告人らが，上告人に対し，上告人がじん肺の発生又はその増悪を防止するために鉱山保安法に基づく規制権限を行使することを怠ったことが違法であるなどと主張して，国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2　原審の適法に確定した事実関係及び関係法令の概要は，次のとおりである。

(1) じん肺法2条1項1号は，じん肺を，「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病」と定義している。このうち，特に遊離けい酸を含有する粉じんの吸入によって生ずるものは「けい肺」と呼ばれ，後述のとおり，じん肺法制定前においては，専ら金属鉱山における遊離けい酸を含有する粉じんの吸入を原因とするけい肺に関心が寄せられてきた。じん肺の病像は，肺胞内に取り込まれた粉じんが，リンパ腺や肺胞において長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ，じん肺結節，小血管の閉そく等の病変を生じさせるというものであり，粉じんに暴露した後においても，じん肺結節が拡大融合するなどの病状が進行すること（進行性），いったん発生した線維増殖性変化，気腫性変化等を元の状態に戻すための治療方法がないこと（不可逆性）に特徴がある。発症までの期間は，粉じんへの暴露を開始してから最短でも2，3年，通常は5年～10年以上，長い場合で30年以上とされ，しばしば遅発性であって，粉じんへの暴露が終わった後，相当長期間経過後に発症することも少なくない。自覚症状としては，せき，たん，息切れ，呼吸困難等があり，病状が著しく重くなると，呼吸不全，心肺機能障害等から全身の衰弱を来し，肺結核等の合併症を生じ，死に至ることもある。

(2) じん肺に関する法令の概要は，以下のとおりである。

ア　昭和35年3月31日に公布されたじん肺法は，じん肺に関し，適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより，労働者の健康の保持を図ること等を目的とするものであり（1条），事業者にじん肺の予防のための措置を講ずべき義務を課し（5条），粉じん作業に従事する労働者等につき，じん肺健康診断の結果に基づいて健康管理の区分（管理一～四）が決定され，事業者は，当該労働者の管理区分に応じて従事させる作業内容を配慮すること等を定めている（4条，21条～23条）。じん肺法は，同法の制定に伴い廃止された「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」（昭和30年法律第91号。昭和35年法律第29号により廃止された。以下「けい肺特別保護法」という。）と同様，労働省の所管であった。

イ　昭和24年5月16日に公布された鉱山保安法は，鉱山労働者に対する危害の防止等を目的とするものであり（1条），鉱業権者は，粉じん等の処理に伴う危害又は鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならないものとされ（4条2号），同法30条の委任に基づき，金属鉱山等保安規則（昭和24年通商産業省令33号），石炭鉱山保安規則（昭和24年通商産業省令第34号）等が，鉱業権者が同法4条の規定によって講ずべき具体的な保安措置を定めている。金属鉱山等保安規則は，石炭，亜炭及び石油を目的とする鉱業以外の鉱業，すなわち金属鉱山等における鉱業の保安について定めたものであり，石炭鉱山保安規則は，石炭鉱業及び亜炭鉱業に関する保安について定めたものである。同法及び両規則は，鉱業権者が鉱山労働者のじん肺を防止するために講ずべき粉じん対策等の規制の法的根拠となるものであり，いずれも通商産業省の所管であった。

(3) 我が国における戦後から昭和30年代ころまでの国の石炭政策の概要は，次のとおりである。

戦時中，多くの炭鉱は，資材欠乏下での出炭強制により荒廃していたところ，政府は，石炭の増産が戦後経

済復興のための最重要課題であるとの認識に基づき，昭和20年10月に石炭生産緊急対策を閣議決定するなどして，いわゆる傾斜生産方式と呼ばれる石炭増産政策を強力に推進した。なお，昭和24年5月の鉱山保安法の制定により，鉱山における保安行政は通商産業省（その前身である商工省）の所管とされたが（前記(2)イ参照），これは，石炭増産の必要性が考慮されたものであった。

その後，重油などの輸入エネルギーの増加等により，昭和28，29年には石炭大不況が到来した。政府は，これに対処するため，高能率炭鉱に生産を集中させ，非能率炭鉱の閉山を支援する合理化政策を進めることとなった。昭和30年7月には，石炭鉱業合理化臨時措置法が成立したが，政府は，その施行に当たり，重油に対抗していくための徹底的な合理化が必要であるとして，各企業に具体的な合理化策を指導するなどした。昭和38年からは，石炭鉱業の合理化政策の目標を「石炭が重油に対抗できないことを認めつつ，石炭鉱業の崩壊がもたらす社会的摩擦の回避等に着目した幅広い政策」とする第一次石炭政策が開始され，以後，数次にわたる石炭政策が策定された。

このように，政府は，戦後，いわば国策として，強力に石炭増産政策を推進し，また，合理化政策への転換後においても，石炭産業の経営にかかわる事項について強い影響力を及ぼしてきた。

(4) 戦前から昭和30年代にかけてのじん肺に関する医学的知見の進展等は，次のとおりである。

ア　昭和の初めころまでは，粉じんの吸入を原因とする坑夫の職業病としては，専ら金属鉱山におけるけい肺が問題視されていた。けい肺は，金属鉱山等において遊離けい酸分を多量に含有する粉じんを長期間吸入することにより肺に線維増殖性変化を生ずる慢性疾患であり，呼吸困難，肺気腫等の症状がみられること，心肺機能の悪化，肺結核等との合併症を生じて死に至ることもあることは，その当時から，周知の事実とされていた。これに対し，当時，炭鉱において炭鉱夫がり患するじん肺は，炭肺などとも呼ばれ，症例もそれほど多くなく，ほとんどが軽症であるとされ，重大な職業病としての認識は，一般的に希薄であり，炭じんは無害でけい肺や肺結核の予防効果があるなどという説さえも存在した。その後，昭和10年ころまでには，炭鉱におけるけい肺患者の発生を指摘し，粉じん対策の必要性を説く講習会等も開かれるようになったが，やがて戦時体制になり，じん肺に関する医学的知見に大きな進展は見られなかった。

イ　戦後，金属鉱山を中心として，けい肺の撲滅を目指し，けい肺に関する特別法の制定を求める運動が広がり，鉱山経営者の生産協議会である金属鉱山復興会議が，けい肺対策に関する建議書を衆参両議院の議長あてに提出するなど，特別法制定の機運が高まった。そして，昭和25年には労働省がけい肺法案をけい肺協議会に付議し，昭和28年には国会議員がけい肺法案を国会に提出するなどしたが，いずれも法律制定には至らず，けい肺に関する特別法が制定されたのは，昭和30年7月29日に公布されたけい肺特別保護法が最初であった。けい肺特別保護法は，その2条1項1号で，けい肺を「遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化の疾病及びこれと肺結核の合併した疾病」と定義していることからも明らかなように，同法は，遊離けい酸を含む粉じんの吸入により発症するけい肺を対象とし，その病勢の悪化の防止等を目的とするものであった（1条）。

ウ　労働省は，昭和23年10月，国の行政機関として初めて本格的なけい肺巡回検診を実施し，その結果，炭鉱においても，多くのけい肺患者が存在することが明らかとなった。さらに，労働省は，昭和30年9月から昭和32年3月にかけて，対象事業所数1万2981事業所，対象労働者数33万9450人（うち炭鉱労働者数14万4247人）に及ぶ国内外を通じて最大規模のけい肺健康診断を実施した。そして，昭和34年ころには，その実施結果として，有所見者が3万8738人であること，そのうち炭鉱労働者が1万1747人（全有所見者の約30％）にも達していることが明らかとなった。

エ　炭鉱夫じん肺に関する医学的知見に関しては，昭和30年前後から，医学雑誌に掲載された論文等において，炭鉱労働者のじん肺についての調査結果を踏まえて，炭鉱におけるじん肺の実情は軽視することができない旨を指摘したり，粉じんを有害なものと無害なものとに分けるべきではなく，すべての粉じんは，長期間多量に吸入すると有害である旨を指摘したりするものが多数に上り，さらに，炭じんをラットに長期間吸入させると，その肺に高度の線維増殖性結節が見られたとの動物実験の結果が紹介されるなど，炭じんを長期間吸入した場合には，じん肺にり患するおそれがある旨の医学的知見が次第に明確なものとなってきた。

オ　労働大臣は，昭和33年6月，けい肺審議会に，けい肺特別保護法の改正について諮問をし，同審議会は，医学的な観点からの専門的な検討を行うための医学部会を設置した。医学部会は，昭和34年9月，「けい肺に関する医学上の問題点についての意見」

を公表し，「最近，屍体解剖の結果，石綿肺，ろう石肺，アルミニウム肺，けいそう土肺，その他各種のじん肺の存在が認められており，いずれのじん肺もそれが高度となってくれば，心肺機能障害を来すものであるので，あらゆる粉じんからの被害を予防し，健康管理を行っていく必要がある」との意見を表明した。この意見は，じん肺に関する当時の医学的知見に基づき，炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性，危険性を肯定し，その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で，けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず，あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を述べたものである。

カ　上記のとおり，炭鉱労働者のじん肺に関する実態が明らかとなり，じん肺に関する上記医学部会の意見が公表されたことから，けい肺に限定していた従来のじん肺に関する施策を根本的に見直す必要があると認識されるようになり，政府は，昭和34年12月，上記医学部会の意見に基づくけい肺審議会の答申を受けて，じん肺法案を国会に提出した。同法案は，国会審議を経て，昭和35年3月31日に可決成立し，同日公布され，翌4月1日に施行された。

制定当時のじん肺法は，じん肺を「鉱物性粉じんを吸入することによって生じたじん肺及びこれと肺結核の合併した病気」と定義した（2条1項1号）。これは，じん肺を，遊離けい酸を含有する粉じんの吸入によるけい肺に限定せず，炭じん等の鉱物性粉じんの吸入によって生じたものを広く含むものとして定義したものであり，これを同法による施策の対象とする趣旨である。なお，参議院社会労働委員会は，じん肺法案の採択に際し，「政府は，じん肺法の実施に当たっては，特に予防対策に主点をおき，労働衛生全般について適切なる指導を行うべきである」との附帯決議をした。

(5) じん肺法案が国会に提出された昭和34年当時の鉱山保安法30条の委任に基づく石炭鉱山保安規則による粉じん防止のための規制内容は，次のようなものであった。

石炭鉱業及び亜炭鉱業における粉じん対策に関する一般的な保安規制としては，「岩石の掘進，運搬，破砕等を行う坑内作業場において，岩石の掘進，運搬，破砕等によりいちぢるしく粉じんを飛散するときは，粉じんの飛散を防止するため，粉じん防止装置の設置，散水等適当な措置を講じなければならない。ただし，別に告示する規格に適合する防じんマスクを備えたときは，この限りでない。」と定められているにすぎなかった（昭和54年通商産業省令第115号による改正前の石炭鉱山保安規則284条）。これに対し，掘採作業場の岩盤中に遊離けい酸分を多量に含有し，通商産業大臣が指定する区域，すなわち「けい酸質区域」においては，規制を強化し，せん孔するときには，せん孔前に周囲の岩盤等に散水することを義務付け，衝撃式さく岩機を使用するときには，湿式型でなければならないものとしていた（昭和61年通商産業省令第74号による改正前の石炭鉱山保安規則284条の2）。岩盤中に遊離けい酸分を多量に含有するけい酸質区域のみを対象とする上記保安規制の強化は，昭和25年8月の石炭鉱山保安規則の改正により導入されたものであった。

上記の石炭鉱山保安規則による保安規制と同様の規制は，金属鉱山等保安規則においても，同時期に導入されたが，金属鉱山等保安規則においては，昭和27年9月の改正により，せん孔前の散水，衝撃式さく岩機の湿式型化を義務付ける旨の上記保安規制は，同規則が対象とする金属鉱山等のすべての坑内作業場に適用されるべき一般的な保安規制と改められ，同規則においては，けい酸質区域指定制度は廃止された。これに対し，石炭鉱山においては，上記金属鉱山等保安規則の改正後もけい酸質区域指定制度が維持され，その後，前記の炭鉱労働者に対する健康診断の実施結果や前記医学部会の意見が公表され，前記答申に基づきじん肺法が制定された昭和35年3月以降も，特定の指定区域だけを対象として保安規制の強化を図る上記制度が存続した。石炭鉱山保安規則において，せん孔前の散水，衝撃式さく岩機の湿式型化を義務付ける旨の保安規制が，一般的な保安規制に改められたのは，昭和61年11月であった。

(6) じん肺防止のための粉じん対策は，粉じんの生成，発散，吸入を防止することにあるが，中でも，粉じんの発生の抑止が粉じん対策の要であるとされており，昭和30年代初頭までには，さく岩機の湿式型化により粉じんの発生を著しく抑制することができるとの工学的知見が明らかとなっていた。また，そのころまでには，軽量の手持型湿式さく岩機が実用に供されるようになっており，遅くとも，昭和35年ころには，すべての石炭鉱山における衝撃式さく岩機の湿式型化を図ることに特段の障害はなかった。現に，金属鉱山においては，昭和27年9月に上記のとおり金属鉱山等保安規則が改正されて以降，坑内排水管の敷設及びさく岩機の湿式型化は急速に進展し，昭和29年までにはさく岩機の湿式型化率は99.7%となり，昭和33年までには坑内排水管の敷設率は100%を達成した。

これに対し，石炭鉱山においては，昭和36年の調査で，さく岩機の湿式型化率は，九州大手炭鉱で18.7%，

九州中小炭鉱で5．9%にとどまり，金属鉱山と比較して大きく立ち遅れていた。とりわけ，けい酸質区域に指定された坑（以下「指定坑」という。）以外の坑（以下「非指定坑」という。）では，衝撃式さく岩機の湿式型化はほとんど進んでおらず，また，非指定坑の坑内作業の掘採現場において散水が行われていた箇所は，指定坑の3分の1程度でしかなく，非指定坑における湿式型化率，散水実施率は，極めて低かった。九州地区において，昭和35年までに指定された指定坑は，全体の3．6%にすぎず，また，その指定の基準（昭和31年の遊離けい酸分含有率40%基準，昭和34年の同30%基準等）自体も，粉じんの許容限度についての医学的な知見等に基づいて設定されたものではなく，非指定坑における炭坑労働者の粉じんへの暴露が健康上許容される範囲内のものであることを確保するための基準として，合理性の認められないものであった。そして，粉じんの生成，発散，吸入の各段階での対策を全体としてみても，昭和35年当時，湿式型さく岩機の導入と同等の効果を有するとされていた集じん機はさほど普及せず，また，防じんマスクの設置率も低調であり，その必要性に関する労働者の理解を深めるためのじん肺教育も不十分なものにとどまるなど，石炭鉱山におけるじん肺防止対策が適切に実施されているとはいえない状況であった。

3　原審は，上告人は，昭和35年3月のじん肺法の成立に合わせて石炭鉱山保安規則を見直し，前記のけい酸質区域指定制度を廃止するか，少なくとも，指定の基準を引き下げ，又はけい酸質区域の内外を問わず，衝撃式さく岩機の湿式型化等の粉じんの生成，発散防止策を義務付ける必要があったものというべきであり，上告人が，上記の時点において，これらの措置をいずれも採らなかったことは，著しく不合理といわざるを得ず，また，けい酸質区域の内外を問わず適用される粉じん対策についても，その指導，監督は不十分なものにとどまり，上記の不合理性を解消するに足りるものではなかったとして，上告人が上記規制権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした上，同年4月以降に粉じん作業に従事し，じん肺にり患した本件元従業員らのうち，合併症のない管理二，二の認定を受けている者を除外した者につき，各損害の3分の1を限度として，損害賠償責任を負うと判断した。

第2　上告代理人都築弘外27名の上告受理申立ての理由第2，第3について

1　国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は，その権限を定めた法令の趣旨，目的や，その権限の性質等に照らし，具体的事情の下において，その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは，その不行使により被害を受けた者との関係において，国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁昭和61年（オ）第1152号平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁，最高裁平成元年（オ）第1260号同7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁参照）。

これを本件についてみると，鉱山保安法は，鉱山労働者に対する危害の防止等をその目的とするものであり（1条），鉱山における保安，すなわち，鉱山労働者の労働災害の防止等に関しては，同法のみが適用され，労働安全衛生法は適用されないものとされており（同法115条1項），鉱山保安法は，職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的とする労働安全衛生法の特別法としての性格を有する。そして，鉱山保安法は，鉱業権者は，粉じん等の処理に伴う危害又は鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならないものとし（4条2号），同法30条は，鉱業権者が同法4条の規定によって講ずべき具体的な保安措置を省令に委任しているところ，同法30条が省令に包括的に委任した趣旨は，規定すべき鉱業権者が講ずべき保安措置の内容が，多岐にわたる専門的，技術的事項であること，また，その内容を，できる限り速やかに，技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正していくためには，これを主務大臣にゆだねるのが適当であるとされたことによるものである。

同法の目的，上記各規定の趣旨にかんがみると，同法の主務大臣であった通商産業大臣の同法に基づく保安規制権限，特に同法30条の規定に基づく省令制定権限は，鉱山労働者の労働環境を整備し，その生命，身体に対する危害を防止し，その健康を確保することをその主要な目的として，できる限り速やかに，技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく，適時にかつ適切に行使されるべきものである。

2　前記の事実関係によれば，次のことが明らかである。（1）労働省が昭和30年9月から昭和32年3月にかけて実施した大規模なけい肺健康診断の結果により，昭和34年ころには，全有所見者の約30%，1万人を超える炭鉱労働者の有所見者が存在することなど，炭坑労働者のじん肺り患の実情が相当深刻なものであることが明らかになっていた。（2）じん肺に関する医学的知見に関しては，けい肺審議会医学部会が，昭和34年9月，じん肺に関する当時の医学的知見に基づき，炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性，危険性を肯定し，その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で，け

い肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず，あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表した。(3)上記のとおり，炭鉱労働者のじん肺り患の深刻な実情が明らかとなり，じん肺に関する上記医学部会の意見が公表されたことから，けい肺に限定していた従来のじん肺に関する施策を根本的に見直す必要があると認識されるようになり，政府は，昭和34年12月，上記医学部会の意見に基づくけい肺審議会の答申を受けて，じん肺法案を国会に提出したが，同法案は，じん肺を，遊離けい酸を含有する粉じんの吸入によるけい肺に限定せず，炭じん等の鉱物性粉じんの吸入によって生じたものを広く含むものとして定義し，これを同法による施策の対象とするものであった。(4)じん肺防止のための粉じん対策の要は，粉じんの発生の抑止であるとされているが，昭和30年代初頭までには，さく岩機の湿式型化により粉じんの発生を著しく抑制することができるとの工学的知見が明らかとなっており，また，そのころまでには，軽量の手持型湿式さく岩機が実用に供されるようになっていたことから，遅くとも，昭和35年ころまでには，すべての石炭鉱山における衝撃式さく岩機の湿式型化を図ることに特段の障害はなく，現に，金属鉱山においては，昭和27年9月に金属鉱山等保安規則が改正されて以降，さく岩機の湿式型化は急速に進展し，昭和29年までにはさく岩機の湿式型化率は99.7%を達成していた。(5)しかるに，石炭鉱山においては，前記のとおり，いわば国策としての強力な石炭増産政策が推進されるなどしてきたのに，上記金属鉱山等保安規則の改正後も，石炭鉱山保安規則によるけい酸質区域指定制度が維持され，その後，前記答申に基づきじん肺法が制定された昭和35年3月以降も，指定の基準も含め，保安規制に関する大きな見直しもされずに，上記制度が存続し，せん孔前の散水，衝撃式さく岩機の湿式型化を義務付ける旨の保安規制が，一般的な保安規制に改められたのは，昭和61年11月であった。そのため，石炭鉱山においては，その大部分を占める非指定坑におけるさく岩機の湿式型化率，せん孔前の散水実施率は極めて低い状態で推移したのであり，じん肺防止対策の実施状況は，一般的な粉じん対策も含めて，極めて不十分なものであった。

以上の諸点に照らすと，通商産業大臣は，遅くとも，昭和35年3月31日のじん肺法成立の時までに，前記のじん肺に関する医学的知見及びこれに基づくじん肺法制定の趣旨に沿った石炭鉱山保安規則の内容の見直しをして，石炭鉱山においても，衝撃式さく岩機の湿式型化やせん孔前の散水の実施等の有効な粉じん発生防止策を一般的に義務付ける等の新たな保安規制措置を執った上で，鉱山保安法に基づく監督権限を適切に行使して，上記粉じん発生防止策の速やかな普及，実施を図るべき状況にあったというべきである。そして，上記の時点までに，上記の保安規制の権限（省令改正権限等）が適切に行使されていれば，それ以降の炭坑労働者のじん肺の被害拡大を相当程度防ぐことができたものということができる。

本件における以上の事情を総合すると，昭和35年4月以降，鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは，その趣旨，目的に照らし，著しく合理性を欠くものであって，国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

したがって，同項による上告人の損害賠償責任を認めた原審の判断は，正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第3 上告代理人都築弘外27名の上告受理申立て理由第4について

民法724条後段所定の除斥期間の起算点は，「不法行為ノ時」と規定されており，加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には，加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし，身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や，一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように，当該不法行為により発生する損害の性質上，加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には，当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら，このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは，被害者にとって著しく酷であるし，また，加害者としても，自己の行為により生じ得る損害の性質からみて，相当の期間が経過した後に被害者が現れて，損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。

これを本件についてみるに，前記のとおり，じん肺は，肺胞内に取り込まれた粉じんが，長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ，じん肺結節等の病変を生じさせるものであって，粉じんへの暴露が終わった後，相当長期間経過後に発症することも少なくないのであるから，じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については，その損害発生の時が除斥期間の起算点となるというべきである。これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官・藤田宙靖，裁判官・金谷利廣，裁判官・濱田邦夫，裁判官・上田豊三）

腰痛・肩こり予防マニュアル等
ISO/産業疲労研●活用できるツール

国際標準化機構（ISO）のTC 159「人間工学技術委員会」/SC3「人体測定と生体力学分科委員会」/WG5「人体測定と生体力学規格応用の人間工学的手順」は、職業性腰痛や頸肩腕障害などの作業関連運動器疾患予防を目的とした技術仕様書（ISO/TS 20646「局部的な筋肉の仕事負荷の改善のための人間工学的手順―第1部：局部的な筋肉の仕事負荷の低減の手引」を作成した（財）日本規格協会で原本（英語）を購入すると8,032円）。

（社）人間生活工学研究センター（http://www.hql.jp）から、ISO幹事国際業務運営委員会専門委員会監修の「職場の腰痛・肩こり予防マニュアル―ISO技術仕様書（ISO/TS 20646）による作業関連運動器疾患予防―」（A4・8頁のパンフレット）が発行されているが、同マニュアルでは、技術仕様書ISO/TS 20646の特徴として、以下の点をあげている。

① 局所筋負担軽減策の実施責任が事業主にあることを明記するとともに、効果的軽減対策実行のために必要な組織や活動を示している。

② 法規や規則に決められていることを遵守するという姿勢ではなく、リスク評価に基づく自主的局所筋負担軽減策の実施手順を示している。

③ 職場のリスク・アセスメント活動を支援するためのツールを提供している。とくに、作業改善指向型チェックリストによる自主対応型作業改善活動を支援することを図っている。

④ 活動評価のための手順と支援ツールを提供している。

③の作業改善指向型チェックリストに関してはISO/TS 20646に附属書Cとして示されているが、パンフレットでは、その項目を参考に「局所負担に関する作業改善のためのチェックリスト」（5群（①持ち上げ・運搬の作業負担を減らす、②負担が大きい作業姿勢・動作をなくする、③適切な装置、工具、治具、固定具を使う、④単調作業・反復作業を避ける、⑤温熱、照明などの環境や構内設備を改善する）24項目）を示している。

ISO/TC159では、この間精力的に規格や技術参考情報（TR）、技術仕様書（TS）等が開発されているが、リスク対策の原則に関しては首尾一貫しており、それは人間工学ハザーズだけではなく、すべてのハザーズ（危険有害要因）に対して共通している。それこそ現在検討されている労働安全衛生法見直しの中で、最も検討されなければならない課題であり、これら先行する成果に是非学んでほしいものである。

一方、日本産業衛生学会の産業疲労研究会の会報No.13（2004年4月1日、http://square.umin.ac.jp/of/kaiho13.htm）が、「産業疲労対策のためのツール」を特集している。巻頭言では、次のように述べられている。

「産業疲労研究会は、作業の時間経過による疲労感を調べる調査票を30年ぶりに見直し、5因子、25項目からなる『自覚症しらべ』を作成するとともに、『作業条件チェックリスト』と『疲労部位しらべ』を含め、作業条件改善のための調査ツール（三点セット）を提案した。これらは、疲労対策を産業保健活動のなかで自主的な活動として日常的、組織的に行う手がかりとなることを期待し、職場のハザードに対する共通認識を定め、対策志向型チェックリストを用いてリスクを把握・評価し、グループ討議のなかでリスクを除去、軽減するマネジメントをすることを意図している。これらツールを用いて実際の職場における試行として、『作業条件チェックリスト研修会』もこれまでに7回実施し、成果をあげてきている。同様なツールとして、筋骨格系の負担を軽減し、障害予防を目的とするISOの技術指針（ISO/TS 20646「Ergonomic procedure for the improvement of local muscular workloads」）も発行され、JIS化の検討も始まる動きもある。

本号では、調査手法を含め、産業疲労対策に結びつくツールに関する特集を企画してみた。同時

に、この4月［14日］、名古屋で開催される日本産業衛生学会の自由集会のなかでは、第62回産業疲労研究会として『職場改善ツールの有効な使用方法』に関するワークショップを企画している。産業疲労研究が職場の安全性と健康性、さらには快適性をつくりだすことに貢献するために、作業改善や職務の再設計に結びつけたツール、それを用いた活動を日常的な産業保健活動に組み込む方策の議論に結びつけたいと考えている」。

研究会のメンバーは現場での実践活動に熱心であり、例えば、名古屋市立大学大学院医学研究科労働・生活・環境保健学「自主対応型作業改善グループ」では、ISO技術仕様書（ISO/TS 20646）による作業関連運動器疾患予防活動の具体的な展開方法に関しての問い合わせに応じている。今後の展開に注目したい。

船員初の中皮腫労災認定

広島●蒸気船機関室で石綿曝露

日本郵船の元船員・笠原昭雄氏（71歳、広島市在住、次頁写真は笠原さんご夫妻）が、「約1年前に発症した悪性胸膜中皮腫は蒸気船内機関室作業での石綿曝露が原因」として、東京社会保険事務局（以下、事務局）に対して、船員保険保険法上の職務上認定（労災認定）を求めていた件で、事務局は3月末までに認定通知を行った。船員に適用される船員保険では初めての中皮腫労災認定となったとみられる。

マスコミ報道で「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の存在を知り、相談電話を同センターにしたことが今回の認定につながった。地域的に近いということで、関西労働者安全センターが支援した。

船員というこれまで表面化してこなかったケースということであり、あらためて石綿についての情報発信の重要性を認識するとともに、被害者救済の緊急性を痛感している。

笠原氏は、1951年に日本郵船に入社、蒸気機関をもつ貨客船・貨物船の機関室船員として57年に神戸で下船するまで勤務した。その後は、ディーゼル船に乗船し、1960年に退社、その後は、石綿曝露とは無関係の職場に勤めた。

石綿粉じんを浴びたのは、主に蒸気機関船時代の作業だった。乗船したのは、いわゆる「戦時標準船」と言われ、労働環境は劣悪を極めた。笠原氏や当時の同僚2名の証言によると、たとえば、石炭をたく「缶」の中には、ファイアーブリッジと言われる部分があり、ここには石綿を混ぜたセメント（アスベストセメント）で固定されたレンガが積み重ねてあった。補修時は、高温で崩れたレンガなどを缶から掻き出すなど缶の中に入って作業をした。アスベストセメントをつくるために石綿の袋から出して、セメントと混ぜるときも石綿粉じんが飛散した。また、蒸気パイプ、チューブなどの保温・断熱のためにいたるところにアスベストクロス・ロープ・テープが使用されていた。倉庫にそれらが保管されていて、必要な分をカッターで切断して、使用した。切断時には、粉が光の中をキラキラ舞っていた。パイプにアスベストクロスを巻くときは、紐状のものをびっしり巻きつけて、その上にクロスをかぶせて、さらにその上からペンキを塗っていた。

2002年7月ごろ、趣味の鮎捕りでの潜水や居合道の際に息切れがするようになった。翌2003年9月の職場健診で右肺の陰影所見を指摘されるが、精密検診不要と判定されたものの不安だったので、11月に市民病院を受診、2度目の胸腔鏡検査で、「悪性胸膜中皮腫」と診断された。主治医から、過去にアスベストに関係した仕事をしていないかと聞かれ、すぐに船員時代のことを思い出した。労災申請を医師からすすめられたが、昔のことでもあり、どのように手続きをしていいかわからずいたところ、2003年9月、地元紙・中国新聞にアスベストホットラインの記事が掲載されたのをみて、東京のアスベストセンターに電話したことで労災申請の道が開けた。

船員の場合には、船員保険法というひとつの法律の中で、労働災害職業病（法律上は職務上災

害という)と私傷病の両方を取り扱う。もちろん、労災になれば給付水準は格段に上がる。船員保険の申請は、所属会社の本社所在地を管轄する社会保険事務局に行う。日本郵船は東京だったため、東京社会保険事務局に職務上災害として申請した。労災保険と類似の調査の末、2003年11月に書類を提出し、3月に正式通知が本人に送られてきた。12月に、東京まで出向いて、直接担当者に早期認定を要請したが、これも認定までの期間を比較的短くする結果となっただろう。

東京社会保険事務局では、「中皮腫の職務上災害認定事例は聞いたことがない」ということだった。以前に、船員保険を所管する社会保険庁に同様の問い合わせをしたことがあったが、そのときにも船員保険での中皮腫認定は把握していない、とのことだった。そもそも、船員保険では労災職業病統計をとっていないという問題点があることも、そのときわかったので、本当に第一号かどうかは疑問なしとしないが…。統計をとっていない、ということ自体は今後問題にしなければならないだろう。

笠原氏らの証言から考えて、多数の船員がかなりの石綿曝露を受けていたことを知ることになった。広く世間に笠原氏の受けた被害を知らせることが有意義と判断し、笠原氏の承諾を受けてマスコミに情報提供したところ、新聞報道されるところとなった。また、船員当時に所属していた全日本海員組合も、機関紙上で大きく取り上げた。報道への反響が注目される。

船員で初の中皮腫労災認定となった笠原昭雄さんご夫妻

× × ×

私が最初にお手伝いをさせてもらったのが、広島市在住の故笠原昭雄さんだった。中国新聞の「アスベストホットライン」の記事を読んで、東京のアスベストセンターに相談電話が入ってきたことがきっかけだった。

昔、蒸気船の機関員としてボイラーの缶を焚く仕事等に携わり、その後に転職して数十年。平成14年9月に異常を訴えて病院を受診。その後の検査でついた病名は悪性胸膜中皮腫というアスベスト特有の癌である。「この病気はアスベストでなる」という医師の言葉にも、「まさか何十年も前の仕事が原因だとは」思いもよらなかったそうだ。

広島の自宅にお伺いした時の笠原さんの印象は「がっちりとした体格の、物静かな紳士」という感じだった。にこやかな笑顔で迎えてくれて、昔の船員時代のお話をされる時には非常に誇らしそうに話されたのが、印象的に残っている。必要な情報をお聞きして、お宅を去るときに、「果たして、日本郵船は証明を書いてくれるでしょうか?」、「私が生きている間に、認定されるでしょうか?」といったことを危惧されていた。

ご本人の希望を叶えるべく、関西労働者安全センターの片岡さんと必死になって頑張り、なんとか生存中の認定は実現したものの、認定後間も無く他界された。せっかく認定されたのだから、これからはゆっくり養生して長生きしなきゃ」と放射線治療で弱った顔に笑みを浮かべて語っていたのに。今にして思えば、逝去される前日に、「古川さん、これからもよろしくお願いします」と苦しい息の下で語られたのは「遺言」となってしまった。4回しかお目にかかっていないのに、笠原さんは厚い信頼を寄せてくださっていた。それは、このアスベストが原因である中皮腫という病気の「孤独性」にある。40年も前の仕事が原因で発病するということが非常に理解しがたいことであり、その病気の情報の少なさから来る孤立感。死の覚悟を強いられても

なお、自分の状態を理解してくれる人はほとんどいない。

そのような状態の中で、私たちと出会うまでは、笠原さんはひとりで、死の恐怖と対峙してきたのだ。笠原さんへの哀悼の意を込めて、一刻も早く、潜在的にいるであろう患者さんを掘り起こして救済しなければ、と決意を新たにした。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会世話人　古川和子

不払残業代含めた労災給付

愛媛・神奈川●審査官の相反する裁決

残業代がきちんと支払われていないまま労災に遭った時、労働基準法違反部分を是正して労災給付することは、当然のようで案外なされていない。1・2月号86頁で報告したAさんの年金と、小笠原さんの休業補償について、相次いで審査官が決定を下した。Aさんは主張が認められ、年金額が上がったが、残念ながら小笠原さんは認められず、再審査請求をすることになった。

● Aさん【現処分取消、年金額変更】

2000年9月に急性心筋梗塞で亡くなられたAさんの労働時間は、毎月80時間から100時間以上にのぼっていた。それは、現場での労働時間に、現場までの移動時間をも加えたものであり、労働基準監督署はそれに基づいて業務との因果関係を認めた。確かにタイムカードなどで細かい時間管理はされていないし、残業代は全く支払われていなかったが、会社も事実関係を認めている。

ところが、審査請求における原処分庁の意見として、監督署長は、Aさんの時間外労働時間は、「業務上外判断のために推認したものであり」、「時間外労働割増賃金の確定額を立証したものではない」と意見を述べた。監督署の内部で、労災の担当と監督官が別々であることは仕方ないにしても、そう言うのであればきちんと監督官が調査して確定すればよいのに、全くふざけた主張である。

愛媛労働局労災保険審査官は、「事業主から提出された労働時間等に係る資料」に「基づき時間外労働時間等を認定していることから、これに基づき時間外手当を算出し、よって賃金を確定させることが理にかなっていると判断される」と明快に決定。

Aさんの会社は零細企業であり、定められていたはずの退職金すら出ないような状態で、到底、民事損害賠償を取れるようなケースではない。年金額が正当なものとなり、本当によかった。

● 小笠原さん【認められず】

小笠原さんは、「工場長」ということで、賃金も定額で、いくら残業しても全く変わらなかった。しかし、工場長になったときも特に賃金に変化はなく、就業規則には、役職手当があると記されているのに、それも支払われていない。タイムカードで労働時間管理もされており、実態は労働者であるということで、審査請求をしていた。

ところが、不当にも、神奈川労働局労災保険審査官は、小笠原さんが「管理監督の地位にあるもの」として、請求棄却。つまり、労働時間や休憩、休日などの労働基準法上の規制も受けず、時間外割増賃金も支払われない。その理由として、タイムカードを打刻しているが早退や遅刻で賃金カットされていない、自己の裁量で休憩をいつでも取得できた、賃金や一時金が他の労働者よりも高額であるということである。

しかし、その根拠となる調査内容が極めてずさんとしか言いようがない。監督署は、就業規則に工場長は「管理監督の地位にある者」としてあるということを確認したに過ぎない。審査官は、本来もっと具体的に事実関係を調べるべきであろう。ところが、社長への文書による照会と、一人の係長への簡単な聴き取りだけである。実は、この会社では、パート・アルバイトを入れても20人ほどの会社で6人もの「管理監督の地位にある者」（係長以上）がおり、全員残業代がない。例えば、聴取された係長は、12年程前に月給制になり、それから残業代は出ないが、賃金が増えたので、残業代も含まれていたと思うと述べている。では、どれだけ増え

たのか、具体的に残業時間は何時間なのか、肝心なことを審査官は確認していない。

審査請求代理人としては、残業のない人の職務内容と賃金の整合性を確認すること、聴取するとすれば、小笠原さんの先輩で一番長く会社にいると思われ、一般労働者、「管理監督者」、定年後に嘱託（アルバイト）という立場で働いてきた人への聴取とその賃金の確認が最も合理的かつ適切だと主張したが、採用されなかった。小笠原さんは確かに製造部門の責任者ではあったが、それに見合ったきちんとした手当や具体的な裁量内容は全く明らかではない。人事考査や総務的なことはもちろん、経理、経営的には全くノータッチだ。

ただちに再審査請求すると共に、早急な調査を求める要望書を労働保険審査会長に提出した。

（神奈川労災職業病センター）

22年目のじん肺労災認定

沖縄●沖縄の元ハツリ労働者

那覇市の隣、浦添市に在住する伊良皆徳助さん（85歳）は、1982年にじん肺による呼吸機能障害で身体障害3級の認定を受けて、今まで療養生活を送ってきた。1999年からは、在宅酸素療法を受けるようになった。

伊良皆さんは、沖縄本島の西に浮かぶ人口約千人の離島・粟国（あぐに）島出身。本誌でも何回か報告した島出身のハツリ労働者のうちでも、戦後で最も古い人のひとりだ。

伊良皆さんは、14歳の時に島を出て、大阪市北区の染工場などで働いた後、戦争で召集され、命からがら沖縄にもどったのち、戦後、ずっとハツリ一筋で、主に大阪で働いた。様々な解体現場や大正区の中山製鋼の中でも、仕事をしたことがあるという。

その伊良皆さんを知ったのは、彼の親戚筋のハツリ労働者が肺結核で入院中に、肺がんを発症してあっという間に亡くなった件がきっかけだった。そのころから、大阪のハツリ労働者の相談を受けたときは、「同じような被害にあっている人が、大阪でも沖縄でもいたら、紹介してください」とお願いするようにしていた。

浦添市内の伊良皆さんのアパートは、とても見晴らしがよくて、気持ちよく風が吹き抜ける。担当の訪問看護士に案内されて、昨年会うことができ、労災請求することになった。伊良皆さんの申立書を作成し、主治医にじん肺健診結果報告書を作成してもらい、休業補償請求書を作成して、最終粉じん職場のときの雇用主を管轄する大阪・天満労働基準監督署に提出した。

労基署からは、労災課長らが沖縄に出張し本人聴取を行い、関係医療機関をまわった。その調査の中で、入院先での呼吸機能検査から1999年7月から、すでにじん肺管理区分「管理4」相当であったことが認められたため、制度上はその時点から労災が適用可能ということになった。そして、ようやく4月下旬に業務上認定された。

「じん肺だと言われて、役所にも相談したんだがどうにもできなかった」伊良皆さんの言葉に少しでも応えることができたのではないだろうか。こうしたケースが知られれば、今後、救済される人が徐々にでも増えていくのではないかと思う。

昨年10月に訪ねたときに、「私が新聞に出ました」と沖縄タイムス（2003年10月12日付け）を見せてくれたのが、次頁の記事だ。伊良皆さんは今、地域の人たちに支えられて生活している。労災認定されても何も変わらない。

しかし、私たちが伊良皆さんと知り合いになることで得たものは大きかった。おそらく、労働行政や医療関係者にとっても大切な経験になったのではないだろうか。認定後に会った浦添市役所福祉課の担当者が、沖縄のハツリ労働者のおかれている状況について、とてもまじめに聞いてくれたことがたいへん印象に残った。

関西労働者安全センターがかかわった、沖縄在住の元ハツリ労働者のじん肺労災認定は、これで2人目となった。現在は、2件の遺族補償請求が進行中だ。

（関西労働者安全センター）

沖縄タイムス　2003年(平成15年)10月12日 日曜日　1版　社会 26

第5部 老いと暮らし

長寿の島の政路 ●126

介護サービスに安心感

独居④

スタッフ連携し緊急対応

配食で病状改善

いろんな人の手

4年間かかわる訪問看護の宮里さんとは「げんかするほど仲良し」と話す伊波栄さん。訪問中は2人のおしゃべりが絶えない＝浦添市

責任無自覚な大企業担当者

神奈川●韓国人労災損害賠償交渉

出稼ぎ韓国人労働者のHさんは、1999年11月に、住友重機械工業浦賀造船所で、塗装前の汚れを取る研磨作業に従事していた。住友が大正産業という塗装会社に発注し、さらに三和興業という業者が下請け、さらにI氏が、日雇い労働者ら数名を集めて現場に入ったのである。

11月19日午後3時頃、作業で使うコアナブラシの針金が、Hさんの右目に突き刺さった。当日は痛くて作業をやめたが、翌日からは普通に働いていた。ところが約1か月後の12月15日の夜、就寝中に突然眼が痛くなり、病院へ行く。詳しい検査の結果、すぐに入院、手術を受けることになった。この時に、ひとりでも入れる労働組合よこはまシティユニオンに加入した。

事故から月日の経ってからの療養開始ということもあって、横須賀労働基準監督署で、詳しい事実関係の聴取などが行われた。そこには、会社の安全担当者なども出席したが、「そんな人は雇っているかどうかわからない」、「どうして韓国名ではなくて、日本名で就労したのか」などと、自らの労務管理責任を棚に上げた姿勢で、非常に腹立たしいものだった。

調査の結果、2000年10月に労災認定された。医療機関からは、すでに10月に症状固定していると言われたので、障害補償請求をした。ところが、その決定のための診断で行った労災病院では、もう少し治療を続けないと緑内障になって、失明の恐れもあるとされた。2003年3月に、ようやく症状固定となった。しかし、今後もずっと数種類の目薬を毎日3回点眼する必要があるとのこと。視力はだいぶ回復したが、重い機能障害が残った。同年5月に障害等級12級の決定がなされた。

会社との損害賠償をめぐる交渉が始まり、住友と大正産業が対応することになった。住友の総務担当者は、自分たちは発注者に過ぎないので「オブザーバー」だと称しているわりには、障害補償請求の際の診断書のコピーを出せ、通院日を正確に教えろ、などと裁判所のように細かい。しかも、それが要求への回答に反映されるどころか、日程調整の連絡をすると言ったくせにしない、約束した交渉に来ない、回答をある程度事前にすると言っても、前日に電話を寄こすなど、不真面目な対応に終始した。

ねばり強い交渉と大正産業に解決したいという強い意欲があったので、ようやく2004年2月に合意に至ったが、最後まで、住友の不誠実な対応は変わらなかった。不愉快な発言がなかったのは、まさに合意に至る最後の交渉日だけである。これが労災やじん肺をたくさん起こしてきた企業の総務の現状なのかと腹立たしく思うよりも、あきれるばかりである。

（神奈川労災職業病センター）

最新 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働の場での安全と衛生を確保し、労働災害を防止するために頻繁に改正が行われ、規制の内容は複雑かつぼう大なものになっています。本書は、法の全容を要説するとともに、解釈・運用上の問題についても最新の法令に基づき詳述したものです。

［第6版］
2004年4月発行
井上 浩 著
A5判 255頁 3,600円

中央経済社 〒101-0051 千代田区神田神保町1-31-2
TEL(03)3293-3381 www.chuokeizai.co.jp

改訂5版
労働者派遣法入門

2004年3月1日施行の労働者派遣法改正（紹介予定派遣の新設、製造業務の派遣禁止の解除、派遣期間の延長、安全衛生の確保等々）の関係法令、指導基準、関係諸通達対応。

2004年5月発行
吉川照芳 著
四六判 390頁 2,200円

経営書院 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-7 清瀬会館
TEL(03)3237-1601

最新 労災保険法

実務指針とされている行政通達をベースに、業務上外の判定、給付基礎日額の算定、治癒認定等のまさに実務そのものといえるテーマに重点を置き、一部戦前の解釈にもふれながら解説。第2版では、急増する過労自殺に対する新しい認定基準を含め、最新の内容に刷新。

［第2版］
1999年11月発行
井上 浩 著
A5判 292頁 4,700円

中央経済社 〒101-0051 千代田区神田神保町1-31-2
TEL(03)3293-3381 www.chuokeizai.co.jp

労災職業病なんでも無料電話相談専用 フリーダイヤル常設化

0120−631202

SHC

全国安全センターのネットワークでは、上記の電話番号（0120-631202）で常時相談を受け付けています。複数の地域センターが分担して全国をカバーしており、最寄りの相談窓口につながります。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京 ●NPO法人 東京労働安全衛生センター　E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京 ●三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5　TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京 ●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内　TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川 ●社団法人 神奈川労災職業病センター　E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505　TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟 ●財団法人 新潟県安全衛生センター　E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481　TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127

静　岡 ●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8　TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

愛　知 ●名古屋労災職業病研究会　E-mail roushokuken@be.to
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1　TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420

京　都 ●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階　TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　阪 ●関西労働者安全センター　E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602　TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278

兵　庫 ●尼崎労働者安全衛生センター　E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫 ●関西労災職業病研究会
〒660-0803尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協長洲支部　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫 ●ひょうご労働安全衛生センター　E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号　TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島 ●広島労働安全衛生センター　E-mail hirosima-azcenter@cronos.ocn.ne.jp
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル　TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110

鳥　取 ●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内　TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

徳　島 ●NPO法人 徳島労働安全衛生センター　E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内　TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113

愛　媛 ●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター　E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9　TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467

愛　媛 ●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6　TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知 ●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28　TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊　本 ●熊本県労働安全衛生センター　E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック　TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分 ●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ソレイユ」1階　TEL(097)537-7991 /FAX(097)534-8671

宮　崎 ●旧松尾鉱山被害者の会　E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14　TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

鹿児島 ●鹿児島労働安全衛生センター準備会　E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5216 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F　TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701

自治体 ●自治体労働安全衛生研究会　E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階　TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島 ●福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内　TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

安全センター情報2004年6月号（通巻第309号） 2004年5月15日発行（毎月1回15日発行）
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL（03）3636-3882 FAX（03）3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/